

令和 7 年第 1 回竜王町議会定例会（第 4 号）

令和 7 年 3 月 2 4 日

午前 9 時 0 0 分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（第 4 日）

日程第 1 一般質問

一 般 質 問

- 1 児童育成支援拠点事業の取組は……………鎌田勝治議員
- 2 放課後等デイサービス施設開設へ向けた取組状況は……………鎌田勝治議員
- 3 ふるさと納税の持続的な取組について……………山田義明議員
- 4 令和7年度の带状疱疹ワクチン事業は……………磯部俊男議員
- 5 町制施行70周年に向けて……………磯部俊男議員
- 6 竜王中学校の今後は……………大橋裕子議員
- 7 「病児・病後児保育の取組」の進捗状況は……………大橋裕子議員
- 8 消防団員の休団制度と免許問題への対応は……………中村匡希議員
- 9 ボランティアポイント制度の導入は……………中村匡希議員
- 10 これからの農業に対する町の考え方は……………森島芳男議員
- 11 英語教育推進事業は……………森島芳男議員
- 12 町道山之上岡屋線のバイパス化は……………澤田満夫議員
- 13 希望が丘公園の東口付近の整備は……………澤田満夫議員
- 14 訪問介護の基本報酬の引き上げと事業の充実を……………橘せつ子議員
- 15 P F A Sの河川調査結果に基づく原因解明を……………橘せつ子議員
- 16 農地集約化と圃場整備のあり方は……………橘せつ子議員
- 17 2025年度の国民健康保険税はどうなるのか……………橘せつ子議員
- 18 滋賀県教育委員会の「滋賀・体験の日」の導入を受けて……………橘せつ子議員
- 19 町立図書館の機能強化と他施設との連携は……………内山英作議員
- 20 町内自転車道の整備は大丈夫か……………内山英作議員
- 21 空き家を活用した移住促進は……………内山英作議員
- 22 竜王町北東部の拠点整備は……………内山英作議員
- 23 平和行政について……………若井政彦議員
- 24 子育て支援施策の拡充について……………若井政彦議員
- 25 漏水事故の再発防止は……………三宅政仁議員

2 会議に出席した議員（12名）

1 番	中 村 匡 希	2 番	三 宅 政 仁
3 番	若 井 政 彦	4 番	大 橋 裕 子
5 番	鎌 田 勝 治	6 番	橋 せつ子
7 番	澤 田 満 夫	8 番	磯 部 俊 男
9 番	内 山 英 作	10 番	森 島 芳 男
11 番	山 田 義 明	12 番	小 西 久 次

3 会議に欠席した議員（なし）

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長	西田 秀治	教育委員会教育長	甲津 和寿
副 町 長	杼木 栄司	住 民 福 祉 主 監	川嶋 正明
産 業 建 設 主 監	井口 清幸	会 計 管 理 者	寺本 育美
総 務 課 長	町田 啓司	未 来 創 造 課 長	岩田 宏之
中心核整備課長	森 徳男	税 務 課 長	奥 敏和
生活安全課長	富田 尚弘	住 民 課 長	臼井由美子
福 祉 課 長	中原 江理	健 康 推 進 課 長	野村 博嗣
自 立 支 援 課 長	小森久美子	農 業 振 興 課 長	中島 孝之
商 工 観 光 課 長	西村 忠晃	建 設 計 画 課 長	中西 政也
上 下 水 道 課 長	越智 裕彰	教 育 次 長 兼	森岡 道友
学 校 教 育 課 長	安食 敬	教 育 総 務 課 長	
図 書 館 長	西川久美子	生 涯 学 習 課 長	山中 知樹

5 職務のため議場に出席した者

議 会 事 務 局 長	寺嶋 要	書 記	井村奈緒美
-------------	------	-----	-------

開議 午前9時00分

○議長（小西久次） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12人であります。よって、定足数に達していますので、これより令和7年第1回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 1 一般質問

○議長（小西久次） 日程第1 一般質問を行います。

質問及び答弁は、簡単明瞭に要旨のみ願います。

発言通告書が先に提出されておりますので、これに従い質問願います。

それでは、5番、鎌田勝治議員の発言を許します。

5番、鎌田勝治議員。

○5番（鎌田勝治） 令和7年第1回定例会一般質問。5番、鎌田勝治。

本日は、2件の質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず1件目。

児童育成支援拠点事業の取組は。

こどもまんなか社会に向けて令和5年にこども家庭庁が設立され、こどもや子育て家庭、若者を取り巻く課題が複雑化、深刻化していることから、こども施策を包括したこども計画の策定を推進されております。

本計画については、本年2月の教育民生常任委員会で、令和7年度から令和11年度までの5年間を対象とする第3期竜王町こども計画の素案が報告されております。その中で、今回新たな事業の1つとして計画に盛り込まれたのが児童育成支援拠点事業であります。本事業は、既にNPO法人竜王子育てネットワークがひだまり学舎を拠点として、休眠預金を活用した補助金により地域総動事業として展開しております。

以上を踏まえて、次の2点についての町の見解を伺います。

1、同法人が従来から展開している地域総動事業に対する町としての評価と、この事業が現時点で国が示す児童育成支援拠点事業の補助金対象の要件を満たしていると思うか。満たしていない場合の課題は。

2、要件を満たしている場合、児童育成支援拠点事業を推進するに当たり、同

法人の事業を町として支援することが最も効率的かつ効果的であると思いますが、  
については、現法人が活用している補助金が令和7年度で終了することから、国へ  
の申請をできるだけ早い時期に実施すべきと考えますが、町としての方針は。

以上、よろしくお願いします。

**○議長（小西久次）** 野村健康推進課長。

**○健康推進課長（野村博嗣）** 鎌田勝治議員の「児童育成支援拠点事業の取組は」  
の御質問にお答えいたします。

1点目の御質問につきましては、子どもの豊かな育ちと学びを保障する上で、  
NPO法人さんが取り組んでおられる地域総動事業による子どもの居場所づくり  
は、子どもが家庭や学校以外でも心地よく過ごせる場となっており、子どもや保  
護者にとって価値のある事業と評価しております。

また、児童育成支援拠点事業は、国において新たに令和6年度から子ども・子  
育て支援施策として追加された事業でありまして、養育環境に課題を抱える学童  
期の児童に対して、学校終了後の家庭以外の居場所や食事の提供、宿題などの学  
習支援等を行うことが主な目的となっております。また、不登校の児童や学校生  
活になじめない児童も対象とし、地域の実情に合わせて中高生も利用可能な事業  
とされています。

このようなことから、現時点のNPO法人が取り組んでいる子どもの居場所づ  
くりは、学校に登校できていない子どもが利用しているため、要件を満たしてい  
ると考えております。

2点目の御質問につきましては、事業の推進には議員御提案の方法が効率的で  
あると思われますが、一方で、公平な観点から広く他の事業所の参入も視野に入  
れる必要があります。

国への申請につきましては、事業実施年度に行うこととなりますが、その前年  
度には概数での事業見込み調査がございます。事業の活用につきましては、財政  
担当課や教育委員会と十分に調整の上、前向きに進めてまいりたいと考えており  
ます。

以上、鎌田議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 鎌田議員。

**○5番（鎌田勝治）** 今の回答を聞かせていただいて、前向きに検討していただく  
ということだったんで、それはそれで納得させていただきます。

何点か再質問させていただきます。

今、不登校という話が出ましたので、「不登校」というワードでちょっと質問させていただきたいんですが、3月1日に南彦根のほうで「みんなで進めよう！しがの不登校支援～文科省キャラバン in 滋賀」という一種のシンポジウムみたいなものがあったんですが、その席で令和5年度の不登校児童生徒、小中学生合わせて全国で35万人というふうに言われておりました。

その席でいろいろ講演とか、あるいは実際に活動されている法人さんとかの事例紹介とかがあったわけですが、そのときに私が聞いてて強く感じたのは、ある講師の方というか、講演をされた先生がおっしゃっていたのが、こういう不登校になった子たちが社会的に自立ができれば、必ず人の痛みが分かる大人になるということを言われておりました。私もそこにはすごく共感しまして、恐らく痛みを感じている子というのは、自分が大人になったときに多分それを大きく感じて、人にやさしくできる大人になるんじゃないかなというふうに私は思ったところでした。

それで今回、第3期竜王町こども計画の中のアンケートがありました。これは令和5年度の調査結果らしいんですが、それを見たときに唖然としたのが、要は、親から叩かれたり立たされたりという経験を持った子が4割以上いるんですね。小学校も中学校も。なおかつその中を見ますと、複数回、ほぼ毎日叩かれたり立たされたりしている子というのが、小学校でいうと14.5%、中学校も15.7%、そういう子たちは約半分の子が自分を嫌いなんですね。これは非常に心配になる数字やなと思ってそのアンケート結果を見ておったんです。

そこでちょっと質問させていただきますが、令和5年に同僚議員のほうから、これは教育委員会のほうに不登校児童生徒への対応とフリースクールについての考え方ということで質問させていただいたときに、執行部からのそのときの答弁は、フリースクールの活動実態の詳細な把握がまだできていない。したがって、フリースクールの公的支援のあり方については今後検討していくというような、ざっくり言えばそういう回答だったんです。その後、約1年経過して、そういう検討結果というのはどうなっているのかなと。今回、私が質問させてもらったこの児童育成支援拠点事業というのは、まさしくフリースクールのことやというふうに思いますので、その点を含めて教育委員会の見解をお伺いしたいというのが、まず1点目です。

2点目が、先ほどの野村課長の答弁で、2点目の私の質問に対する回答として、公平な観点から広くほかの事業所の参入も視野に入れる必要があるという御回答

でしたが、私もそう思います。何も今の法人に決めつける必要はないと思いますし、当然広く公募すべきやろうというふうに思います。ついては、その公募するに当たってのスケジュールみたいなものがもしあれば、それをお聞かせ願いたいということ。

それと今回の事業については、先ほど私が質問で申し上げたように、令和7年度で今の休眠預金を使った事業が終わるんですね。そうすると補助金がなくなるわけです。今の法人さんが非常に活動ができなくなるということもあるので、これは実施年度に申請を行うとありますが、今年やらないと来年はもう事業ができないですね。その辺りをどう考えておられるのかちょっとお聞かせ願いたい、その3点をよろしくお願いします。

**○議長（小西久次）** 安食学校教育課長。

**○学校教育課長（安食 敬）** 鎌田議員の再質問の1点目について、学校教育課のほうでお答えさせていただきます。

令和5年度の第3回、第4回の一般質問においてもフリースクールについての御質問をいただいて、そこで回答させていただいておりまして、それ以降についてフリースクール等の取扱いについては、学校教育課としても注視しながら進めてきたところでございます。

現在のところ、例えばフリースクールに対する補助とか、そうしたものについても今、県のほうが補助について固めてきているというところで、その動向で今後、竜王町もそれについて呼応していくという形でさせていただくと、検討という形を今進めておるところでございます。

フリースクールにつきましては、第三の居場所ということで県のほうでも頻繁に会議等もしておりまして、それに当課の係長等が出席しまして意見交換をしておるところで、やはり連携をして子どもの支援に当たっていくというところでございます。

フリースクールについては、利用ニーズを確認している町内の児童生徒については、背景が様々でありまして、一概に地域の一事業所でカバーできるということでもないこともありまして、例えば学校以外の場で療育的内容やより専門性を求めて保護者が他市町にあるフリースクールから選択される場合もございますし、学校という集団生活の場になじみにくい、子どもにとって学びの場を求めて検討されるケースなどあるということで、例えば、今実際に子どもが通っているフリースクールのほうを当課の課員が訪問して、そのほうで意見交流をしていると

いうところもございます。

いずれにしましても、フリースクールと連携していくということにつきましては、滋賀県教育委員会民間施設利用における指導要録上の出席扱いに関するガイドライン等も含めましてを参考に、児童生徒の安全確認や本人と家庭を支援するために必要な情報連携等を可能にするための対応を学校と連携しながらさせていただいているというところでございます。

以上、お答えさせていただきました。

**○議長（小西久次）** 野村健康推進課長。

**○健康推進課長（野村博嗣）** 鎌田勝治議員の再質問の2点目及び3点目についてお答えさせていただきます。

まず、2点目のこの事業実施に向けてのスケジュール感でございますが、現時点におきましてのスケジュール感というのを定めているものではございませんが、参考としましては、県内で実施しておる市がございますので、そこに確認をすることと併せて、滋賀県にもどのような手法ですかというふうな形で今後、令和7年度のスケジュールを決めていきたいなというふうに思っておるところでございます。

もう一点の事業実施年度に申請しても間に合わないのではないかとというところでございますが、私の答弁に不適合な部分があったかもしれませんが、前年度といたしますと、令和7年度に概数での事業見込調査を実施いたしますと、それを基に国が予算編成を行われまして令和8年度予算が確定するわけでございます。そうなりますので、事業実施年度が令和8年度から実施するとなれば、令和7年度の事業見込調査の概数によって算出されるということから、間に合わないというふうなものにはならないということをお伝えできればなというふうに感じておるところでございます。

いずれにいたしましても、現時点におきましては、どのような事業所で取り組んでいただくとかいった、そういった詳細まで詰まっておらないところでございますが、財政面の負担も生じますことから、先ほどの答弁と重なりますが、財政担当課と教育委員会とは慎重に検討を重ねた中で前向きに取り組んでいきたいということで、御回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 鎌田議員。

**○5番（鎌田勝治）** まず教育委員会のほうですが、先ほど課長のほうからお答えいただきましたが、正直よく分からない答弁でした。前回と何が変わってるんで

しょう。それが分からなかったので、もう一度答弁をお願いしたいというのが1つ。

それと、野村課長の説明はよくよく理解をしました。これは念のための確認ですけど、当然先ほど公平性を保つために公募をかける、このかけ方については県とも相談をする、よく分かります。その上で、令和8年度から実施する事業については支障がないように令和7年度中にそういう調整を全て終わらせるということの理解でよろしいですか。そこだけちょっと確認のためのもう一度お願いします。

**○議長（小西久次）** 甲津教育長。

**○教育委員会教育長（甲津和寿）** 鎌田議員の再々質問について、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

今、課長が回答させてもらったフリースクールの件のことは先ほどのとおりでございますが、まず私たち教育委員会として、学校として考えていくべきこととしては、いわゆる不登校、あるいは学校へ行きづらい子どもたちについて、やっぱり学校がどこまでしっかりとまずは受け止められるかということ、それについては学校の受皿というか、そこをしっかりと改めて構築していこうということで、今までから配置はしておりますけれども、別室不登校対応支援員を核としながら、また学習支援員、あるいは低学年支援員というのも両小学校にも配置しておりますので、そういった支援の職員を基にしながら、教室になかなか入られないけれども学校へ来られる子の対応、あるいは、朝のみんなと同じようには登校できないけれども、早朝からだったら少し学校へ来られる子、夕方、放課後登校をする子もおりますので、そういう子どもたちにまず学校を挙げて教育委員会と連携しながら子どもたちの支援をしていくこと、これが第一義だというふうに思っております。

そして、第二義といたしまして、今年度から立ち上げました教育支援ルーム「なないろ」、今年度数名の子どもたちが利用してくれていますが、公的な学校外の支援機関としての強化ということで、今年度は「なないろ」を充実させていこうということで1年間取り組んできた中で、そこに関わってくれた子どもたちは、体験活動だとか、また日頃なかなかできないようなことを指導員と一緒に取り組むというようなことが今年、少し形になってきたというところでございます。こういったことを教育公的支援としてしっかり取り組んでいく必要があると思います。これが第二義です。

そして、私たちとしては、第三義という言い方がいいか分かりませんが、先ほど来話題になっている、いわゆる第三の子どもの居場所づくり、いわゆる第三の人との関わり、この点についてはまさにフリースクールというような形もありますし、竜王でいえば、既にネットワークとして取り組んでいただいているNPO法人がごいますので、そこと連動していくと。そのときに私たちと、行政の窓口でいえば健康推進課とが一緒に子どもたちのことを考えていく、教育と福祉の連動の中で考えていく第三の居場所ということになろうかなと。そのフリースクールへの子どもたちへの関わりだとか、支援というのをさらに考えていこうというところですが、先ほど申しましたように、やっぱり第一義、第二義をしっかり我々がやっていくことが大前提でございますので、そこが弱い中で、じゃあ、もう第三の居場所というところにもうお任せしましょうというわけには私たちはいかない、やっぱり子どもたちに学びの保障、居場所の保障をしていく、それは学校であり、また、学校へ行けなくてもほかの場であるというふうに考えておりますので、そういった形で進めてまいりたい。

そういう意味では、昨年末に「地域でつくるこどもの第三の居場所」シンポジウムというのを竜王町で開催していただきました。非常に有意義な会だったというふうに思っておりますので、私もそこへも参加させてもらっておりますし、行政として教育委員会からも、そして福祉部門からも出席をしてくれていたというところで、しっかり情報収集もしながら取組を応援していく、また一緒になってやっていくというふうに考えております。そういう意味では今回、御提案いただいている児童育成支援拠点事業といったことの進めについても、一緒になって相談もまた乗りながらやっていければというふうに思っておりますのでございます。

以上、鎌田議員への再々質問の私のお答えとさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 野村健康推進課長。

**○健康推進課長（野村博嗣）** 鎌田勝治議員の再々質問の2点目についてお答えいたします。

この児童育成支援拠点事業につきましては、1回目の答弁で答えさせていただきましたとおり、まずは養育環境に課題を抱える子どもたちに対する支援、また、不登校の児童や学校生活になじめない児童への支援といったところでの立ち位置で事業が設置されているところでございます。

本町におきましては、この養育環境に課題を抱える子どもたちというところで、例えばですが、親が終日、数日間において家を空けて子どもたちだけで過ごして

いるような家庭であったり、日頃常に暴力を振るわれているお家ということにはなりますが、本町におきましてはそのようなご家庭は今のところ確認しておりませんので、進めていく上ではこの不登校児童や学校生活になじめない子どもがメインとなってする事業というふうに考えているところでございます。

御懸念の令和8年度から本当にできるのかというところでございますが、繰り返しになりますが、担当課としましてはこのこども計画にも載せております関係もありますし、令和7年度の中でしっかりとスケジュール感や、こういった形で事業所を募るのかという点も踏まえて進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

確かに令和7年度で休眠預金が切れて、令和8年度から子どもたちの居場所がなくなってしまうという御懸念かなというふうに感じておりますが、そういったことがないように取り組んでいきたいというふうに町としても考えておりますので、教育委員会とまた歩調を合わせながら前向きに取り組んでいきたいというところで御回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 次の質問に移ってください。

**○5番（鎌田勝治）** では、2問目に移ります。

放課後等デイサービス施設開設へ向けた取組状況は。

本件は、令和5年第3回定例会一般質問の継続質問であります。

放課後等デイサービスの町内事業所開設の必要性に対する本町の考え方は、次のとおりでありました。

「現在、2市2町で構成する東近江地域を福祉圏域とした事業者によるサービスを小学生、中学生、高校生の計19名が利用しているが、郷土への愛着を育むことや地元の子どもたちとの交流の観点からも、町内に同施設は必要である。

ただ、本事業を実施したいNPO法人は、小学校付近での事業を望まれており、NPO法人が考えられているエリアには適した用地がなく、用地確保に苦慮されていた。町としては空き家の活用を提案したが、空き家での事業は望んでおられず、進展しない主な理由は事業を行う場所の確保である」というような答弁がありました。

ついては、本件課題に対して、その後の進捗を伺います。

**○議長（小西久次）** 小森自立支援課長。

**○自立支援課長（小森久美子）** 鎌田勝治議員の「放課後等デイサービス施設開設へ向けた取組状況は」の御質問にお答えいたします。

これまでの取組状況につきましては、放課後等デイサービスの運営方法や設置場所等について、庁内で協議を重ねてまいりました。

また、町内で放課後等デイサービスの実施を希望されているNPO法人と情報交換等をする中で、旧竜王西幼稚園において現在利用していない部屋や園庭を活用した放課後等デイサービスの実施について、昨年10月末に意向をお聞きしたところです。

本町においては、放課後等デイサービスの設置について、当該NPO法人の意向も踏まえつつ、利用される方にとって、どのような位置が適しているのか、また、利用しやすい施設か等の検討を重ねておりますが、放課後等デイサービスの設置場所につきましては、町内のほとんどが市街化調整区域であり、都市計画法上の制限があるため大変厳しい状況であります。

本町としましては、町内での放課後等デイサービスの提供の必要性は認識しておりますので、市街化調整区域での実施が可能な方法等について関係機関に対して確認を進めている状況です。今後、町内での候補地を取りまとめながら、実現に向けて対応してまいりたいと考えております。

以上、鎌田議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 鎌田議員。

**○5番（鎌田勝治）** これ1年以上経過しておりますが、何か進捗がどうも見えてこないというか。

その令和5年第3回定例会で私が質問したときに、最後、副町長が答弁された内容でちょっともう一度お尋ねしたいんですが、そのときの副町長の答弁は、ざっくり言いますと、具体的に設置場所、整備手法も含めて一歩前へ進めていくこと、NPO法人と当方の窓口が具体的に議論を進めていくこと、この2点を当時の定例会の答弁で約束をするというふうにおっしゃっておりました。

ですが、先ほどの小森課長の答弁を聞いておりますと最後のほうに、「町内での候補地を取りまとめながら、実現に向けて対応してまいりたい」と、この表現、何か変わりますか、何か進歩がありますか、進みますか。私には進んでいるようには聞こえなかったんですが、もし進んであるのであれば、どういうふうに進んだと、どういうふうに進めたということをはっきりとこの場で申したい。再質問です。

**○議長（小西久次）** 杼木副町長。

**○副町長（杼木栄司）** 鎌田議員の再質問にお答えをしておきたいと思います。

放課後等デイサービスの検討ということで、前回の質問以降、担当課のほうではいわゆる都市計画上の課題とか、そういったことについても十分県の関係者と議論をしているところでございます。また、答えの中にもあったように、より具体的に昨年には西幼稚園の空き教室について、土地も含めて具体的な提案があったところでございます。このことを踏まえながら、内部での議論は今現在進めておるところでございます。

まさに最初の質問にありましたように、土地、施設をどう確保するというのが一番大事な話かなと思っております。現在、我々のほうといたしましては、やはり適切な場所をいわゆる支援する、提供するのにどういった場所があるかということをもさらに踏み込んで議論させてもらっておるところでございます。

大きく具体には、西幼稚園の空き教室、さらには、これから交流・文教ゾーンが整備されていきますので、そういった意味での現の学童の施設、さらには町内にはふれあいプラザという、そういった福祉施設がございます。そういったことの有効活用を図りながら、冒頭申し上げました都市計画法上のこともクリアしなければならないかなと思っておりますので、具体的に現在も進めておりますし、令和7年度前期にはこの絞り込みをしながら具体的に進めていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、どのような運営手法で、どのように進めていくかということも一緒に議論する必要はございますが、町としてはそういった施設をしっかりと、都市施設を貸付けという形になるか提供という形になるか、御協力をするということについて今現在具体的に進めておるところでございますので、もうしばらく様子を見ていただきたいと思います。

また併せまして、竜王町障がい福祉計画においては、令和6年、7年、8年の3か年の中でしっかりこの方針を固めて、次の令和9年度にはその機能を拡充、設置するという計画になっておりますので、若干いろんなことでずれるかも分かりませんが、大きく遅れることのないようしっかり進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（小西久次）** 鎌田議員。

**○5番（鎌田勝治）** では、この放課後等デイサービスの件に関しては、県は、副町長からも答弁があったように、計画にしっかり盛り込まれている事業でもありますし、計画どおりに今のところ進んでいるとは思えないので、ここから挽回し

ていただいて何とか前倒しできるようによろしく願いして、私の質問を終わります。

**○議長（小西久次）** 次に、11番、山田義明議員の発言を許します。

11番、山田義明議員。

**○11番（山田義明）** 令和7年第1回定例会一般質問。11番、山田義明。

ふるさと納税の持続的な取組について。

令和6年度のふるさと納税は、関係者の格別の努力にて、年度末には驚異的な過去最高の15億円を上回る寄附金額があり、税収に大きく寄与しています。

については、今後もこの制度が持続的に行われ、安定的な税収となることを願うところではございますが、地方創生という名の下に行われているこの制度は、各自治体でひずみや本来の目的が疑問視されていることも発生しております。

当町としては、町の発展に大変重要な財源であり、しっかり確保しなくてはならないことから、次の点について伺います。

1、令和7年度のふるさと納税寄附金額の目標は。

2、現状の返礼品の当町の取組は。

3、不安定要素のあるふるさと納税の使途の決め方は。

4、直接的な変化をもたらすクラウドファンディング的な取組は検討されているか。

以上でございます。

**○議長（小西久次）** 西村商工観光課長。

**○商工観光課長（西村忠晃）** 山田義明議員の「ふるさと納税の持続的な取組について」の御質問にお答えいたします。

1点目の御質問につきましては、令和7年度当初予算においては、予算編成上寄附金額10億円を歳入として見込んでおりますが、令和6年度の寄附実績が約15億円であることから、同水準あるいはそれ以上の額を寄附いただけるよう取組を進めます。

2点目の御質問につきましては、本町がふるさと納税事業を開始して10年が経過しました。この間、町内の事業者等に本町の特産品である近江牛、米、果物等を返礼品として提供いただけるよう依頼してきており、既に多数の方々に事業参画いただいているところです。

今後もさらに大きく寄附金額を伸ばすためには、新たな返礼品を開発することや返礼品の供給量を大幅に増やす必要があると考えており、既存の事業者等へさ

らなる提供をお願いするほか、新たに加工業者を誘導する等返礼品の拡大に取り組んでまいります。

3点目の御質問につきましては、竜王町未来につなぐふるさと交産寄附条例において、寄附者自らが寄附金の使途として指定できる6事業を規定しており、寄附金を竜王町未来につなぐふるさと交産基金に一旦積み立てた後、寄附者が指定する事業へ充当しております。

4点目の御質問につきましては、現在、他自治体において、ふるさと納税寄附金を原資にした補助金を返礼品提供事業者へ交付することで、より充実した地場産品の提供につなげるふるさと納税型のクラウドファンディングの仕組みを構築されている事例があります。

本町においてより魅力的なふるさと納税事業とするためにも、返礼品提供事業者における地場産品の創出力、供給力の強化は必須であることから、その実現に向け、このふるさと納税型のクラウドファンディングが採用できないか検討を進めているところでございます。

以上、山田議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 山田議員。

**○11番（山田義明）** まず、4点させてもらった1点目でございます。一応今回10億円という見込みでございますが、15億円を努力するという取組をされるようでございますが、もともと令和6年度におきましては、ふるさと納税はポイント制が廃止されるとかいう話もございましたし、結構食料品におきまして物価高騰もございまして、この影響も受けてこれだけの金額の上昇になったんじゃないかという私自身の勝手な解釈でございますが、そのように思っています。

このことから、令和7年度は一旦10億円ということでございますが、そういった影響を払しょくするこの5億円の差なんですけど、この差をどのような格好で取組をされるのかということで、再度このことにつきましてお尋ねしたいと思います。

2点目の質問でございますが、今回、ふるさと納税で竜王町に寄附されている金額の大半がある商品に偏っているんですが、その材料として、結局竜王町の基幹産業である農業ということで、そういった内容の品物の率が非常に高いということから言えば、竜王町でもうちょっと産品を産出できる取組ですね、もともとふるさと納税は地域振興のためにやられている事業でございますので、そういう格好で地域がより発展するようなこととして取り組んだら、結構大きな金額でし

たんで、この取組を進めてもらうのにどのように考えておられるのかをお尋ねしたいなと思います。

それから4点目の話でございます。クラウドファンディングでございますが、こういった事業も最近やられておりまして、これは埼玉県入間市の話ですけれども、ここは図書館の図書を購入するのにそういう格好で取り組むというのもあるし、私ももとは、クラウドファンディングはある目標金額を定めて、それに満たない場合は完全に返却するというように当初思っていたんですけども、最近ちょっとそこが変わって、返却しなくてもええような内容で事業が進められるということも聞いております。だから、こういうことも早いこと取り組んでもらって、ふるさと納税がいわゆる今の状態では、令和5年度に1兆1,000億円を超えた、こういう金額である意味、他自治体で非常に問題になっているところもございますので、総務省あたりでまた何かいろいろと細工されますとまたこの影響も受けると思いますので、こういった影響を考えて取り組んでもらって、いわゆる主題であります持続可能なふるさと納税の仕組みをうまく活用するように私は望みますが、そういった点につきましてどのように取り組まれるのかお尋ねしたいと思います。

以上です。

**○議長（小西久次）** 西村商工観光課長。

**○商工観光課長（西村忠晃）** 山田義明議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、令和7年度の取組の中で一旦10億円の予算というところでございますが、目標までの残り5億円をどう見るのかといったところでございますけれども、これまでからもこのふるさと納税事業に関しましては、特に中間業者と連絡を密にとっておりまして、中間業者を通してさらなる返礼品の提供事業者とのコミュニケーションを大切にしておるところでございますので、そういったところでのまずは返礼品の供給量の管理、それから返礼品の開発のところに向けてしっかりと対応してまいりたいと思いますし、やはりインターネット上でのやり取りになってきますので、その返礼品の見せ方というのが非常に重要なところになってまいります。この辺りはちょっと戦略的なところもございますので、具体的なことは申し控えますけれども、的確な宣伝効果が得られる手法を徹底してまいりたいなというところでございます。

2点目の地場産品を使つての返礼品というところでございますが、これはおっしゃるとおりでございまして、ふるさと納税のもともとの目的といいますと、こ

の地場産品の振興という大きなところがございますので、そういったところは返礼品の提供事業者とともにどのような返礼品が開発でき、提供できるのかというところも含めまして、それをいかにまちの振興策と絡めていくのかという観点を忘れずに取り組んでまいりたいと思っております。

また、クラウドファンディング型での取組というところでございますが、特に寄附いただいた方のお金の使途が明確になるというところで、返礼品を強化する中で寄附者の御意向がさらに反映できるというところがございますので、そういったところも十分に見極めながら、使途の特化というものをどういうふうにしていくのかというようなところを具体的に計画した中で事業のほうを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（小西久次）** 山田議員。

**○11番（山田義明）** 今の返答で、いわゆるインターネット等を通していろいろとやり取りもされておられるということで、そういった関係からいいますと、令和6年度のこれだけ多くなった内容について、いわゆるインターネットのやり取りの中で寄附者の方の御意見च्छゅうか、そういったものも結構あるんじゃないかと思うんですけども、そういったものを生かせるような御意見というか、そんなものがあつたんかどうかということをお尋ねしたいなと思います。

それから、クラウドファンディングでございますが、先ほども言いましたように、やっぱりふるさと納税もどちらかといえば、当初は非常に金額が少なかったということではなかなか伸びにくかったんですけども、そういった取組を慣れていく、そういうふうにするとまた金額も増えるんじゃないかなと思いますので、ぜひその方向に考えてもらいたいと思いますが、そのような考えにつきましてどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

以上です。

**○議長（小西久次）** 西村商工観光課長。

**○商工観光課長（西村忠晃）** 山田義明議員の再々質問にお答えしたいと思います。

まずは返礼品を提供する中で、寄附者の方とのやり取りの中で何か参考になるような御意見等があつたのかどうかというところでございますが、このインターネットでの提供をさせていただきますと、レビューといいまして、実際に寄附の返礼品を受け取ってどのような感想を持ったのかというようなコメントをいただけるような機能がございますので、そういったところで量的なものであったりと

か、質的なものの感想をいただいておりますので、そこは逐一チェックして、何か問題、あるいは新たな課題等ができるというところがございましたら、そこを参考にまた中間業者とも相談をしながら商品の開発に努めているところでございます。

また、クラウドファンディングの取組ですけれども、ある一定まだこれからのチャレンジというようなところになりますので、一定はどういった効果が得られるのか、またどういった問題が生じるのかといったあたりも、いろいろ検討してまいりながら進めていきたいと思っておりますし、これをより持続的につなげるためにも、都度都度ブラッシュアップしていくことも必要かなとも考えておりますので、どういうふうなやり方が今後効果的であるかどうかというのは都度、ブラッシュアップしていきながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（小西久次）** 西田町長。

**○町長（西田秀治）** 山田議員の今の御質問に、全体的にちょっとお答えしておきたいと思えます。

ふるさと納税の取組については当初、今の10年前という話がありますけれども、比較的で出しは前向きな取組というか、それが進んだんだろと思いますが、途中で少し停滞した時期がありまして、2億円弱の寄附から、前々年は約4億8,000万円、でも今回15億円ということですが、今の竜王町の財政状況も、これだけの物価高ということもありますので、大変厳しい状況だというふうに認識しております。短期的というか短中期的、この制度が運用される間については、しっかりこれを伸ばしながらまちづくりに有効に使っていききたいと思っております。

したがって私、これ3期目の約束事項として、ふるさと納税については任期中に4億8,000万円を20億円にします、そういうことを申し上げております。したがって、単年度予算の組み方についていろいろ技術的な手法がありますけれども、要は一日も早く20億円超えたいというのが今の思いでございます。そのためには先ほど商工観光課長が話してくれましたとおり、今、近江牛の肉を中心にお米とか、そういう農産物を中心にやっておりますが、その中でやはり消費者の趣向というものが加工品というものに移りつつある。したがって今、ハンバーグが非常に好調であるということです。

今、竜王町でハンバーグを作る会社がありませんので、中間業者とも協議をし

ながら今、淡路島で近江牛の肉を使って淡路島の玉ねぎを使った、非常に両方ともブランド力がありますから、そういう商品を作って提供していると。それがもう生産能力いっぱいという状況なので、それを何とかできるだけ、今注文を止めているような状況なんですね。だから、今のままの生産でも4月ぐらいまで返礼品を返していかなきゃいけないという状況でもありますので、一日も早く町内に加工場建設をしたいというふうに思っています。

そのために今、国の補助金を使う、また竜王町の補助金を使う、そういうこともいろいろ合わせながらですけど、時間との勝負なので、もうこれは早く作るためには国の補助金は使わずに、今ふるさと納税の一部をその加工場建設の補助金として支給すると。これは今、特に泉佐野市なんかが具体的に進めている政策ですけれども、そういう取組で一日も早く作り上げていきたい。何もハンバーグだけではなくて、肉の加工品っていうのは比較的人気がありますので、それを進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

皆さんも、ふるさと納税の状況については多分御関心があって見ていただいていると思いますけれども、今は2024年ですから1年前になりますけど、その実績を申し上げますと、都城が大体200億円です。以下、北海道が多くて、水産加工品が多いんですね。そういうもの、肉とか黒豚とか、都城はいわゆるお肉と焼酎というのがあれですけど、今近江八幡市は全国26位です。56億円ですね。少し増えているかもしれません。

そんな状況でございますので、この制度がしっかり持続的に運営される前提において進めていきたいと思いますので、議会の皆さんにもぜひ加工場建設並びに今後の、何もハンバーグだけじゃないと思うんです。今お話のあったとおり、竜王町内の企業がやっぱりそれをやることによって事業として発展することが、我々の立場から見ましても、固定資産税等々の税収にもつながりますので、そういう意味でその取組をしっかりしていきたいと思いますので、議員各位の御理解、それから補助金、補助制度をつくるときの御賛同をぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

**○議長（小西久次）** 次に、8番、磯部俊男議員の発言を許します。

8番、磯部俊男議員。

**○8番（磯部俊男）** 令和7年度第1回定例会一般質問。8番、磯部俊男。

今回、2問の質問をさせていただきます。

第1問目は、令和7年度带状疱疹ワクチン事業は。

带状疱疹ワクチン助成については、令和5年第4回定例会において、同僚議員から質問され、町は住民の要望並びに医療機関からのヒアリングを経て、制度化への必要性を検討するとの回答であった。ちなみに、令和5年度までに当予防接種を制度化されていたのは県下1市町のみであった、近江八幡市です。

令和6年度からの予防接種の制度化、実施については、多くの住民から当感染症に係る感染予防の確保と併せて、接種経費負担の軽減は高い評価を得ている。

令和6年度の当ワクチン予防接種事業に係る実績について伺います。

また、带状疱疹ウイルスの特性、50歳以降での罹患率が高いこと、さらに、患者における合併症の発生状況等を受け、厚生労働省は昨年12月に带状疱疹を予防接種法のB類疾病に位置づけされるとともに、政省令改正については時間を要するために、各自治体では本方針決定をもって、定期接種化の開始を令和7年4月1日に向け必要な準備を進めるようにと公表されているが、厚生労働省の当ワクチン定期接種化の概要並びに具体的な事業対応について伺います。

**○議長（小西久次）** 野村健康推進課長。

**○健康推進課長（野村博嗣）** 磯部俊男議員の「令和7年度の带状疱疹ワクチン事業は」の御質問にお答えいたします。

本町では現在、50歳以上の町民を対象に、2回接種を要する乾燥組換え带状疱疹ワクチン（いわゆるシングリックス）で1回当たり上限1万円、1回接種の乾燥弱毒生水痘ワクチン（いわゆるビケン）で1回当たり上限4,000円の費用助成をしているところでございます。

令和6年度の带状疱疹予防接種費用助成の実績についてでございますが、2月末時点の申請状況は、実人数116名、接種延べ回数は171回分となっております。また、令和6年度末までの申請延回数190回分と見込んでおるところでございます。

次に、厚生労働省の带状疱疹ワクチン定期接種化の概要ですが、対象者は、当該年度内に65歳を迎える人、もしくは60歳から64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な人と定められております。また、令和7年度から5年間の経過措置としまして、その年度に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方も対象となります。さらに令和7年度に限り、100歳以上の方も対象となります。

本町におきましては、他の定期接種と同様、町内及び県内の委託医療機関での

個別接種を4月1日から実施することで調整を進めておるところでございます。

以上、磯部議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 磯部議員。

**○8番（磯部俊男）** 带状疱疹ワクチン接種の令和6年度におけます実績並びに見込みについての回答、また、国の令和7年度のワクチン接種事業の概要について回答をありがとうございました。

私は、皆さん方も承知であるように、今現在も带状疱疹になったという方がいますけれども、かなりの人数の方々が带状疱疹に侵されているということで、これは何回も申しますようにワクチンがございますので、ワクチンで防ぐことが一番大事だと思っています。

带状疱疹は、いわゆる水疱瘡感染後に生涯にわたって神経に感染しているウイルスが加齢、いわゆる年を取ることによって免疫力の低下により活性化して起こる病気であり、50歳以降で罹患率が高まり、ピークは70代ということが報告されています。抗ウイルス薬による治療がされていますが、带状疱疹症例は約10～50%とかなり高いです。带状疱疹後、神経痛（PHN）が発生しているということがあり、皮膚病変が治癒しても、神経障害性の疼痛が3か月以上、ひどい人は1年以上これにかかっています。私の友達は1年以上かかりました。ということは、その薬が効かないということです。痛みが数年に及ぶということになりますと、これを持続することから、特別な治療法がないとされています。さらに疼痛が長きにわたり継続することによって、生活面並びに精神的な不安を起こすことから、高齢者においてはワクチン接種による感染予防対策が求められています。

このことから、令和6年度から制度化された我が町の带状疱疹ワクチン費用助成については50歳以上ということです。先ほど回答がありましたように、国の形につきましては65歳以上の方、さらに特別な機能障がいのある方、日常生活がほとんど不可能な方という方しかされてませんし、また、年齢的にも5年を経過措置として70歳、75歳という年齢、これはワクチンの保有期間の関係やと思うんですが定めます。これではとてもじゃないが、いわゆる今なっているのは60歳です、この方々がもう既に50歳からという条件からしますと、今竜王町で取り組んでいるこの接種事業の意味は非常に高いと思います。この1年以上も続く、さらに家庭的な、生活的な問題があるならば、ぜひこの令和6年度から実施した、竜王町は特にそういう形で非常に、冒頭申しましたとおり住民なり、医

療機関の報告を受けて取り組まれています、ぜひともこの事業について継続して実施したいと思いますが、町の考えを伺います。

**○議長（小西久次）** 野村健康推進課長。

**○健康推進課長（野村博嗣）** 磯部俊男議員の再質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、この带状疱疹、いわゆる水疱瘡につきましましてはほとんど薬が効かず、予防接種が唯一の予防施策であるというふうに言われているところでございます。

またこの带状疱疹につきましましては、議員がおっしゃいましたとおり、50歳以上で罹患率が飛躍的に上がる疾病であることから、50歳から64歳の方への带状疱疹接種費用助成につきましましては、令和7年度以降も継続して実施する予定でございます。一方、65歳の方につきましましては、予防接種法に基づく定期接種と定められましたことから、費用助成対象とはせず、定期接種として受けていただくことが優先であると考えております。接種費用の自己負担額を比較しましても、任意接種での費用助成は接種費の約5割であるのに対しまして定期接種は約3割と、定期接種として受けていただくことで自己負担額を抑えることができます。

経過措置としまして令和6年度中に、今年度中でございますが、2回接種の組替えワクチンの接種を開始され、かつ未完了の方につきましましては、残りの接種費用の助成を続けていく予定でございます。定期接種化に伴います費用助成の変更につきましましては、広報や町のホームページ、「しるみる竜王」などを通じて周知を行う予定でございます。

以上、磯部議員の再質問の回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 磯部議員。

**○8番（磯部俊男）** 先ほども申しましたように、経費が2万円という形で、前回4万円のワクチンが要るということの不活化にはかかります。この負担額の軽減がものすごく喜ばれていることでもありますし、今かかっている方でワクチンをやっていないという方がかなり重篤な症状になっています。呼吸器症状まで来ているという方、僕の友達はですよ、こうなりますと本当にワクチンを受けてたらよかったなというようなことを言ってるんですが、やっぱり竜王町ではそういう門戸を広げて、安全安心の中での取組をしていただいていることを高く評価しますとともに、今答えがありましたように、継続した形をお願いしたいと思います。

国もこのような形で法制化されましたので、これは全国的にかなり問題があるということであつたんですが、先駆けての竜王町の取組については高く評価しま

す。内容についても、50歳以上の関係がありますので、引き続きこれをお願いしたいと思って、この質問を終わります。

**○議長（小西久次）** 次の質問に移ってください。

**○8番（磯部俊男）** それでは、2問目に入ります。

町制施行70周年に向けて。

本件については、令和6年第4回定例会一般質問において、現時点での記念事業の企画構想について伺い、この記念事業に多くの町民の皆様の参加とともに、ふるさと竜王の新たな発展の基礎となるように提案をいたしました。

町は、記念シンボルとしてロゴマーク並びに記念動画等の作成と記念事業支援の取組で、「町制施行70周年記念まちづくり活動支援事業」の創設等の回答があり、この新規の事業についての内容を求めます。

また、令和7年度には、全国的に多くの市町が平成の大合併による発足20周年を迎えられています。我が町では、町民の意思を尊重し、長い歴史と文化遺産を守り、恵まれた自然環境の下で農業、商業、工業の調和が取れたまちづくりを進め、今年度、記念すべき70周年を迎えます。記念式典では、町制施行60周年以降10年間に於いて、町の発展、功績並びに功労のあった方々への表彰並びに感謝状が授与されるものと推察しますが。

ところで近年、全国的に、県下においてもスポーツ、芸能、文化等において優れた功績のあった方々に対し、名誉市民、名誉町民等の顕彰が行われています。

については、町の70年を振り返ると、今日の今の竜王町の発展の礎となり、功績を残された方がおられますが、この方々への対応を含めて町の考えを伺います。よろしくお願いします。

**○議長（小西久次）** 岩田未来創造課長。

**○未来創造課長（岩田宏之）** 磯部俊男議員の「町制施行70周年に向けて」の御質問にお答えいたします。

まずは、新たに創設した「竜王町みんなで町制施行70周年を祝う協働まちづくり活動事業」についてですが、本事業は、町制70周年を共に盛り上げる活動を行う町内の団体に対しまして、事業に係る経費を補助するもので現在、活動団体の募集を行っています。

令和7年度に70周年を記念して実施されるイベントに対しましては、補助率5分の5以内で限度額10万円を、70周年を契機に新たに開始される事業に対しましては、補助率5分の4以内で限度額20万円を、既存の事業に70周年の

冠称をつけて行う事業に対しましては、補助率5分の3以内で限度額3万円を交付して活動を支援するものです。

住民が自らの地域に対して関心を高め、主体的に参加することは、協働のまちづくりの基盤であり、町制70周年記念事業を住民参加型で実施することは、まちづくりへの関心を高める絶好の機会だと考えます。本補助金を有効活用しながら、住民一人一人が主役となる協働のまちづくりに向けた取組を一層進めてまいりたいと考えます。

次に、名誉市町民等の顕彰に対する町の考え方についてお答えいたします。

本町では、10年ごとの町制施行記念式典に合わせ、町政の振興発展に寄与し、または町民の模範と認められる功績があった方々に対して、表彰や感謝の意を表する功労表彰の制度を設けており、この70周年においても、多くの方々に表彰等をさせていただく予定です。

功労表彰よりさらに功績が顕著であると考えられる名誉町民を顕彰する制度に関しましては、本町では現在のところ設けておりません。

一般的に名誉市民、名誉町民の称号は、市や町に縁故が深く、公共の福祉を増進し、または学術技芸の進展に寄与し、広く社会の進歩発展に貢献し、かつ住民の尊敬と憧れる者に対して贈られるもので、県内においても半数以上の市町が名誉市民条例等に基づき、該当する市民等を表彰審議会や議会の同意を経て顕彰しています。

本制度につきましては、まちの魅力の創造、郷土愛の醸成に資するものであると考えることから、町制施行70周年を機に本町においても制度の創設を目指し、検討を進めてまいりたいと考えます。

以上、磯部議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 西田町長。

**○町長（西田秀治）** 磯部議員の「町制施行70周年に向けて」の御質問に私の思いも込めまして少しお話を申し上げたいと思います。

名誉町民の制度でございまして、これについて今回のいろんな20周年の各市町のイベント等を拝見する中で、多くの市で名誉市民の表彰がされていると。今、滋賀県は19市町ありますが、そのうち11市町でそういう制度を持っていると。町は6町ですけれども、日野町だけがその制度を持っていて、それ以外はそういう制度を持っていないということでございます。

私は、やはり竜王町創生のときから大変多くの方々に支えられて今の竜王町が

あると思いますけれども、その中で特にまちをしっかり創造するに大きな貢献をしていただいた方々については特別賞的なものもあったほうが、やはりこの町をもっともっと良くしようじゃないかと思っていただける人が1人でも増えるような制度をつくりたいなと思っております。

具体的には今から検討委員会をまた開きまして、もちろん町民の代表の方々もそうですし、有識者の方々もそうですし、その他御参加をいただいて議論をしていただき、必要性も含めてまとめていただいたものを議会に諮らせていただいて、できればこの70周年のタイミングにその制度をつくっていききたいなと。できれば、秋の文化祭で発表できればありがたいと思っております。

皆様方のいろんな御意見も含めてアドバイスをいただきますように、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

**○議長（小西久次）** 磯部議員。

**○8番（磯部俊男）** 新規事業の新しい取組については、極めて新たな竜王町民の力を蓄えるような事業だと思いますので、力となり、また後押しをしていただくことで、新たなスタートの年と次期事業と考えますので、よろしく対応をお願いします。

また、名誉町民に関しましても回答をいただきました。今日の竜王町の発展の礎、また先見の明により、過日のある会に名神高速道路の5つのトンネルということ言われたんです。これも非常に目からうろこでした。確かに竜王町を見ていただいたら7つのトンネルがあるんですけど、この道が、あの当時ぐらいですよ、その道に対して今できている道路構成がいわゆる先見の明ですね、これが必要だろうというようなことを残された。

また、その席で言われたのが、これから自動車時代が来るであろうということから竜王町を誘致したと。これらの方々を含めてですけれども、特に名神のあれも近江八幡いろいろあった中で竜王町に引っ張っていただいたということがあり、今、竜王インターを中心に展開していることも事実であります。

このことについては、今説明がありましたように、制度化が当然必要ですので、これを基にしっかりと制度化を得られまして、今までの本当に竜王町の礎となり、将来を見越して連れてる方、これはもう亡くなっていると思うんですけれども、この方々についてもやはり今感謝すべき70周年ではないかというようなことを思っております。

再度繰り返しますが、制度化を進めてぜひ竜王町として、そういう人が出てきた場合に慌てるんじゃないくて、備えあれば憂いなしです、よろしく願いしたい。

また、令和7年度は施行70周年とともに我が町初めての国スポ大会が予定されています。今までにない竜王町の全国への発信事業となります。またボルダリングは将来の竜王の子どもたちにとって夢のスポーツであり、かなえられるチャレンジのスポーツということになります。

先ほどもありましたように、今年度は過去最高の122億2,000万円を計上している。町全体が一体となって活気あふれる1年と位置づけ、「若者も暮らしたい 希望かなえる 輝竜の郷〜心弾む 新時代へのチャレンジ〜」の年で、確かなスタートの年として、そしてしっかりと成果を求められるように取り組んでいただくことを切に要望して、質問を終わります。

**○議長（小西久次）** この際、申し上げます。ここで午前10時35分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時35分

**○議長（小西久次）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、大橋裕子議員の発言を許します。

4番、大橋裕子議員。

**○4番（大橋裕子）** 令和7年第1回定例会一般質問。4番、大橋裕子。

竜王中学校の今後は。

竜王中学校の現在の校舎は、昭和54年8月に建てられ、耐震化の工事などは済んでいますが、数年後には50年を迎えようとしています。竜王小学校は新築、西小学校は長寿命化が決められています。竜王中学校はどのように対応するのか、今後の方針を伺います。

また、全ての生徒や教職員が自由に移動できる環境をつくるため、バリアフリー、トイレやエレベーター等について町としてはどのように考えているのかを伺います。

そして、竜王中学校体育館は、生徒の学習、生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用されます。避難所機能を強化し耐災害性の向上を図る観点から、エアコンの設置が必要となります。令和6年度から令和15年度までに設置すると国から2分の1の補助制度があるので、体育館のエアコン設置はすぐにもやるべきことだとは思いますが、町の見解を伺います。

**○議長（小西久次）** 森岡教育次長兼教育総務課長。

**○教育次長兼教育総務課長（森岡道友）** 大橋裕子議員の「竜王中学校の今後は」の御質問にお答えいたします。

竜王中学校の校舎は、昭和５４年に竣工以来、平成１０年から平成１１年にかけて耐震改修工事、平成１８年から平成１９年にかけて大規模改修工事を行ってきました。また、体育館は、昭和５６年に竣工以来、平成２５年に改修工事を行ってきました。

今後の改修工事の方針といたしましては、まずは令和８年度中に校舎のトイレの改修工事を行う予定をしています。体育館の空調設備を踏まえた長寿命化につきましては、竜王西小学校の体育館の空調設備を踏まえた長寿命化の後に行う予定をしています。

なお、体育館の空調設備は災害時のみならず、通常の教育活動においても使用が可能であるため、議員仰せの空調設備整備臨時特例交付金を積極的に活用するよう努めてまいります。

エレベーター整備を含めた校舎の全面的な長寿命化につきましては、今後、他の学校教育施設の改修時期も含め、その具体的な内容の検討を進めてまいります。

なお、今後の社会情勢や町の財政状況から、長寿命化改修の時期を適切に見定めるとともに、竜王中学校の子どもたちの学習・生活施設として、さらには地域コミュニティとしての防災拠点の役割を果たす施設として、安全かつ安心な施設環境を確保するよう計画的に改修を進めてまいります。

以上、大橋議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 大橋議員。

**○４番（大橋裕子）** ただいま森岡教育次長のほうからお答えいただきまして、ありがとうございます。

その中で何点かお伺いしたいんですけれども、竜王中学校の体育館のエアコンといますか、そういったものにつきまして以前、竜王西小学校の体育館の空調設備は１０年ぐらいということではありませんでしたか、前に質問があったときに。ちょっとその辺が私の記憶の中で残っていたもので、それをお伺いしたいのと、ある程度スケジュール的なもの、今後の見通しみたいなものをお伺いしたいのです。それで中学校の体育館の空調設備っていうのは、大体で結構なんですけれども、いつ頃になるかということをお伺いしたいと思います。

それから、あと４年ぐらいで築５０年になるわけなんですけれども、そんな中

でグラウンドなんか、校舎も含めてですけれどもいろいろ雨漏りがあったりとか、いろいろなところに不備が出てきたということを聞いております。例えばグラウンドの木製ベンチなんかも朽ち果ててきて危ない状態であるとか、エアコン何かの室外機が、聞いておりますと屋上に設置されていると。その室外機なんですけれども、台風が来るたびに先生方がその室外機を外して、そして台風が過ぎ去ってからまた設置し直すとか、そういったことをされているというふうに聞いております。そういったことを踏まえて、町としてはその辺を把握しておられるのかどうかというのを伺います。

**○議長（小西久次）** 森岡教育次長兼教育総務課長。

**○教育次長兼教育総務課長（森岡道友）** 大橋議員の再質問にお答えいたします。

まず、西小学校の体育館の改修スケジュールということでございます。学校教育施設の改修時期ということで全体で説明をさせていただきますと、令和7年度、来年度に竜王西小学校のトイレの改修をさせていただきたいというように考えております。その次、令和8年度に竜王中学校のトイレ改修、そしてその後、令和8年度から10年度にかけて竜王西小学校の体育館の改修をというように考えているところでございまして、その後に竜王中学校の体育館の改修をというような計画を立てているというところでございます。

もう一点、竜王中学校のエアコンの室外機ということで御質問をいただいております。屋上に設置されておまして、台風が来るたびにということでございます。先生方のみならず、教育委員会のほうからも一緒に撤去したり、また設置をしたりということで、その内容については承知をしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 大橋議員。

**○4番（大橋裕子）** ただいま森岡教育次長のほうからお答えがあったわけなんですけれども、そういった中学校の施設に関しましては、室外機なんかは風が防げるようなものを設置するとか、そういったことを考えていただけるのかなというふうには思っております。

それと、学校の施設というのは、児童生徒の学びの場であることはもちろんなんですけれども、やはり災害が起こった場合にはそういった地域の方の避難所としての役割を果たすということになると思います。中学校というのは体育館のみならず、校舎とか運動場等とかを含めた学校全体のバリアフリーというののもいろいろ考えていただかなければいけないんじゃないかなというふうに思っ

おりますけれども、そういったところのバリアフリー関係についてはどのようにお考えか、お伺いします。

○議長（小西久次） 森岡教育次長兼教育総務課長。

○教育次長兼教育総務課長（森岡道友） 大橋裕子議員の再々質問にお答えさせていただきたいと思います。

中学校全体でのバリアフリーというところでございます。バリアフリーということで行きますと現在、エレベーター等々設置をされていないというところがございます。今後、中学校におきまして大規模改修をさせていただくのに合わせてエレベーターの設置、またエレベーターを設置しよういたしますと、強度であったりとか、その設置場所も限られてきますので、そういうことを踏まえまして大規模改修の中で設計等々を組んでいきたいなというように考えているところでございまして、まだいつにどうこうということはこの場では答弁はできませんけれども、そういうことを考えているというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（小西久次） 次の質問に移ってください。

○4番（大橋裕子） 次の質問に移らせていただきます。

「病児・病後児保育の取組」の進捗状況は。

若者定住をスローガンに掲げている竜王町は、共働きが多いので安心して子育てのできる環境をつくる必要があります。このような中で、子どもが急な発熱や病気になったときには、他の市町では病児・病後児保育がされ、保護者にとって大変ありがたい施策であります。

竜王町でもこのような施策が欲しいとの思いで、令和6年第2回定例会一般質問において、「病児・病後児保育の取組は」について町の考えを伺いました。町からは、本町の実情に即した病児・病後児保育のための保育施設が確保できるよう、前向きに取り組んでいくとの回答を得ました。

昨年度の子育てアンケート結果でも、病児・病後児保育の必要性が大変高まっています。「病児・病後児保育の取組」は今、どのようなになっているのか、その進捗状況を伺います。

○議長（小西久次） 野村健康推進課長。

○健康推進課長（野村博嗣） 大橋裕子議員の「「病児・病後児保育の取組」の進捗状況は」の御質問にお答えします。

病児・病後児保育事業につきましては、今定例会において上程しております令

和7年度当初予算において、事業実施のための予算を計上しており、令和7年度中の実施を目指しているところでございます。

実施場所につきましては、竜王こども園の余剰保育室を活用し、パーテーション等で仕切り区画を設け、定員3名で事業を実施する方向で調整しております。

職員体制としましては、会計年度任用職員の保育士を1名雇用し、看護師については、町内医療機関から1名を事業の利用に応じて派遣していただく方向で調整しています。また、病児保育の利用に当たっては、事前に医療機関の受診が必要となりますが、町内医療機関に協力を依頼しており、さらに病気が急変した際の対応についても、医師の緊急往診を行っていただく方向で調整しています。

今後につきましては、竜王こども園の保育士と町内医療機関の看護師とともに、近隣の実施事業所の見学を行い、事業の詳細についての検討や必要物品の選定、実施方法や必要書類の作成を順次行っていく予定でございます。

以上、大橋議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 大橋議員。

**○4番（大橋裕子）** ただいま野村課長からの答弁をありがとうございました。若い共働きをされている家庭にとっては、子育てをしている共働きの家庭にとっては大変ありがたい制度であると思います。これが竜王町において、令和7年度から始められるということで、大変私も喜んでおります。これによりまして、若い夫婦が竜王町にたくさん住んでいただければ、そういった目玉になるのではないかなというふうに考えております。

ここで1つ伺いたいんですけれども、今年1年を通してやられるわけなんですけど、そこからまたいろいろな問題点とか出てくるとは思いますけれども、またそれを改善していただくといいということをお願いしたいと思います。

それと再質問なんですけれども、この病児・病後児保育の取組なんですけれども、取りあえずは竜王町に在住の御夫婦、家庭というふうに聞いておりますけれども、将来的には竜王町に勤めておられる町外の方でも利用できるとか、広域的な連携みたいなものは考えておられるのでしょうか。

**○議長（小西久次）** 野村健康推進課長。

**○健康推進課長（野村博嗣）** 大橋議員の再質問にお答えします。

この病児・病後児保育につきましては、令和7年度から実施する事業でございまして、議員仰せのとおり、都度改善点を見つけながら前に進んでいくということで進めたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、御質問の広域利用の観点でございますが、今、滋賀県内には、竜王町が今年度からしますと、あと1町を除いて13市5町が実施することとなります。広域の部分につきましては、県の課長会議等の中でも議題として上がっており、多くの市町においては利用が進められたらなというところで県に要請をされて、県が調整役として事業を展開するというふうなことで話も上がっているところでございますが、一方で町外の方、また市外の方が利用されるということで市民、町民の方が当日利用できないといったケースも想定されるというところから、慎重に考えなければならないというふうにもお聞きしているところでございますが、将来的には広域利用ができる形で進めていければというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（小西久次）** 次に、1番、中村匡希議員の発言を許します。

1番、中村匡希議員。

**○1番（中村匡希）** 令和7年第1回定例会一般質問。1番、中村匡希。

質問事項は、消防団員の休団制度と免許問題への対応は。

消防団は、火災や災害の対応に欠かせない存在であり、地域防災の要です。しかし近年は、少子化や人口流出などで団員数の維持・確保が大きな課題となっています。さらに、仕事と家庭の両立が求められる社会環境や、運転免許制度の改正やAT限定免許の増加などにより、消防団活動を取り巻く状況は従来と大きく変わりつつあります。

そこで、次の点についてお伺いします。

1、子育てや介護など、やむを得ない事情によって長期間活動が困難となる団員に対し、退団以外の選択肢として休団制度を設ける必要性は。同制度は、消防庁が示す消防団の充実強化施策の1つであり、県内では5市（彦根市、近江八幡市、甲賀市、野洲市、高島市）で導入されています。

2、警察庁の運転免許統計によると、近年の普通自動車免許の取得者の約7割がAT限定である。また市場で流通する自動車はほぼ全てAT車であり、MT免許保有者であってもクラッチ操作等の習熟機会が著しく減少しています。本町の消防車両はMT車ですが、こうした現状を踏まえ、今後の車両導入や運用体制をどのように考えていくのか。

3、免許制度の改正により、平成29年以降の普通自動車免許の取得者が運転できるのは、総重量3.5トン未満の車両となります。本町の消防車両は4トンを超えているため、この場合「準中型免許」が必要になりますが、県内では4市

(草津市、栗東市、野洲市、米原市)で取得促進の補助制度が行われています。  
消防団に係る運転免許取得の補助制度は、国の交付税措置の算定対象となっていますが、本町でも導入を検討すべきではないでしょうか。

以上、お伺いします。

**○議長（小西久次）** 富田生活安全課長。

**○生活安全課長（富田尚弘）** 中村匡希議員の「消防団員の休団制度と免許問題への対応は」の御質問にお答えいたします。

1点目の御質問につきましては、消防団員の休団制度は、議員仰せのとおり、消防庁が示す消防団の充実強化施策の1つとして挙げられ、現在、県下においても5市が休団制度を導入されております。

本町といたしましても、休団制度は長期の出張、育児等で今まで退団せざるを得なかった団員が制度を活用することにより退団防止につながることから、制度を導入する必要性は認識しており、消防団と協議を進めてまいります。

2点目の御質問につきましては、本町の所有する消防ポンプ車は、1台がAT車、3台がMT車でございます。

現在、本町消防団員の普通自動車免許保持者のうち、AT限定免許の保持者が6名ですが、今後、入団される団員がAT限定免許の保持者が増えていくことを踏まえ、本町が所有するMT車3台の消防ポンプ車については、それぞれの車両が更新される時期にAT車の導入を考えております。

また、消防ポンプ車両の運用体制については、車両を適正に維持管理するため、消防ポンプ車を保有する分団に正副自動車運転手を置き、それぞれに運転管理体制を整えております。

今後においても、分団ごとに正副自動車運転手を置き、同様の体制で進めていただくことを考えております。

3点目の御質問につきましては、平成29年以降に普通自動車免許を取得されている団員は現在1名ではございますが、今後、改正後の免許制度の下、取得される団員が増えることから、消防ポンプ車を適正に運行できるよう、運転免許取得補助制度導入に向けた検討を進めてまいります。

以上のことを踏まえ、今後の消防団活動の維持を図るため、着手できることから取り組んでいけるよう前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上、中村議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 中村議員。

○1 番（中村匡希） 3 点ほど再質問させていただきます。

全体を通じて検討されるということで前向きな回答ではあったと思うんですが、それぞれの検討時期はどの程度をめどとして思われているのか、それが1 点目でございます。

それから、MT 車の消防ポンプ車が現在3 台あるということですが、それぞれの車両の更新時期はいつなのか、それもお教えてください。あまり先々になると、また結構先だなという話になってしまいますので、更新時期を教えてください。

それから3 点目なんですが、この休団制度というものをどうして話として持ち出したかということなんですが、あまりこれは生々しい話になるので通告書には書かなかったんですけども、育児だとか介護だとかいう以前に、消防団の団員なんだけれども活動に來られていない団員の方も一定おられるわけですよね。私も消防団に入ってますから、そういう方がおられるというのも聞き及んでおります。

ところが、この間の3 月補正では、消防団の報酬というのは一切減額がありませんでした。ということは、全員に報酬が、活動実態にかかわらず支弁されると、こういう解釈になるかと思えます。

「竜王町消防団の定員・任免・給与・服務等に関する条例」というのがあるんですが、その第12 条の4 によると、団員が災害・警戒・訓練等の職務に従事する場合においては、出勤実績に応じて年度末に別表第3 に定める額を支給すると書いてあるんです。要は今、一般団員だと3 万6, 5 0 0 円ですね、年間の報酬は。この条例によると、出勤実績に応じて支給すると書いてあるんですが、現実的にあれだけ満額支給されている実態を考えると、これ本当に出勤実績に応じて支給されているとは言えないという状況であると思うんです。ということで、この条例のとおり運用されていないんじゃないかという実態があると思います。

私は一般の団員でもあるんですが、一方で地方議員でもありますので、この予算を認める立場でもあります。そうすると、年間1, 0 0 0 万円以上の消防団の報酬が支給されている実態がある中で、全く活動実態がない方に対してこれが支弁されるのは、やはりこれは予算を認める上で公平性とか、税の公金の支出のあり方として問題があると思うんです。

ですから、この休団制度というのは、もちろん介護、子育て、そういったものの逃げ道としても必要なんですけども、活動実態がない方に対してはやっぱり

休ませなきゃいけないんですよ、年間1回も来てない人にも3万6,500円が支払われているというのが現状あるわけです。ですから、そういう実態を無視して予算を認めるというのは、私も非常に心苦しいものがあるわけです。そういう観点からも、この休団制度というものは、やっぱりシステムとして必要になるんじゃないかと思うんです。

恐らく担当課のほうでは、年間どのぐらいどの団員が活動されておられるのか、そういう実態も把握しておられるはずですが、内部的には。そういった実態、言ってしまうと「幽霊団員」さんがいるような実態というのをどのように考えておられるのか。それから、恐らくこの条例のとおり出動実績に応じた支給というのは今現在されておられませんね。だから、そういう条例に対しての考え方というものを併せて、そういう側面から改めて休団制度の必要性について教えていただきたいと思います。

**○議長（小西久次）** 富田生活安全課長。

**○生活安全課長（富田尚弘）** 中村議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の、検討時期はいつ頃なのかですけれども、御質問のありました休団制度、車両導入、また運転免許の取得補助制度につきまして今現在、竜王町消防団において、仮称ですけれども、「持続可能な竜王町消防団のための活動方針」の策定に向けまして、消防団員の意見交換会を開催しております。また、自治会、東近江消防本部職員、また消防団長経験者など多様な方から意見をもらう懇話会の開催を予定しております。

その中におきまして、本質問におかれましては課題全般ですけれども、包括的に議論・検討を重ねて、令和7年度中に活動方針というものを定めて、令和8年度から新たな活動方針に基づきまして消防団活動、また制度を導入できたらということを目指しております。

2点目の車両の更新時期でございますが、MT車3台のうち、第3分団が管理している鶴川のポンプ車につきましては令和10年度、第1分団が管理しております岡屋のポンプ車につきましては令和15年度、第2分団が管理しております川守のポンプ車が令和16年度に更新する予定となっております。

ただ、これにつきましては当然それぞれ予算に関わることでありますので、一定の更新時期が参りましたら、財政当局とも協議を進める中におきまして、できれば担当課としては前倒しで何とか更新をしていきたいという考えを持っておりますけれども、その点につきましては先ほど言いましたとおり、財政当局とも協

議をする中で更新時期についてまた考えていきたいというふうに考えております。

続きまして、活動されていない団員への対応、またシステムの必要性はあるのではないかと考えてございます。

議員仰せのとおり、実際に団員になられた方でもお仕事の都合上、一度も団員活動、例えば消防への対応につきまして現場に行かれていない方がおられます。また、そういったことにつきましても、当然ながら各班から報告を受けて整理のほうはさせていただいております。

そういったところを踏まえまして、先ほど言いましたとおり、消防団の意見交換会の中におきましても、それぞれ班長、基幹部長、また一般団員の方々の議論の中におきまして、一定その休団制度につきましても議論をしていきたいというふうに考えておりますし、システムの導入につきましても早期に導入できるように担当課としても進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、中村議員への再質問の回答といたします。

**○議長（小西久次）** 杼木副町長。

**○副町長（杼木栄司）** 中村議員の再質問の3点目のことにつきまして、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

そういった現実の実態があるということで、中村議員も団員として把握をされておりながらの質問と思っておりますので、恐らくそういう実態があるのかなと思っております。

ただ、そういった地域で推薦を受けて消防団員ということになられて、現場への出動以外にどういった活動をされているのか、また、こういったことも十分配慮しなければならないかなと思っております。

いずれにいたしましても、そういった実態と今申された休団制度、こういったものを上手に活用いたしまして、上手に工夫いたしまして、やはり整合性の取れた支出というんですか、そういったものを十分考えていかなければならないと思っておりますので、その辺についてはしっかりと消防団とも協議をしながら、まずは実態の把握に勤めながら、適正な方向に進めてまいりたいと思っております。

また、いろいろな課題を含めまして持続可能な消防団員活動のあり方検討、これは3年ほど前から順次、担当課と団が協力しながら進めておりますが、こういった中でも本当に消防団の定数の問題とかいろいろなあり方、大変大きな課題があるかなと思っております。そういったところの中でも議論をしてもらう中で、

先ほどの3点の議論については、できることはやっていったらええことですので、そのことはしっかりと令和7年度内にそういった部分については方向性を出させてもらう、もしくは令和7年度内で方向性が出れば、そういった制度の拡充ということも進めていかなければならないかなと思っております。

消防団の活動を持続していただくために、本当にまだまだ議論と皆さんの理解が必要かなと思いますが、申し上げましたように、できることはやっていって消防団活動の持続につながるように持っていきたいと思ひますし、そういった意味でさらに御助言いただきたいかなと思ひますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げておきたいと思ひます。

○議長（小西久次） 中村議員。

○1番（中村匡希） 1点目の2点目については、どうぞよろしくお願ひいたします。AT車限定免許の保持者が、今190名ほどおられる中で6名ということですので、総数としては少ないという言い方ではあるんですが、実際にこのMT車の免許を持っている方でも、あんだけ大きいものをふだんから運転しているわけではありませんで、そういったことの心理的負担に比べられるように、一刻も早く切替えをしていただきたいと思ひます。

それから3点目についてなんですが、いろいろ御答弁いただいたんですが、まだ少し回答としては不十分だと思ひますね。要は私が聞いたかったのは、そのルールが、法律がある中で、その法律に恐らく違反している状況を放置しているのはいかなものかと、こういうことでございます。

これは県内の例ではないんですが、平成23年から24年にかけては、愛知県西尾市というところで同様の事例があつて、消防団の報酬に関して住民監査請求がありました。その中では、1年間に一度も活動実績がなかった消防団員に対しては返還すべきということを監査委員が勧告をして、実際に西尾市は、活動実績がない団員に対して返還を求める通知を出しています。まずは文書で自主返納を求め、複数の方がこの返納に応じたということではあるんですが、法律上の話をすると、正当な権限がなく公金を受け取った場合、これは不当利得に当たるはずなんです。だから、これは住民監査請求でも、もう返しなさいという結論にならざるを得なかったと思ひます。

ですから、この休団制度というか、実態がない中で公金の一部の方に支弁されている状況というのは、一刻も早く是正しなきゃいけないわけです。それこそ令和7年度中じゃなくて、もう明日からやらしてもらわなきゃ私としては困るぐらい

の話なんですね。だから、そのことに対して即座にやってくれるぐらいのことを言わないと、これ住民監査請求を起こされてもおかしくないようなことなわけですし、結果として返しなさいという判断になっても全然それはおかしくないことなんですね。

この３点目のことに関しては、一日も早く対応されるべきだと思うんですが、そのことについて改めて強い意志を示していただきたいと思います。

**○議長（小西久次）** 杼木副町長。

**○副町長（杼木栄司）** 中村議員の３点目の質問についてお答えをさせていただきますと思います。

まずは我々執行部としては、その実態把握の調査を明日からでもさせていただきたいと思います。それを踏まえてどういった対応を進めていくか、ここについてはいろいろ専門機関とかも相談しながら進めてまいりたいと思いますので、違法ということになれば、それは我々としても駄目ですので、そういったことも踏まえて十分参酌させてもらいたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（小西久次）** 次の質問に移ってください。

**○１番（中村匡希）** それでは、次の質問に移ります。

ボランティアポイント制度の導入は。

本町では、介護予防など、多様なボランティア活動が重要な役割を担っています。しかし、人口減少や高齢化の進行とともに、担い手不足や参加意欲の低下が課題となっています。

近隣では、草津市が「介護予防ボランティアポイント制度」を導入し、活動時間に応じてポイントを付与し、貯まったポイントは商品券などと交換できる仕組みを導入しています。また、滋賀県では、令和４年から地域通貨「ビワコ」というポイント制度の導入を推進しており、竜王町と甲良町を除く１７市町が既に導入済みとなっています。特に「ビワコ」は、スマートフォンアプリ連動による若年層への周知・マッチング効果が期待されるものであります。

以上を踏まえて、次の点について質問します。

- １、本町におけるボランティア活動の現状をどのように把握しておられるのか。
- ２、ボランティアポイント制度について、滋賀県内や県外自治体の先行事例をどの程度把握しているのか。
- ３、「ビワコ」は特に若い世代からの好評を得ている面もあり、１７市町が導

入済みであります。この制度の若年層を中心としたボランティア促進策としての評価と導入可否の検討は。

以上、お伺いいたします。

**○議長（小西久次）** 中原福祉課長。

**○福祉課長（中原江理）** 中村匡希議員の「ボランティアポイント制度の導入は」の御質問に、福祉課からは1点目、2点目についてお答えいたします。

1点目の御質問につきましては、ボランティア活動全般を町では把握しておりませんが、社協ボランティアセンターへの登録、学校応援団への登録など、自発的に無償で行われている狭義の活動と、健康推進員、おたっしゅサポーターなど自治会活動や団体活動等による無償での活動、さらに、本町の強みでもある日常的な支え合いも、広義でのボランティア活動であると認識しています。

2点目の御質問につきましては、令和元年頃、甲賀市や大東市の先行事例を把握し、本町においても導入できないかを内部で検討したことがございます。

その中で、自治会で実施されている取組への影響や有償ボランティア活動の現状、また、ボランティアポイントの運営や管理に係る労力等を比較考量し、本町にはなじまないものと整理した経緯がございます。また、広義でのボランティア活動も熱心に行われている現状からも、ボランティアポイント制度について把握に努めているといった状況ではございません。

以上、中村議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 岩田未来創造課長。

**○未来創造課長（岩田宏之）** 中村匡希議員の「ボランティアポイント制度の導入は」の御質問に、未来創造課からは3点目についてお答えいたします。

「ビワコ」とは、滋賀県全域をエリアとして、滋賀県が事務局である「かかわりファクトリー滋賀推進協議会」が主体となり運営する「デジタル地域コミュニティ通貨」です。

お店や企業、団体が「スポット」として加盟し、「ビワコ」を用いて「もらえる体験」や「つかえる体験」のページを作成し紹介します。利用者は、「もらえる体験」で入手した「ビワコ」を「つかえる体験」で使用します。

現在、滋賀県内に多くのスポットがありますが、これまで周知が十分でないこともあり、本町にはそのスポットがありません。このため、来年度には町が滋賀県と協同して、特に観光の分野において、スタンプラリー機能を活用した「ビワコ」の事業に取り組もうと考えております。

まずは、来年度行うこの事業を、町内のお店や企業、団体に紹介するなどして、滋賀県と協力して「ビワコ」という制度の周知を図ってまいります。これが進むことで、魅力ある資源や取組が地域内外の人のつながりとなることを期待しております。

以上、中村議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 中村議員。

**○1番（中村匡希）** 2つほど再質問させていただきます。

まず1点目なんですが、先ほどの答弁の中で、自治会で実施されている取組への影響や有償ボランティア活動の現状、またボランティアポイントの運営や管理に係る労力等を比較考量し、本町にはなじまないものと整理した経緯があるということだったんですが、ちょっとこの説明だけでは何でそうなったのかちょっとよく分からなくて、課長の対応は若干塩対応じゃないかなと私は思ったんですが、もう少し詳しく結論に至った経緯を説明していただきたいと思います。それが1点目です。

2点目として、「ビワコ」をどうして取り上げたのかというと、皆さん若い人がボランティアとか社会貢献をしようと思ったときに、まず検索から始まりますよね。いきなり社協に行ったりする人ってまずいないと思うんですけども、滋賀県ボランティアとかね。そういうのでどうやって若い人のチャンネルにつなげていくのかという話で、この「ビワコ」は使えるんじゃないのかということをおっしゃっていただきました。良かったです。

今の回答では、観光等で使いたいということではあるんですが、もともと「ビワコ」というのは、地域コミュニティの維持とか活性化のためにこれをつくってまずと県のホームページにも書いてありますので、別にこれは何も観光しようとか、そこで有償ボランティアのようなことをしてもらわなくて、あくまでも地域再生とか維持のためにこの制度、「ビワコ」というものがあるわけなんです。

なので、若い人にどうやってこのリーチしていくのかというその手法については、やっぱりもう少し検討すべき余地があるんじゃないかなというのが私の意見なんです。せんだって、我々議会も「L u l l a b y」さんの話を聞いてきましたけど、あれだけ若い人が意欲を持ってああいう社会貢献活動をしておられるという現状があります一方で、やっぱり若い子たちの意欲にどう応えていくのかというのは、ある種、デジタルの方法というのがないとやっぱりつながっていか

と思うんです。そのために「ビワコ」を使ってはどうかということの提案ですので、もう少し検討の余地があると思いますが、その点についてお考えをお伺いしたいと思います。

**○議長（小西久次）** 中原福祉課長。

**○福祉課長（中原江理）** 中村議員の再質問にお答えをいたします。

令和元年頃の協議の内容についてももう少し説明をというふうな御意見をいただきましたけれども、詳細の協議記録が十分ではないというふうなこともありまして、今分かっているところで申し上げますと、住民主体で竜王町では様々なボランティア活動が行われているといったことからのその「有償」という、無償社会性・自発性というものを大切にボランティア活動を実施しておられる方々に対して、そのシステムを有償というふうなポイント制を導入することで、バランスが崩れるのではないかというふうな懸念があったというふうに聞き及んでおります。現在でも、無償で御自分の意思で実施されている方がある中で、ポイント制に移行するというところのメリット、また、整理ができないのではないかというふうなことも現在も思っておるところです。

今、比較考量をして、そのシステムの労力ということなんですけれども、この御質問をいただきまして草津市さんにも確認を取らせていただいたところ、現在50人の方が活動されているということで、13万人都市で50人の活動で様々な制度設計をされて今取り組んでおられるというふうなこともお伺いしております。当時、草津の状況については把握できておりませんでしたけれども、ポイントの登録、またその派遣先、ボランティア活動の内容の充実と、様々な行政が準備をしていく部分を考えますと現在、その当時竜王町で実施されております各種団体や個人さんが実施していただいている社会活動を、維持・継続していくことが行政の役割ではないかというふうなことで判断をしたというふうな経過がございます。

以上、中村議員への御質問の回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 岩田未来創造課長。

**○未来創造課長（岩田宏之）** 中村議員の再質問にお答えさせていただきます。

1回目の回答の中では、観光の分野においてという項目でお伝えさせていただきましたが、特に観光を切り口として、竜王町の魅力であったりとか、いろんな活動を紹介していくことで今後、関係人口であったり交流人口を深めていって、ひいては定住人口につなげていきたいというふうに考えております。

滋賀県に今現在、竜王町と甲良町が加盟できていないんですけど、令和7年度には滋賀県全域で取り組めるように進めてまいりたいので、このスケールメリットを生かしながら全県下の取組にしていきたいと考えております。

以上、再質問の回答といたします。

○議長（小西久次） 中村議員。

○1番（中村匡希） ちょっと1点目のところだけ再々質問させていただきたいんですが、先ほどの課長の説明で、やはりそうだろうなと思ったんですが、これ有償と無償ボランティアって別に対立するものじゃないと思うんですよね。有償っていうのはあくまで参加意欲を刺激するためのものであって、別に金もうけのためにあるのが有償ボランティアではありませんから、やっぱりそこをちょっと履き違えてほしくはないかなというのが私の思いです。

この「ビワコ」のポイント制度につきましても、このポイントがたまると何ができるかということなんですが、実際には稲刈り体験とか、商業的なこととして利用できるかという、結構微妙なところがあると思うんです。稲刈り体験だって、別にその人を助けているわけですからボランティアみたいなものですよ。なので、この有償ボランティアと無償ボランティアが対立するものであるという認識自体が僕はやっぱりちょっと違うんじゃないかなと思うんです。しかも、「ビワコ」というのは、地域通貨とは言ってますけれども貨幣でも何でもありませんから、あくまでボランティアポイントという、その人の意欲を下支えするための制度でしかないということなので、この辺の考え方というのをもう少し柔軟に持っていただきたいなと思うんです。

だから、有償と無償は別にバッティングするものでもないと思いますので、ちょっとその辺の見解を改めて、そうじゃないと信じたいんですけれども、お聞かせいただいて終わりたいと思います。

○議長（小西久次） 中原福祉課長。

○福祉課長（中原江理） 再々質問にお答えをさせていただきます。

回答の中で、有償と無償というような例示を出させていただきましたけれども、ボランティア活動全体としては、そこの線引きがあって難しいといったような理解ということではなく、やはりボランティア活動の共助と言われるようなものの基盤づくりは行政の役割であるというふうに考えております。

今後、単身世帯が増え、また支え合いの仕組みが拡充していく中では、また先行してシステムづくりをされているような市町の取組なんかも参考にしながら、

様々な形でボランティアの基盤づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、中村議員への回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 川嶋住民福祉主監。

**○住民福祉主監（川嶋正明）** 御質問いただいた件についてでございます。

中村議員の御質問のとおり、まずは私ら、ちょっと有償・無償という考え方をしておりましたが、大きな意味でボランティア全体での対応ということで今後、先進的な事例を学びながら取り組んでいけたらと思っております。

加えまして先ほど、本来この質問をした元となったことは、住民への伝え方、ボランティアの普及をさせるための伝える手法として、そういったデジタル的なことが今の若い人たちを誘うことではないかなという御質問をいただきました。担当としては未来創造課になりますけれども、令和6年度子ども未来会議というのをやる中で小学生、中学生の意見の中に、こういうことをしてほしいなというようなことが意見で幾つか出てきた中に、実は現在、竜王町でもやっているんだよというようなことで行政の担当が来て説明した経緯がございます。もしかしたらこれも、いわゆるよく言われておりますSNS等での情報発信をしておれば、もっともっと広がってたんじゃないかなというようなことで、若い世代につながるツールというのはもっと便利に町も使う必要があるんじゃないかなと思った経緯がございます。

今ほどのボランティアの点とは少しずれる部分もありますが、そういった思いで御質問いただいたと思いますので、DX担当課とともに町を挙げて進められたらと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

以上、再々質問の回答とさせていただきます。失礼します。

**○議長（小西久次）** 次に、10番、森島芳男議員の発言を許します。

10番、森島芳男議員。

**○10番（森島芳男）** 令和7年第1回定例会一般質問。10番、森島芳男。

これからの農業に対する町の考え方は。

従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価、並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、食料・農業・農村基本法が令和6年6月に改正された。改正基本法で定める基本理念に基づき、施策の方向性を具体化する食料・農業・農村基本計画は、農業の構造転換を集中的に推し進めるため、計画期間を5年間として定めるとある。

滋賀県においても、今年度から検討を始めたと聞いている。竜王町においては、令和４年６月に竜王町農業振興ビジョン（基本構想）、令和５年５月に竜王町農業ビジョン（実施計画）に基づき、しが竜王グッドサークル農業構築のため５つの戦略を立て取り組んでいると認識している。

そこで、次の点を伺います。

１、上位計画の連動性についての町の見解と考え方は。

２、竜王町では、令和５年から６年度において集落の話し合いにより地域計画を策定し、担い手（法人経営・大規模経営・家族経営体）を維持し、これからの農業を守るとされたが、その経過と現状は。

３、竜王町では農業者の減少・高齢化が著しく進み、農業経営継続のためには、生産資材が高騰している中においても労力削減・農業拡大・大型機械の導入等のスマート化が必要であり、国・県等行政の補助がなければ運営できないと聞き及ぶ。補助金等にはどの経営体もかなりハードルが高いと農家から問題提起されているが、これからの問題点は。

**○議長（小西久次）** 中島農業振興課長。

**○農業振興課長（中島孝之）** 森島芳男議員の「これからの農業に対する町の考え方は」の御質問にお答えいたします。

１点目の御質問につきましては、新たな食料・農業・農村基本計画は今月末をめどに改定されると聞いているところでございます。

今回の改定の大きな内容は、世界的な情勢の変化による食料安全保障への対応やデフレ経済下で低価格が長く続いてきた中、生産に係る合理的な費用を考慮した価格形成を図ることなどが挙げられます。

この改正基本法で定める基本理念に基づく、新たな食料・農業・農村基本計画の改定といった国レベルでの大きな内容が地域段階へどのような影響があるのか、具体的にはまだ見えていないところではありますが、状況に応じまして、竜王町農業振興ビジョンの改定も見据えながら対応してまいりたいと考えております。

２点目の御質問につきましては、令和５年８月から各集落におきまして話し合いなどを進めていただき、集落関係者様の御尽力によりまして、３月末には２７集落全ての地域において策定が完了する見込みであります。

今後、国の様々な補助事業に取り組む際には、この地域計画の策定を前提としたひもづけがされる見通しが示されており、将来の竜王町における農業振興を考える上で、まずはスタートラインに立つことができたのではないかと考えており

ます。

一方、地域計画は策定して終わりではなく、計画に位置づけた取組の実践が必要でありますし、時点修正や計画の熟度の向上等も含めて、地域農業の持続的発展に向け話合いの継続は行っていただく必要があるというふうに考えております。

3点目の御質問につきましては、国の補助事業を受けるには、農業用機械等の導入後の国が掲げる成果目標を設定する必要があるとあり、高い成果目標を設定すればするほどポイントが加算される仕組みとなっており、全国的な競争の中でポイントが高い経営体から採択されることになっております。

そのため、現状維持ではポイントが加算されず、例えば規模拡大を図ることや付加価値額の増加、新品種の導入、品目転換等を目指す必要があるところです。しかしながら、現状多くの経営体では、こうした高い成果目標を設定することが困難であることが問題となっていると考えております。

こうした問題へできる限り対応していくため、新たに農地を引き受ける際や農業経営改善計画の更新の際において、補助事業が活用できるよう助言等に努めているところであり、加えて、令和7年度予算における竜王町魅力ある農業の創生事業補助金にて、持続可能な農業活動やビジネス発展に対する支援として、農業経営コンサルタント利用に係る費用の一部を支援する新たなメニューを設けており、付加価値額の増加等、ポイント加算の実現に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

また、本町における農業経営基盤の強化に向けては、国等の補助事業の活用は大変重要な要素となりますので、機会あるごとに国に対して、本町の意欲ある経営体が当該補助事業を活用できるよう、きめ細かな制度となるよう見直しを含めた要望に努めてまいります。

以上、森島議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 森島議員。

**○10番（森島芳男）** それでは、3つありますけれども再質問させていただきます。

上位計画とは、地域を対象とする計画を指し、農業従事者、行政が協働してまちづくりを行うための指針ということで、このことから、竜王町農業の持続的な発展と農業者の所得向上を図るため、また、農業者が意欲と将来に展望を持って営農に取り組めるようにすることを念頭に、竜王町の計画を見直す場合のポイント等についてはどのように考えておられるか、お伺いいたします。

それから2つ目でありますけれども、担い手の農地集積などで意欲的な目標設定を行いつつ、家族農業や中小経営体も含めた多様な担い手の確保について、地域の話合いの活性化や多様な経営体への支援の拡充についてはどのように考えておられるのかということです。

3つ目、農業者の高齢化や労働力不足が深刻化する中で、ドローンの活用など農作業の省力化等に資するスマート農業に関する技術、技術普及に対する指導支援や初期投資、ランニングコスト等も含めた課題に対するサポート体制、強化、並びに高齢化対策を含む多様な農業者の農地の利活用をはじめとした、農業経営能力向上のための施策や支援に取り組む必要があると思いますが、その辺について伺います。

**○議長（小西久次）** 中島農業振興課長。

**○農業振興課長（中島孝之）** ただいまございました再質問についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の御質問でございますけれども、このたびの改正食料・農業・農村基本法で定めます基本理念に基づく新たな食料・農業・農村基本計画につきましては、現時点では4月早々に少し閣議決定がずれ込むといった情報もあるなど、確定したものではございませんが、一定その骨子ですとか概要等についての情報は、私らのほうにもたらされているところでございます。

この中におきましては、食料安全保障の確保といった観点から、食料の安定的な供給、国内の農業生産の増大等の実現に向けて農地総量の確保、サステナブルな農業構造の構築、生産性の抜本的向上による食料自給力の確保を図ること、また、食料システムの関係者の連携を通じまして、食品等の持続的な供給のための取組の促進ですとか、食料システム全体での合理的な費用を考慮した価格形成の推進等による国民一人一人の食料安全保障の確保、これらに加えまして、食料システム全体での環境負荷の低減ですとか、地方創生2.0の実現のための総合的な農村振興等が位置づけられることが予定されております。

これらのいずれもが今後の竜王町農業においても踏まえるべき項目であるというふうに考えておりますけれども、中でも、水田活用の直接支払交付金の見直し等を含めました令和9年度からの水田政策の見直しですとか、地域計画に基づく農地の集積・集約化の推進、親元就農ですとか雇用就農の促進による49歳以下の担い手の確保、生産コストの低減に向けた農地の大区画化やスマート農業技術の導入、国内資源の肥料利用拡大や国内飼養への転換の推進等といった点につい

ては、本町の計画の見直しに当たりまして、しっかりと議論をしていかなければならないポイントとなるのではないかと考えております。

続きまして2点目、3点目の御質問に、少しまとめてお答えをできたらと思っております。

本年度、各地域にて策定をいただきました地域計画におきまして、10年後を目標とした地域内農地の受け手が明確化され、これの実現に向けて、また計画の時点修正ですとか熟度の向上を含めまして、定期的な見直し等について引き続き各地域においてお取組をいただくよう、お願いをさせていただいているところでございます。

この取組におきましては、農地の受け手となります各経営体に対して、効率的な農作業の実現に向けた各種農業機械の導入支援をはじめ、スマート農業技術の導入ですとか、新規就農者への支援も含めた個々の支援について、また農業経営の基盤となります農地の大規模化等といった、おおむね集落単位での取組に向けた支援等が必要になってまいると考えております。

これらの支援に当たりましては、町におけるきめ細かな支援とともに、県ですとかJAをはじめとした各関係機関等と連携した取組が大変重要となってまいりますので、一層連携を密にしながら、できる限り必要となる支援の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、森島議員の再質問に対するお答えとさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 森島議員。

**○10番（森島芳男）** 再々質問をさせていただくわけでありますけれども、もう2番は何ですので、1番と3番であります。3番目の質問で、もし私が聞き漏らしていたらダブるかも分かりませんが、質問させていただきますので一つ、その辺よろしく願いいたします。

1番目でありますけれども、高温化並びに突発的な災害、温暖化に伴い災害や猛暑による気候変動が毎年続いています。このような事態の対策・取組についての考え方を伺います。

3番目でありますけど、ダブってたら申し訳ないですけれども、耕作者の離農原因の1つとして農機具の更新問題があり、担い手や農業法人も含め、制度資金対応や各種補助制度の支援拡充についての考え方を伺います。

**○議長（小西久次）** 杼木副町長。

**○副町長（杼木栄司）** 森島議員の再々質問も含めまして、全体的に町のほうの今

の考えというか、これからの持っていく方で思っているところを言わせていただきたいと思います。

本当に今、消費者のところに渡っているお米が5キロで4,000円ぐらいと、僕ら百姓である1袋30キロですので、2万4,000円ぐらいで買ってもらえたらほんなもん万々歳ですが、家から農協に出荷したりとか、小売りをさせてもらっているのが高くて9,000円から1万円というようなことです。

本当にこの水田だけで言いますこの米価が、どう落ち着いてくるのかというのを見守っているところでもございますし、今困ったら、わいわいわいわいみんな言いたくなって、しっかりこのことは国として、政策としてもう一度見直す時期が来ているのかなと、そういう意味からいいますと、我々もそのことをしっかり皆様方と一緒に、いわゆる農業・水田・米については、ある意味国政に向けてお願いをしていかなければならないのかなと思っております。

以前も農家への直接支払いとかいう形で、ある意味、農家を維持・経営できるためのそういった制度もございましたが、そういったことを含めてある意味、農業経営に安全確保ができるような部分で米価が安定するか、そういった制度をしっかりと設けていかなければならないかということについて、町もまた国のほうに申し上げながら、そこに乗っていかなければならないかなと思っております。

さりとて、米価が上がったかて、本当に竜王の土地を守っていただけるのかなということは、今の町民というか、今現在農業を預かっている者にしてもまだまだ不安な状況でございます。2年間かけて地域計画を定めて、将来の土地活用・土地利用も含めて経営が良くいくための土地利用の地域計画を集落で話し合ったところですけども、結局その話合いの中では、我々今、担い手を担っている大型農家と集落営農で、集落営農の担い手が10年たったらいるやろかという議論になっております。

そういう意味からいいますと、どこかの機会でも申し上げましたように、集落で集落の農地を守るという概念は、ちょっとだんだん厳しくなっているのかな、ある意味広い範囲で広域的なそういった土地の活用、さらにはその中でしっかりとやっておられる大規模経営体との連携をする中でそういったことを進めていかなければ、国費の機械の導入であっても、そういったことの導入もなかなか厳しいのかなと思っておりますので、そういう意味では、そういうことをやりつつ、一方、家族経営というんですか、一概にされておられる部分についてもある程度大事にしなければなりませんけど、全体としては大規模経営の中でみんな

がそこへ、経験深い人たちが一緒に協力する、お務めをするといったことの仕組みもやっていかなければならないのかなと思います。

その中では、いろんな仕組みはあるんですけど、やはり省力化をするためにはほ場の大区画化とか、なかなか大区画化できないところについても何か手段を持っていく、そのためにはほ場の整備をしながらスマート農業に持っていくということになるかなと思っております。竜王町だけでは解決はできませんが、竜王町の未来をさらに維持しようと思いますと、そういった流れを持っていくということが大事かなと思います。

一方、竜王町では今、バイオマス産業都市構想ということ掲げて畜産、耕種農家、また工業の連携を図りながら、事業の中では既存の肥料の代わりに畜産ふん尿を使うとか、また飼料の代わりに町内のわらを使うとか、こういったことですけれども、その循環をつくり出すということで、これがブランド化にならんやろうかというのが我々の思いでございます。そういった竜王町らしい循環の中でできたお米というのが、お肉というのが、野菜というのがよりブランド化されるということも含めて、我々はそういった構想に向かって引き続きチャレンジをしておりますので、御支援等もいただきたいかなと思っております。

回答にはなかなかありませんが、そういった意味で、恐らく農家の方が、もうちょっと補助金くれへんのか、もうちょっとポイント低いけど高うならんのかという御意見もいただいていると思いますが、やっぱりそれはしっかりした農業を進めていくという理念に基づいた農業経営が必要かなと思いますので、農業者の方とともに一緒に勉強させてもらいながら、竜王町の基幹産業である農業をしっかり支えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

**○議長（小西久次）** この際、申し上げます。ここで午後１時まで暫時休憩いたします。

休憩 午前１１時５１分

再開 午後 １時００分

**○議長（小西久次）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、次の質問に移ってください。

１０番、森島芳男議員。

**○１０番（森島芳男）** それでは引き続き質問をさせていただきたいと思っておりますの

で、よろしくお願いいたします。

英語教育推進事業は。

平成20年6月に公示された学習指導要領の特例措置において、平成21年度から各学校の判断で、適当な時数を定めた外国語活動の実施が認められた。

竜王町では2校の小学校において、平成21年度から先進的に年間35時間の外国語活動を行うよう、教育課程の編成を進められた。小中学校の滑らかな接続と効果的な指導の工夫に向けた実践研究事業の、中学校英語科への円滑な接続を目指した英語教育を推進するとあり、小学校外国語活動・中学校英語科の効果的な授業実践を図り、小学校・中学校が連携した外国語教育の取組を永年にわたり続けられています。

「竜王町教育委員会の権限に属する事務の管理および執行状況の点検および評価にかかる報告書」の中の二次評価によると、竜王が誇れる取組である英語教育推進事業は県下でも評価を得ている取組であり、高い成果も報告されています。

ただ、町内の全児童生徒を見てみると、興味関心がいま一つといった子も多く、その成果が一部の子に偏っていないか懸念していると記されていますが、この評価についての見解を伺います。

**○議長（小西久次）** 安食学校教育課長。

**○学校教育課長（安食 敬）** 森島芳男議員の「英語教育推進事業は」の御質問に  
お答えいたします。

議員御指摘のとおり、本町においては、平成21年度に県並びに文科省の英語教育研究指定を受け、さらに平成26年度から令和元年度までは教育課程特例校として文科省指定を受けて、小学校低中学年の外国語活動、高学年の外国語科の授業時数を確保するなど、英語教育に力を入れてまいりました。

また、令和2年度以降も現在に至るまで小学校を核として、幼稚園から中学校までの滑らかな英語教育の接続を目指し、ALTの幼稚園への派遣や小中学校において大学教授を招聘し、授業研究会を年3回開催しております。

さらに小学校においては、県から派遣の英語専科教員と町費日本人英語教員（JTE）の配置並びに外国人指導助手（ALT）や担任により、英語教育の充実に努めてきており、対話や多様な活動を重視した活動内容は外部からも高い評価を受けているところです。

一方で、外部の事務点検評価委員から、「興味関心がいま一つといった子がいることや、その成果が一部の子に偏っているのでは」という心配もしていただい

ており、対策を講じる必要があると認識しております。

教育委員会としましては、児童生徒の英語への興味関心と英語力の向上を目指し、小学生を対象としたイングリッシュキャンプや小中学生の参加によるこども英語スピーチ大会の開催など、英語に親しむ機会の創出に努めてきたところであり、今後も内容等を工夫しながらさらに参加者の裾野の拡大に努めてまいります。

さらに、令和4年度からは、小学校の6年生から中学2年生までが、外国人指導助手（ALT）等のネイティブスピーカーとの1対1によるオンライン英会話を行うなど、児童生徒が積極的に外国人と会話する機会も設けているところです。

一方で、児童生徒の英語への興味関心を高める第一義は、英語の授業改善が何より大切であることから、外国人指導助手（ALT）や日本人英語教員（JTE）を一層活用しながら、楽しく分かる英語授業を目指し、教員の授業力向上と指導方法の改善等について、教育委員会と学校とが連携して取組を密にして進めてまいります。

以上、森島議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 森島議員。

**○10番（森島芳男）** 今後の教育政策に関する基本的な方針の中に、5つあるという中のその1つでありますけれども、「誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」と載っているわけでありましてけれども、英語の授業が理解できずにいる生徒というのは大変たくさんおられると思うわけでありましてけれども、昔ですと「学校残れ、補習授業をする」ということで理解を深めることができたわけでありましてけれども、現在そういうことはやっておられるかどうかというのは私は分かりませんが、やっぱり全体的なレベルアップというものを考えていくと、その辺についての考え方というのをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（小西久次）** 安食学校教育課長。

**○学校教育課長（安食 敬）** 森島芳男議員の再質問にお答えいたします。

英語に限らず、学習全般におきましては、児童生徒誰一人取り残さない学習の構築というのが大切だということは認識しております。

特に意欲向上ということに関しましては、英語を含め、どの教科においても関心と意欲は学習の基盤となる重要な動機であり、児童生徒が学習の到達度などを確認できるよう授業を工夫していくことが大切だと考えております。そのために、みんなが分かる授業、例えば英会話の場面設定で、自分が紹介したいお勧めのも

のを題材にして、自分なりに頑張れば会話ができるようにするなど、授業の工夫をしておるところでございます。

今までのような一律的な授業ではなくて、対話によるもの、あるいは個人の学習によるものといったような多様な学びを展開することにより、例えば生徒同士が対話をしているときに指導者、教員がそれを横からファシリテートといいますか、支援をするという形で、少し英語がつまづいている場面で支援をするといったようなことも可能になってくる、そういった授業の展開を目指しているところでございます。

以上、森島議員の回答といたします。

**○議長（小西久次）** 森島議員。

**○10番（森島芳男）** それでは、再々質問をさせていただきます。

先ほどの回答で、興味関心と英語力の向上ということであるんですけども、やっぱり興味関心と意欲というのは、よく似たようで実は違うようなのだというふうに思うわけでありまして、興味というのは楽しいなということなんですけれども、意欲というのは自分がそれに向かってしようという、その思いがないと意欲というものはないというふうに思うわけでありますけれども、その学習面や生活面において、何において現状に安閑とすることなく、より高みを目指す向上心の涵養につながる取組というのを、「涵養」というのは大変私には分かりづらかったんですけども、その辺の向上心の涵養につながる取組とはどういうふうな取組か、その辺についてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

**○議長（小西久次）** 安食学校教育課長。

**○学校教育課長（安食 敬）** 森島議員の再々質問にお答えいたします。

令和7年度竜王町教育行政基本方針のメインテーマとしましては、「夢と志を持ち自ら未来を切り拓き社会の発展に参画する人づくり」というふうに定めております。

このことから、子どもたちが将来にわたって夢や志を持つということ、学習の先に自分たちの生きる未来があるということを意識するような学びが大切であるかというふうに考えております。

先日、中学校のほうでこの「夢と志を持つプロジェクト」というのを開催させていただきました。その中では中学1年生の生徒を相手に、大学で今学んでいる竜王中学校の先輩2名が、今自分たちが頑張っていることについて話をしてくれましたけれども、その中で、やっぱりコミュニケーションとして英語は大変大

事だと、中学校のときはそこまで感じていなかった英語というものが、これからの仕事や物事の考え方について大変大事だよといったようなことをお話ししてくれまして、中学生の感想の中にも、大変それが良かったといったようなことを書いてくれた生徒もいたところでございます。

こうしたように、高みを目指すということにつきましては、ただ単に英語あるいは学習というものを目的にするのではなくて、その先に何があるかということを考えながら生きていく、そういった教育を目指していくというのを今年度も学校教育課としては進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（小西久次）** 甲津教育長。

**○教育委員会教育長（甲津和寿）** 森島議員の再々質問ということも併せまして、今回の御質問いただいたことを踏まえて、少し私のほうからも答弁させていただきます。

今回御指摘いただいております竜王町の英語教育ということに関しまして、ざっと振り返りますと約15年間、竜王町としては英語教育を大事にしようということで取組をしてきているところです。

その成果は一定出てきているところは、先ほどもおっしゃっていただいたところですが、この1つはALTを活用するという外国語指導助手、そしてJTEという日本人の講師を雇用していること、併せて県からの英語専科加配を配置してもらっていること等によって英語の授業の充実というのを図ってきておる、その成果が一定出ているかなと。

一方でなかなか英語になじめない、あるいはもうちょっと英語と親しみが持てないという子も確かにあるのは事実でございますので、先ほど来おっしゃっていただいているそういったことが興味関心、特に関心の話につながるのかなというところを御指摘いただいているのかと思いますし、やっぱり上を目指して頑張っていこうという向上心のようなものを持たせていくことが関心にもつながると、こういう御指摘をいただいておりますので、英語に関してもまさにその範疇だというふうに、先ほど課長の話もあったとおりでございますが。

直近の調査をしましたところによりますと、今、小学校の6年生の子どもたちで英語が好きだというふうに答えている子は、一定以前より増えてきているというのが直近の調査でもございます。これは、やっぱり英語が好きだというのもとても大事なことでございますので、その好きなのところの根元に何があるのかって

いうのを分析していく必要もあるかと思いますが、やっぱり自分が話せるとか、英語を聞いたことが分かるとか、そういうことが具体的にできてくるとやっぱり英語は楽しいということになろうかということにつながると思いますので、特にやっぱり今までから竜王が大事にしている聞く・話す英語を大事にしながらも、前回の予算の関係の委員会のほうでも御意見いただいております、読む・書くという力もしっかりつけていく必要があるかと思いますが、やっぱり話せること、聞けることから会話ができるという、そういうことを子どもたちが経験を重ねることで意欲にもつないでいけたらと。

先ほどの最初の答弁でもございましたけども、6年生あるいは中1、中2の子どもたちが外国人と1対1で会話をするという経験を今年度取り組んでおりますけれども、そういったことを重ねることで人と話せる、また、言ってくるということが分かるという英語の力を醸成させることで、子どもたちの英語を自分の一つの自信にしてもらうことが、意欲であり、次の関心にさらに高めていくことにつながるかと、こういうふうに考えるところでございます。

そういったことから、今回大変大事な御指摘をいただいておりますので、今まで積み上げてきたことをベースにしながらも、全ての子どもたち、どの子にもそれぞれの、特に英語に関して言えば、英語が分かる、楽しい、そして英語を使えるようになりたいという、そんな思いを持ってもらえるように英語授業の充実、そしてまた教育委員会としての諸事業の工夫をしてまいれたらというふうに思いますので、引き続きまた御指導、御鞭撻賜ればと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（小西久次）** 次に、7番、澤田満夫議員の発言を許します。

7番、澤田満夫議員。

**○7番（澤田満夫）** 令和7年第1回定例会一般質問。7番、澤田満夫。

町道山之上岡屋線のバイパス化は。

町道山之上岡屋線（以下、町道）は、山之上地区の果樹園エリアを横断し、岡屋交差点口までのルートであります。このルートは、岡屋口交差点を経て県道春日竜王線とともに、大手自動車会社従業員を中心に通行量が多いところです。

しかし、その車両の動線は、交差点を支点に鋭角であり、交差点付近は山を削った後の峠があり周囲の視界も悪く、非合理的かつ危険であります。

ところで、町道から延びる県道春日竜王沿線には、竜王インターチェンジ周辺における産業用地の候補地及び現在取り組んでいるバイオマス産業都市構想のバ

バイオマスプラントの整備予定地があります。このバイオマス資源の60%は肉牛等の排せつ物と言われ、多くが山之上地区の東端にある施設で発生しています。その排せつ物のプラントまでの運搬は、最短距離の当町道を経由されると予想されます。

そこで、この機会に、従来から大手自動車会社従業員の通勤道路となっている国道477号、県道、当町道における通勤時間帯の慢性的な渋滞状況も考慮すれば、今、鋭角動線の改善を図るべきと考えます。

具体的には、当町道を山之上果樹園エリアから大手自動車会社の北側周辺を経て西門付近を目指した直線コースに延長すべきではないでしょうか。今、町財政も厳しい折、バイオマス構想の推進に係る附帯工事として国の支援、大手自動車会社、工業用地造成業者、新たな進出企業等との連携や御理解をいただき、推進すべきではないでしょうか。町の考えを伺います。

**○議長（小西久次）** 中西建設計画課長。

**○建設計画課長（中西政也）** 澤田満夫議員の「町道山之上岡屋線のバイパス化は」の御質問にお答えいたします。

まず、町道山之上岡屋線は、山之上南信号交差点から岡屋口信号交差点までの約1.7キロメートルの路線であります。終点側である岡屋口信号交差点につきましては、町道山之上岡屋線、町道岡屋山之上線及び県道春日竜王線が交わる交差点であり、町道山之上岡屋線から県道春日竜王線へ左折する際には、少し窮屈な状況となっております。

当該交差点については過去から、特に朝夕の時間帯において渋滞が発生していたことから、地元自治会からの要望を受け、令和5年度に道路管理者である滋賀県東近江土木事務所において、県道春日竜王線中の右折レーンを延伸し、当該交差点の改良を行っていただきました。

他方、産業用地の候補地についてですが、地元とも意見交換を行いながら企業誘致に取り組んでいるところですが、現時点では進出企業が決定する等具体的な動向には至っておらず、どのような土地利用になるのか、また周辺交通への影響も不透明な状況です。

また、町バイオマス産業都市構想に係るバイオマスプラント施設、具体的にはバイオガス化プラント施設については、現在実証プラントを整備しているダイハツ工業施設内において、本格プラントを整備する形で想定されております。

加えて、バイオマス事業において、メタン発酵処理を経て排出される堆肥及び

液肥を一定期間保管等するための施設が必要となりますが、これの用地については、現時点で町内の複数箇所を候補として、それぞれの利点や課題等も含めて検討協議されているところです。

これらのことから、現段階においては、産業用地及び町バイオマス産業都市構想の動向については不確定な状況であり、必要な道路の整備については、両事業の進捗に合わせ検討していきたいと考えております。

以上、澤田議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 澤田議員。

**○7番（澤田満夫）** それでは、再質問をさせていただきます。

ただいま回答いただきましたけれども、その中には不確定要素が非常にたくさんあるということで、明確な回答はいただけなかったというふうに思っております。

ただ、この質問の中で話をしたのは、いわゆるバイオマスにしても、産業用地にしても、エリア自体はほぼ固まっているかなというふうに思いまして、その中の質問でございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

今回、この質問に当たりまして、地元の先輩町会議員に確認したのですが、もともと当初はこの道路は、町のエリアにおいて国道477号のコース上に入り、東近江市から山之上経由で岡屋春日竜王線に入り岡屋交差点、竜王橋の交差点ですけれども、いわゆるスクール積というあそこの交差点ですけども、そこから竜王インター経由、そして西横関、いわゆるこのコースが国道477号であったというように認識してるということでございました。

実は私も、この当時は地元の営農組合の責任者をやっておりまして、そのときに営農組合の施設を造るというような責任を預かりまして、そのときにこれとの関連、間接的にですけれども、この道とのやり取りをしたということを覚えてますけれども、そのときに確かこういったコースが477号で描かれてたかなというような記憶をしております。

ちょうど福島町長時代だったと思いますけれども、そういった位置づけだからこそ、今皆さん御存じのように両サイドに立派な歩道があって、車道も非常に広い、我々が町道と思っている以上の立派な道になっております。そういった過程というのが国道477号として当初はなっていたのかなというふうな、勝手な解釈ですけども、そういった思いで今の現状を見させていただいておりました。

そういったことで、もともと国道との構想があった重要度の高い道路に加えて、

今では大手自動車会社の通勤道路としての渋滞路線及び近隣の新産業用候補地としての課題のこと、さらにはバイオマス化を検討しているという段階で新旧併せて3点の課題がありますので、包括的に道路事業の解決のためにバイパス化が必要であるのではないかと考えるところでございます。

少し調べさせていただきましたけれども、町の財政は今、非常に大きなプロジェクトをやっていますので、なかなか財政豊かな状況ではございません。そういった中でこういった話でございますけれども、実は、バイオマス化構想を推進するに当たりましては、かなりの大規模な補助制度があるということも聞いております。

そしてまた、これは各業者の支援を受けるということの観点でございますけれども、実は私がこの議会に入って2年ぐらいだったでしょうか、大手自動車会社の工場の最高責任者とお話をさせていただいたときに、通勤道路を通勤車が潤滑に動くようにここに道を造ったらどうなんですかって私、質問させていただきました。そのときに返ってきた言葉は、私の会社より竜王町さんがこれでいいんだと、便利になるんだったら私はやぶさかじゃないですよと、こういう私が期待してない話が返ってきたということなんです。したがって、ダイハツ工業さん自体は竜王町に対して、やっぱりいろいろなことにギブ・アンド・テークじゃないですけれども、支援をいただいているので何か恩返しをと、そういうような考え方が今もあるんじゃないかなと。

ただ、最近ダイハツ工業さんも大変厳しい状況でございますから、今そんな話は持ちかけるかどうかは分かりませんが、基本的には竜王町に対する敬意は持っていただいているのかなというふうに思っていますので、このバイオマス化の補助の体制もありますし、ダイハツ工業さんのそういうような姿勢もありますし、そして何よりも今は、産業用地の開発をする中で本当に真っさらの状況ですから、どういうコースを取ろうと本当に今はあらゆる条件がそろっているんじゃないかなと、こういう時期を逃す必要はない、こういうチャンスを逃すべきじゃないということから、今回の質問をさせていただきました。

今までの流れ、ダイハツ工業さん、そして町道山之上岡屋線の建設当時も流れも十分御存じの、よろしかったら副町長にこの辺についての考え方というのをちょっとお聞かせいただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（小西久次）** 杼木副町長。

**○副町長（杼木栄司）** 澤田議員の御指名でございますので、再質問にお答えをし

たいと思います。

冒頭おっしゃいました477の構想的なところの話については、ちょっと私はまだそういう部署ではなかったので、少しそこはどんな経過やったろうかなとは思わせてもらっております。ずっと役場に関わっている者としては、やはり名神を降りてきて、ちょうどスコール積さんのあのT字路が、やっぱりダイハツのほうへ直接入り込めるとか、あちらの入り口にきれいに接続できたらええなというのはいろんな思いの中ではございましたし、いろんな場面でダイハツの方とお話ししたりとかするときには、そういったこともあったのかなと思います。

それともう一点、2年ほど前にと澤田議員はおっしゃったんですけど、当時の竜王の工場の責任者である方が、僕もその話は、ひょっとして一緒にいたのかも分かりませんが、聞かせてもらいました。それは岡屋交差点の渋滞緩和を、当時そんなバイオマスというのはあまりなかったと思うんですが、クリアする中では、あそこの交差点辺りから直接工場のほうの駐車場に入れば、ダイハツも町の渋滞対策も何かいい感じになるよねというところまではお話をされてて、ああ、なるほどね、そういった意味では御協力をいただけるのかなと思わせてもらったところでございます。

現状そういうことでございますが、御提案のように産業用地を確保しながら、そこへ将来の産業用地としての絵を描こうということと、そしてバイオマス産業都市構想の中では、特に耕・畜・工連携の中でいろんな拠点を巡回する運輸の経路が必要になってくる、併せまして何か渋滞緩和という中では、大きく上から見たときに、やはりこれからいろいろ絵を描いていく中では重要な要素かなと、そこを一度頭に入れながら全体像をやっていくということが必要なことかなと思っております。

過日、ダイハツの本社のほうに寄せてもらいまして、今、産業誘導を図ろうとしている岡屋上海道地区への土地についても、ダイハツさんとして町がその土地利用構想を持っているということで、その具体についての現在の町の考え方をお伝えしてもらいながら、あと1年足らずで市街化区域並びのその編入という中で、ダイハツさんとしての協力とか支援とかを求めているところでございますので、そういったことも含めてダイハツさんの本社の幹部の方にも町の状況報告をさせてもらっておりますので、引き続きそのことも頭に入れながら、今後その周辺の土地利用なり道路網というんですか、土地活用の手法について、そういうことを頭に置きながら温めて進めてまいりたいと思っておりますので、また御助

言もいただきたいし、地元という立場では御協力もいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げておきたいと思います。

**○議長（小西久次）** 澤田議員。

**○7番（澤田満夫）** ぜひ今回の質問を念頭に、いろいろ今後とも御検討をいただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

希望が丘公園の東口付近の整備は。

竜王町は、開園から50年以上経過した滋賀県希望が丘文化公園（以下、公園）について、毎年、滋賀県に対し活性化への取組を要望してきました。その結果、公園活性化方針が策定され、令和6年8月に発表されました。この活性化方針は、竜王町側にある文化ゾーンに比重を置いているかのように感じ取れます。それは、宿泊施設の東口付近への建て替え等ゾーン全体の再整備を掲げているためであります。

さらに県では、活性化においては施設の再整備だけでなく、周囲の交通アクセスも重要項目と認識しています。幸い竜王インターチェンジの近くにある公園の東口の位置は、交通の利便性が高く、施設の再整備と相重なって、利用者の増加につながられる要素と考えます。

しかし、東口付近の現状は、西口に対しイメージ的に裏口かのごとく見受けられます。この機会に西口に勝るとも劣らない、ゲート案内や道幅の見直しや歩道の整備、道路脇の植林等、東の玄関としてふさわしい姿に整備することを要望すべきではないでしょうか。大型商業施設や竜王町総合運動公園等の周辺施設の利用客も公園に訪れたいくなるような、また、県の施設らしい風格ある入り口と道路整備をすべきであります。

滋賀県は今後、来園者の状況等を想定しつつ竜王町と検討していくとしていることから、方針策定から事業の公募に向けた調査検討の段階に移っている現在、東口付近の整備事業の提案と具体的なアイデアを早期に出すべきではないでしょうか。町の考えを伺います。

**○議長（小西久次）** 岩田未来創造課長。

**○未来創造課長（岩田宏之）** 澤田満夫議員の「希望が丘公園の東口付近の整備は」の御質問にお答えいたします。

希望が丘文化公園の東口へのアクセスは県道竜王石部線となりますが、当該地は大きくカーブとなっており、名神高速道路のボックスに隣接する危険な箇所と

なっております。また、地形的にはこの県道竜王石部線と並走する形で善光寺川の源流が流れていることに加え、三上・田上・信楽県立自然公園の森林となっており、土地の形状を変更するのが困難な箇所でもあります。

このような課題はあるものの、希望が丘文化公園の活性化の取組により来園者が増加すると考えられるため、東口へのアクセス道路の交通安全対策を毎年滋賀県知事へ要望しております。

これに対し、短期的な対策として、滋賀県においても交通安全対策として外側線の引き直しや路面標示の更新をしていただいております。長期的な対策についても、対策の必要性は認識いただいているものと理解しておりますので、引き続き要望してまいります。

要望では、「交通安全対策」以外にも「公園内の園内通路の活用」と「近隣施設との連携による東ゾーンの魅力向上」も併せて要望しております。特に、「近隣施設との連携による東ゾーンの魅力向上」の要望の中では、大型商業施設、総合運動公園、道の駅等の集客施設との連携と地域の声を聴く場を設けてもらうことを訴えております。

実際に、希望が丘文化公園を所管する滋賀県文化芸術振興課とは、野洲湖南竜王総合調整協議会を通じて年に数回意見交換を行っておりますので、地形的な課題もありますが、本町のみならず関係する市町と連携して、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上、澤田議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 澤田議員。

**○7番（澤田満夫）** 再質問をさせていただきます。

ただいま回答いただきましてありがとうございました。これからも積極的にまた県に対して要望をいただきたいというふうに思います。

ただ今回、私がタイトルに掲げてますように「東口付近」というように書いております。私は実は、竜王町の南のほうですから、野洲とか湖南市の菩提寺とか言うのは幼少のときからよく行っていました。当時は舗装もしていないときから行っていたんですけども、今は立派なゴルフ場ができ、そして希望が丘も整備されて立派な道になってますけれども、地道のときからあっちのほうはよく行っていたところで、その都度今も通りますけれども、なぜ西口のゲートはあれだけ立派なのに、東は本当にこんな寂れたというのか、なぜこれだけ差があるのかなとも思っているところでございまして今回、こういった質問をさせていただいたと

ころでございます。

幸いにいたしまして、今回県のほうでもう一度見直すということで、竜王町からも要望があって昨年に新しく方針が出されたということで、これを機会に東口の活性化を今回質問させていただいたところでございます。

調べてみますと進入路には、町道っていうんでしょうか、八重谷甲西線を経由して、あの東口に書いてるところから八重谷から、そしてゴルフ場を通過して、いわゆる山の中、林道っていうんですが、この経路がどうも八重谷甲西線だというようなことのようにございますけれども、その一部がちょうど東入り口で約30メートルぐらいありますけれども、そこらからいわゆる東口のゲートまでが、植林なんかしっかりしてますけれども、このカーブの一番の入り口から、これが県の施設の入り口かというようなイメージを受けます。今、新しく県が見直す時期に、このとき幸いにして、何としてもこのチャンスを見逃さなくて、立派な西口に勝るとも劣らないゲートを造るべきじゃないかなというふうに思って質問をさせていただきます。

実際、若い人を見たら、希望が丘へ行くって言ったら、どこからって言ったら、やっぱり野洲のほうって、東口って若い人はあるのって、そんな感じ。東口ってあるんですかっていうような方もおられます、実際。やっぱりこの東口、少なくとも竜王町、湖南市、そして野洲市に大きくまたがる400ヘクタールの土地ですから、やっぱり竜王町においても、竜王町の希望が丘なんだというようなイメージづくり、竜王町のブランドアップのためにも一役買ってもらえるような玄関にするべきじゃないかなというふうに思っているところでございます。

この質問の中で一番最後に書いておきました、具体的なアイデアを出して要望したらどうですかということを書いていました。今の回答では今後も要望していくということだったんですけれども、ただ要望していく要望していくだけでは駄目で、実際にこういうようにしたらどうですか、こういうようにしてくださいよと言わんことには県なんて動くわけありませんから、実際やっぱりそういった竜王町にとって非常に良くなるようなアイデアを出して要望するっていうことが必要じゃないかなというふうに思って質問させていただいたところでございます。

その点については御回答いただいておりますので、改めて御回答をいただきたいと思います。

**○議長（小西久次）** 岩田未来創造課長。

**○未来創造課長（岩田宏之）** 澤田満夫議員の再質問についてお答えさせていただきます。

きます。

野洲・湖南・竜王、この2市1町での協議会の発足当時のメインが希望が丘文化公園の活性化についてが主な議題でした。ここ近年は、ただ広域幹線の道路ネットワークに主眼を置いて、野洲から竜王、それから湖南へ抜ける道ということとで具体的に進んでおる経過もあります。

一方、希望が丘文化公園は、国民スポーツ大会に向けまして現在、西エリアのスポーツゾーンを中心に整備されておりますが、その後、東ゾーンの文化ゾーンと言われるところに整備に向かって方針も出されているところでございます。その文化公園の中の具体的な、現在の青年の城の宿泊施設を移動して新規の宿泊施設を造るであったりとか、その下の青年の城の辺りには新たなキャンプエリアを増設するとか、そういう具体的な県の方針、全体像も示されておる中でございますので、こういった具体的な公園の整備の図に合わせて、議員仰せの東口の魅力向上についても調査研究を進めながら、具体的に町としても提案できるように今後進めてまいりたいと考えております。

以上、回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 澤田議員。

**○7番（澤田満夫）** 今、具体的な提案をさせていただくということでございましたので、はっきり確認をさせていただきましたので、それで結構かと思います。

最後に、先ほどの一番最初の回答では、野洲市、湖南市、竜王町と一緒に連携を取って要望していくということでございました。確かにこの3市で要望していくことは非常に大きな力になりますので、ぜひ今後ともやっていただきたい。

しかしながら、竜王町ならではの要望っていうのが絶対あるはずですから、必ず竜王町のメリットになる要望、竜王町だけにメリットのあるような要望は湖南市はしてくれない、野洲市もしてくれないです。竜王町に本当にメリットのある、竜王町のみにある、それは竜王町から絶対やっていただきたいということを最後に申し上げて、質問を終わりたいと思います。

以上です。

**○議長（小西久次）** 次に、6番、橘せつ子議員の発言を許します。

6番、橘せつ子議員。

**○6番（橘せつ子）** 令和7年第1回定例会一般質問。6番、橘せつ子。

今日は5問の質問をさせていただきます。

まず1問目です。

訪問介護の基本報酬の引き上げと事業の充実を。

2024年に全国の「老人福祉・介護事業」の倒産・休廃業が過去最多の784件となり、うち訪問介護事業が529件と約7割を占め、介護保険の訪問介護基本報酬のマイナス改定やヘルパー不足が影響しているのではと報じられました。東京商工リサーチ調査で2025年1月17日のものです。多くの訪問介護事業所は経営的に大変厳しい状況に置かれておりまして、竜王町の事業所でも例外ではないと思われます。現状のままでは訪問介護サービスの低下を招き、利用者は必要なサービスが受けられない事態も出てくる可能性があります。

以上を踏まえまして、次の点をお伺いいたします。

1、竜王町では現在3か所の訪問介護事業所が運営されておりますが、竜王町社会福祉協議会が運営されていた事業所は休止されております。休止に至ったのはいつからでしょうか、その理由は何だったのでしょうか。

2、休止を判断されたとき、町はどのような関わりを持たれたのでしょうか。

3、今後の訪問介護事業全般について、また休止されている事業所の再開について、町の見通しをお伺いいたします。

4、訪問介護事業の存続と介護サービスの低下を防ぐために、当面、町として、例えば介護保険の基金を活用し、基本報酬の減額分の補填をするなど対応が必要と思いますが、町の考えをお伺いします。

5、町として国に対し、訪問介護基本報酬引下げの見直し、訪問介護事業存続・充実のための抜本的な施策を求めるべきと考えますが、町の考えをお伺いいたします。

**○議長（小西久次）** 中原福祉課長。

**○福祉課長（中原江理）** 橘せつ子議員の「訪問介護の基本報酬の引き上げと事業の充実を」の御質問にお答えいたします。

1点目の御質問につきましては、長年担当されてきた職員の定年退職により、補充に向け求人活動をいただきましたが、人材が集められず、令和6年12月末をもって休止に至っております。

2点目の御質問につきましては、複数回の協議の中で指定を受けるための人員体制を維持することが難しい状況を確認いたしました。また、事業所の休止に当たっては、高齢者、障がい者の利用者への影響を最小限にさせていただけるよう、町内外の訪問介護事業所への受入れの協力をお願いしてまいりました。

3点目の御質問につきましては、人員の確保の見通しが不明な中では難しい状況であると考えますが、現在運営されている3か所の訪問介護事業所に継続して経営いただけるように課題を共有するとともに、新規に訪問介護に参入いただける町内事業所がないのか確認していきたいと考えています。

4点目の御質問につきましては、現時点では、訪問介護の必要な方にサービスが提供されていると考えています。

しかしながら、今後の人口動態や単身者の見込み等から、訪問介護事業の人材の確保、定着を図り、サービス提供体制の基盤強化を目的に、1号保険料を財源とする市町村特別給付費や保健福祉事業費の導入等、次期の介護保険事業計画策定時に研究したいと考えています。

5点目の御質問につきましては、訪問介護事業所の運営状況を確認しつつ、県や町村会等を通じて必要な要望を挙げていきたいと考えます。

議員におかれましても、令和9年4月の介護報酬改定に向け、国への要望に御理解、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、橘議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 橘議員。

**○6番（橘せつ子）** 訪問介護事業所の人材不足について、例えば就職フォーラム等の利用や町の広報などでも、積極的に求人募集の支援などはされたのでしょうか。また、訪問介護ヘルパーの人材が集まらなかった原因としてはどのように考えておられるのでしょうか。

社協さんは、私たち町民にとっては一番身近な福祉の窓口として信頼も厚い事業所です。その介護事業所部門が休止になっているということは、町民にとっても大きな痛手ですし、特に高齢者にはこれからの健康や生活に支障が生じたとき、対応してもらえるのかと不安も大きくなります。何とか復活できるような対応というのはどうなのでしょう、その辺をもう少し伺いたいです。

**○議長（小西久次）** 中原福祉課長。

**○福祉課長（中原江理）** 橘議員の再質問にお答えいたします。

求人募集につきましては、2年ほど前の認知症フォーラムの際に、人材確保とともに認知症の大会を実施いたしました。広くいろんな方に周知を図りましたがけれども、実際来られた方は大変少なく、実際に雇用につながったというふうな状況はございませんでした。そんな中、介護事業所さんに集まっただき、人材確保の方策について協議をしたり、そしてまた情報交換をしていただくような機

会を現在も持っているところでございます。

社会福祉協議会さんの人材が集まらなかった理由といたしまして、また事業を継続できなかった理由としましては、やはり小規模事業所であったということではないかと思います。介護事業所として複合的な事業を持っておられますと、人事異動、また介護を担っておられる訪問介護という高度な技術を持った人材もおられることと思いますけれども、社会福祉協議会では訪問介護事業所1か所しか事業を実施しておられませんでした関係で、異動してこられる先の事業所がなく、また新たに求人をしないと人材の確保ができなかったということが一番大きな理由ではないかというふうに考えております。

もう一度再開を社会福祉協議会さんにしていただくことができればというふうに願っておりますが、それにも増してヘルパーさんの高齢化、町内におきましても離職等がないように、そしてまた結果として閉所や利用者さんの利用制限、訪問地域の限定などがないように、訪問介護事業所の町内にある皆様と状況等を把握していきたいというふうに考えます。

また、少しではありますが、実際、竜王町で訪問介護が必要な方の20%は町外事業所さんが担ってくださっております。介護保険制度は、どこからの地域からでもサービスの提供ができるということは、一定メリットでもあるかと考えておりますので、近隣市町の事業所さんにも竜王町に算入いただけるよう、お願いもしてまいりたいというふうに考えております。

以上、橘議員への回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 橘議員。

**○6番（橘せつ子）** 今もちょっとお話がありましたけれども、やっぱり単独の小規模事業所、特に訪問介護のみで運営されている事業所にとっては、今回かなり厳しい状況だったと思われます。そういう中で基本報酬が引き下げられたということが、それはもう国の責任は大きいと思うんですけれども、訪問介護の実施の責任というのはやっぱり市区町村が担っておりますので、事業の継続や介護サービスの低下を招くことがないように町としても対応が求められていると思いますし、この単独の事業者さんとか、併設してデイさんとかを持っておられるところも持ち出しをするみたいな反面出てきているのではないかなというふうに思います。

先日、新潟県の村上市という市があるんですけど、その市は竜王町よりももっと大きい町なんですけれども、独自に引き下げる前の基本報酬に改定で本体部分

の引上げがあった0.61%を上乗せした額と、引き下げた後の実際の報酬額との差額を事業所に払うという対応をされていて、そういうふうなことは考えていただいてもいいのかなと思うんです。そのほかにもガソリン代として燃料費の支援とか、車1台につき月3,000円、7キロメートル以上の訪問は1回50円を上乗せするみたいなちょっとした支援も、介護保険の給付等の準備基金で次の介護報酬改定の3年間だけ措置するというふうな形で、ここは独自の支援をされているわけです。そうして事業所が潰れないように、また対応できるように支援されているという、私はこういう部分はぜひとも考えていただければなというふうに思います。

これから高齢者も一層割合も高くなってきますし、フレイル予防とともに訪問介護のようなきめ細かい支援はさらに必要になってくると思いますので、ぜひともこういう村上市のような取組を考えていただけないかなというふうに思うんですけれども、そういうことについてはいかがでしょうか。よろしくお願いします。

**○議長（小西久次）** 中原福祉課長。

**○福祉課長（中原江理）** 橘議員の再々質問にお答えいたします。

訪問介護事業所は、県指定ではございますが、介護の体制を思いますと、超高齢者社会のこの竜王町におきまして、この介護の体制は本当にインフラであって、人材確保も含めてサービスを維持するということは欠かせないものであるというふうに考えております。

今回、国が効率的に訪問ができる集合住宅に併設されているところや、都市部の介護報酬を参考に報酬を下げられたというふうな状況はございまして、竜王町は本当に訪問先への移動距離も長く効率性が得られないことから、本当事業所の経営を心配しているようなところもございます。

今御指摘をいただきました村上市の事例も参考にさせていただきながら、次の介護保険事業計画策定のときに、1号保険料を財源とした事業等の導入ができないか、また、3年のみならず2040年に向けまして認定者数が増えることも想定されますことから、研究をし考えてまいりたいというふうに思っております。

以上、橘議員への回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 次の質問に移ってください。

**○6番（橘せつ子）** 次の質問に移ります。

P F A Sの河川調査結果に基づく原因解明を。

2025年1月にP F A Sの環境調査を実施した3河川の調査結果が出され、

善光寺川 16 ナノグラム／リットル、祖父川 19 ナノグラム／リットル、中津井川 5 ナノグラム／リットルでありました。善光寺川と祖父川については、日野川の 2022～23 年度調査の 11～15 ナノグラム／リットル最大値よりも高くなっており、より汚染されている状態と言えます。国の暫定目標値 50 ナノグラム／リットルよりは下回りますが、米国の水質基準値 8 ナノグラム／リットルの約 2 倍以上もあり、何らかの汚染源があると考えられます。

汚染源の特定とその対策が重要で、まずは汚染源調査をする必要があると思いますが、町の見解をお伺いします。また、引き続き河川の環境調査の続行と地下水についても調査をするべきと考えますが、町の考えをお伺いします。

**○議長（小西久次）** 富田生活安全課長。

**○生活安全課長（富田尚弘）** 橘せつ子議員の「P F A S の河川調査結果に基づく原因解明を」の御質問にお答えいたします。

当該調査については、令和 6 年第 4 回定例会で回答しておりますとおり、町内の河川における P F A S の状況について把握していなかったことから、まずは町内の河川における P F A S の状況を確認するために、日野川に流入している善光寺川、祖父川、中津井川の 3 河川について、いずれも日野川の合流する直前で採水して調査を実施いたしました。

調査結果については、議員仰せのとおり、善光寺川 16 ナノグラム／リットル、祖父川 19 ナノグラム／リットル、中津井川 5 ナノグラム／リットルであり、日本の P F A S の暫定目標値である 50 ナノグラム／リットルに対して、いずれも半分以下となっております。また、滋賀県が定めた、毎年監視をするかどうかの判断基準値（35 ナノグラム／リットル）に対しても判断基準値未満となっております。

このことから、国や県の基準値未満である現時点において、発生源に関する調査は考えておりません。

続きまして、河川の環境調査の続行と地下水の調査についての御質問につきましては、河川については、町内河川における P F A S の状況を確認するため、次年度以降におきましても、調査の実施を考えております。

地下水に関する調査につきましては、滋賀県が「公共用水域・地下水水質測定計画」に基づき実施されている調査であることから、町独自で調査を実施することは計画しておりません。

以上、橘議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 橘議員。

**○6番（橘せつ子）** 今回の調査の結果について、国の暫定目標値50ナノグラム／リットルや県の目標値35ナノグラム／リットルより低いので、汚染源調査は考えていないということですが、これでいいのでしょうか。私はちょっと疑問に思っております。

日本でのPFASの調査はまだ始まったばかりで、解明されていないことも多くありますし、最近の調査では汚染はもうすごく広範囲に及んでいるという感じがいたします。アメリカでは、1960年代からPFOAをフッ素樹脂製造に導入したデュポン社が調査を行っておりまして、有害性についての懸念を持っていたと言われています。1997年にはPFASが環境汚染物質になると発表し、2023年には米国の環境保護庁（EPA）は健康リスク予防のためPFASとPFOAそれぞれ4ナノグラム／リットルと厳しい基準にしています。ドイツも水質基準値をPFASの合計を20ナノグラムと定めています。欧州連合もEUも1万種類のPFASの全廃を提案しています。

そういう中で今回の調査、日野川よりも善光寺川や祖父川のほうがPFASの調査値が高かったわけです。ちょっと私、善光寺川は何でかなみたいに思ってたんですけども、やっぱりより汚染されていて、下流に汚染水を流すということになると思うんですけども、そういうことについてはどのように考えておられるのでしょうか。ちょっとそこもお伺いしたいです。

**○議長（小西久次）** 富田生活安全課長。

**○生活安全課長（富田尚弘）** 橘議員の再質問にお答えいたします。

基本的に日本の基準値、暫定ですけども目標値であるのが50ナノグラム／リットル、これにつきましては、環境省の情報ではありますけれども、PFASは自然環境中では分解されにくく、高い蓄積性などの性質があるため、環境や人の健康、動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されておりますが、我が国の暫定目標値については、飲料水経路の影響をまず考慮する、またその上で、水質汚濁に由来する食品経路の影響の観点から、様々な検討が進められる中において暫定目標値が定められているということになっております。

そういった認識の下で暫定目標値以下であるならば、現在のところにおいては大きな影響はないと町としては考えておる関係で、発生源に関する調査は考えておりません。

以上、橘議員の回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 橘議員。

○6番（橘せつ子） 国の暫定目標値が50ナノグラム／リットルなので大丈夫だというふうな見解なのかなというふうに受け止めますけれども、やっぱり健康調査を疫学調査でやったところの結果としても、新生児に低体重児が多いとか、母体の血中濃度と産まれてくる子どもの対応にいろいろ負の関係があるというふうなことも言われていますし、腎臓がんや精巣がん、甲状腺の疾患、潰瘍性の大腸炎、妊娠中の高血圧症と、すごくPFASとの関係、関連が高いというふうなことも言われているわけです。そういったことを考えると、やっぱり暫定目標値50というのはあまりにも緩過ぎる基準で、早急に見直しが求められると私は思うんです。

住民の命と健康を守るという自治体の役目からも、この緩い目標値に合わせるのではなくて、町独自の視点を持ってこれから見ていただきたい、対応していただきたいというふうに思いますので、そのことについて一応こっちからのお願いみたいな感じになりますけれども、町としての、自治体としての役割というふうな部分からもちろんと対応していただきたいというふうに思いますので、これからよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。

○議長（小西久次） 次の質問に移ってください。

○6番（橘せつ子） 3問目に移ります。

農地集約化と圃場整備のあり方は。

竜王町では、農業従事者の高齢化や後継者不足が課題となっており、今後の土地利用について地域計画の話し合いも行われているところであります。町は、「竜王町農業振興ビジョン実施計画」（2023年5月）の中で、リーディングプロジェクト2「ほ場や土地改良施設の整備」では、「農地の大区画化」や「用排水路等の再整備」という方向が示されています。町民からは、ほ場整備に当たり、地権者が多くの負担を負うことになるのではと心配の声が上がっています。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

1、地区説明会、また各地域の地域計画の話し合い等からは、どのような意見や要望等が出され、町や農業委員会等に届けられているのでしょうか。主なものはどのようなことでしょうか。

2、持続可能で営農しやすい農業を目指して、農地の大区画化や用排水路等の再整備に係る費用のうち、地権者の負担割合はどのようなのでしょうか。既に耕作

委託をしている地権者には、費用負担だけがかかることになり、了解が得にくいのではないかと思います。町の考えをお伺いします。

3、農業経営と新しい農業技術の導入や取組を農業従事者任せにせず、特に小規模農家等にも行政やＪＡなどが積極的に援助し、情報提供や農業機材の貸出し等をする必要があると思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（小西久次） 中島農業振興課長。

○農業振興課長（中島孝之） 橘せつ子議員の「農地集約化と圃場整備のあり方は」の御質問にお答えいたします。

1点目の御質問につきましては、農地の大区画化や用排水路等の再整備等を行っていくためには、農地の集約化が必須となると考えており、地域計画に係る話し合いによりまして、特に高い農地の集約化率を目指す地域におかれましては、将来に向けて効率的な農作業を行うために整備を行いたいとの御意見はありますが、具体的な要望等に関しては現状、特に伺っていないところであります。

その中にありましても、議員御指摘のとおり、整備に係る負担金を誰が負担するのかといった点が大きな課題となると考えております。

2点目の御質問につきましては、御指摘のとおり、農地の大区画化や用排水路の再整備には地権者の御負担が生じることになり、既に耕作委託を行っている地権者にとっては、基本的には直接的な営農の御負担がない一方で、施設整備に伴う費用負担が生じることに対しての御心配が生じることと考えられます。

具体的には、事業によっても変わりますが、事業費の10～15%程度が地権者の御負担となることが制度上想定されるところであり、町としては、持続可能で営農しやすい農業環境をつくり上げるため、特に当該施設整備事業の費用については、国や県からの補助金を活用しながら、地権者の御負担を一定軽減する方向で検討していきたいと考えております。

地権者の皆様には、事業内容や負担のあり方について十分に御説明し、御理解を得られるように努めまして、御意見をいただきながら地域の実情や事業内容等に合った事業メニューや補助金の選定等について柔軟に対応していきたいと考えておりますので、引き続き御協力をお願いさせていただきたいと考えております。

3点目の御質問につきましては、農業の担い手不足や高齢化が深刻な中、農業の生産性向上や経営の継続を図るために、農業経営への支援やスマート農業技術の活用は必要となると考えております。

本町におきましても、「魅力ある農業の創生事業補助金」制度を創設しており、

一定の要件の下、小規模農家を含む農業者への産地育成やスマート農業への支援を行っております。

また、全国的に農作業の代行ですとかスマート農業技術等を提供し、対価を得る事業体の育成等が進んでいる中にありまして、農業支援サービス事業者の情報提供を行うとともに、ＪＡなど関係機関とも連携する中で、農業経営の支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、橘議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 橘議員。

**○６番（橘せつ子）** この事業費の負担のことですけれども、１０～１５％というのはかなり間があるんですけれども、結構大きなものだなというふうに思っています。なぜかといいますと、例えば先の農地改良のときは、自分の持っている土地の区画を大きくしてもらおうとか、見えていたわけですね、畦畔をちゃんと伸長するとかいう形で分かっていて、それでその土地がまた今度整備されて自分のものになるというあれがあったと思うんですけれども、今度の農地改革は分からない、だから大きな区画の中に埋没してしまって、どこが自分の元の土地なのかも分からないような状況になっていくということですね。そうした中で、はっきり言って、もしそうなるんやったら手放したいみたいなふうに委託されている農家さんは考えておられるような感じで、でもだからと言って売れるわけでもない、本当にどうしたらいいんやろう、もし何百万円も負担がかかるようなことになったらもうおられへんわみたいなことを言われている、そういうふうな状況がありましたので、ちょっとここで質問をさせていただきました。

そういうふうな見えない状況、本当にそこを耕作してやっている地権者の方については生きてくるものになると思うんですけれども、そうではなくて、小さな駒として持っていた地権者の方にとっては、今度のこの農地の大区画化というのはなかなか頭の痛いものだというふうに言われていますので、その辺は町としてもどの辺まで考えていただいているかなというのをお聞きしたいなと思います。

それからもう一点ですけれども、農業経営のことで最後に質問させていただいたんですけど、農業機材の貸出し等ということを書いているんですけれども、農業機械が一定古くて年数がたってきて買い換えたいときに、買い替えることができないということをしごく言われていまして、そういうふうなものに対しての支援が欲しいというふうなことも出されていますので、ちょっとその辺も含めてここで入れさせてもらったんですけれども、その辺についてもお伺いした

いところですよ。よろしくお願いします。

○議長（小西久次） 中島農業振興課長。

○農業振興課長（中島孝之） ただいまいただきました再質問について、お答えをさせていただきますと思います。

まず1点目の区画整理、いわゆる大区画を取り組んだ場合に、以前のは場整備事業ですと換地処分まで至っておりましたけれども、今回の場合は単に、いわゆるイメージとしては畦畔を飛ばして2つの区画を一つにするとかいうふうなイメージになるというふうに考えております。その場合に、自分のところがどこら辺までがどうやったか分からへんようになるというふうな御指摘やったかなというふうに承知をしました。

ただ、その辺りにつきましては、当然私どものほうも地権者の御不安なり、不明な点等を明らかにさせていただきながらというふうに考えておりますし、その辺りは懇切丁寧にこれからの御説明をさせていただいて、御理解を得ていくものというふうに考えておりますし、具体的には、特に竜王町の場合は大きい平場のところ、以前のは場整備が取り組まれておりますので、どこからどこまでがどの土地やと何番地やというようなことは座標データとして保有しておりますので、畦畔を飛ばしたといたしましても、後々測量して復活は当然可能でありますし、そういったことも詳しく丁寧に説明させていただいて、御不安の払拭に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、またその際には御協力をいただきますようお願い申し上げたいというふうに思いますし、御理解賜ればというふうに考えております。

また2つ目の機械整備の部分でございますけれども、先ほど別の御質問でもお答えさせていただきましたが、なかなか竜王町でいわゆるトップランナーの農業経営体の方々でも、国の今の施設整備に対する補助を獲得していくのがかなり厳しい状況というふうなこともだんだん明らかになってきておりますし、それ以外のそこを目指す経営体であったり、多様な担い手の育成確保ということで国のほうも新しい農業の基本計画の中でもやく予定を聞いておりますので、そういった観点から申し上げますと、やはり大きな経営体のみではなくて、家族経営体であったり小規模の経営体さんに関しましても、農地を良好に保全していくというふうな観点からもすると、やはりそういった経営体さんに向けての整備の支援というの必要な部分が出てくるというふうに考えておりますので、そういった形で各階層ごとのようなイメージで、国のほうの施設整備に係る支援に関しましても、

町のほうからもきめ細かい支援を求めているというふうに考えておりますので、そういった部分に関しましては今後、機会を得るごとに町のほうから国のほうに対して実情も踏まえて要望活動をしてまいりたいと思っておりますので、議員各位におかれましても、その節には御理解また御支援を賜りますようお願い申し上げます、私からの再質問に対する回答とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（小西久次）** 橘議員。

**○6番（橘せつ子）** 多くの不安というか、農家さんにとってもすごく不安な声がたくさんありますので、その辺はやっぱり十分酌み取っていただいて、皆さんが納得いくというか、十分にはいかないかもしれませんが、やっぱりそういう誠意が見られたら対応していただけたらと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

**○議長（小西久次）** この際、申し上げます。ここで午後2時50分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時50分

**○議長（小西久次）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、先ほど一般質問8番「消防団員の休団制度と免許問題への対応は」について、中村議員より発言の申出がございますので許すことにいたします。

中村議員。

**○1番（中村匡希）** 先ほどの消防に関する一般質問で、一部発言を訂正いたします。

再質問の中で、「消防団の条例をもって現状の活動実績に基づかない支出が行われているのではないか」という発言をいたしました。

しかし実際には、火事等の際に支出される出動報酬は適正に出動した本人に支出されており、基礎報酬に当たる年額報酬とは別に議論しなければならないことでした。「条例違反」という文言も含めて撤回をいたします。

以上です。

**○議長（小西久次）** それでは、次の質問に移ってください。

6番、橘せつ子議員。

**○6番（橘せつ子）** 次の質問に移ります。

2025年度の国民健康保険税はどうなるのか。

滋賀県が算定した2025年度国民健康保険料（税）の標準保険料が示されました。竜王町の2024年度の国民健康保険税（以下、国保税）は、国民健康保険料の県の統一化に向け段階的な値上げが実施され、町の一家4人のモデル家族の場合、約1万5,000円の値上げとなりました。国保税の値上げは、自営業者や年金生活者、非正規労働者など、国保に加入している人たちの暮らしを圧迫しています。国保の場合、家族の人数に応じてかかる「均等割」があるため、とりわけ子育て世代に重い保険税負担となっています。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

1、2025年度（令和7年度）の町の国保税の算定はどうなるのか。高過ぎる国保税の引下げをするべきと思うが、町の考えをお伺いいたします。

2、子どもの均等割は現在、就学前の子どもについては国が2分の1の公費負担としていますが、18歳までの子どもの均等割自体をなくすべきと考えます。その場合、対象となる人数とその財源はどのくらい必要か、また、町として子どもの均等割分の補填をすることはできないかをお伺いいたします。

**○議長（小西久次）** 臼井住民課長。

**○住民課長（臼井由美子）** 橘せつ子議員の「2025年度の国民健康保険税はどうなるのか」の御質問にお答えいたします。

1点目の御質問につきましては、市町の国保税は、滋賀県（以下「県」という）が算定した市町ごとの国民健康保険事業納付金（以下「納付金」という）を納めるために、県が示す標準保険料率を参考に算定しています。

県の算定では、令和7年度の本町の被保険者1人当たりの納付金は、前年度と比較して3.11%の増となっています。これを受けて単純に本町の国保税を計算した場合は、国保税率を上げざるを得ない結果となりますが、昨今の物価高騰の影響の緩和策として、令和7年度につきましては、財政調整基金の繰入れにより保険税率を据え置くこととしています。

しかしながら、令和12年度には県内保険料水準の完全統一が控えており、県が示す標準保険料率よりも低い本町においては、財政調整基金を活用して保険税率の急激な増嵩を抑える検討をしていることから、今後において保険税を現時点よりも引き下げるとは難しいと考えております。

2点目の御質問につきましては、18歳までの被保険者数は、令和7年2月末時点で147人、均等割保険税が年間1人に対しまして3万5,300円となっ

ており、低所得世帯の軽減措置を加味せずに単純に人数で計算した場合で518万9,100円でございます。未就学児の5割軽減として、国・県が負担いただいている分が64万8,700円でございますので、差し引きますと、18歳までの均等割分の補填に係る町負担としては、年間454万400円の費用がかかることになります。

子どもの均等割については、令和4年度から未就学児に係る均等割保険税を公費で5割軽減する措置が法改正により導入されたところであり、国は国の基準を超えて町独自に一律の保険税軽減を条例で定めることはできないとしているため、町独自で子どもの均等割を算入から除くことはできません。

均等割保険税は被用者保険制度ではなく、子どもであってもその人数に応じて賦課されることから、子どもが多い世帯ほど保険税が高くなるため、医療保険制度間に不均衡があると認識しております。このことは、県が定める「滋賀県国民健康保険運営方針」にも明記されており、県と市町で構成する国民健康保険市町連携会議においても、対象範囲や軽減割合の拡充について協議し、県を通じて国への要望を行っているところでございます。今後も、県や市町が連携し、継続して国への要望を行ってまいりたいと考えております。

以上、橘議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 橘議員。

**○6番（橘せつ子）** 今年度、令和7年度は、財政調整基金の繰入れによって据え置いていくという措置でちょっとほっとしているところですがけれども、私は昨年の値上げが本当にこたえておりまして、国保税の引下げは、国のこの制度に対する縛りがとてもきつくて、各市区町村が独自に対応することが難しいということは理解しておりますけれども、本当にこの物価高騰の中で町民の生活にも大きな影響を与えたというふうに思っております。今回、昨年度のことも含めて取り上げずにはいられなかったということで今回の質問になったわけです。

とりわけ子どもたち、18歳未満の子どもは実質収入はないわけですので、その子どもたちを均等割から外していただきたいというのは前々からも言っているところなんですけれども、今のままではちょっと難しいということで、今回の質問には年間約454万400円の費用がかかるというふうなこともちょっとしていただいておりますので、大体のあれは分かるんですけれども、例えば米原市が、国民健康保険の子育て世帯応援金というのをつくっておられるんです。ここにちょっと書いてあるのを読ませていただきますと、「急速に少子高齢化が進む今日、

米原市では、国において実施される未就学児の健康保険税（以下「国保税」）の軽減措置と併せて、子育て世帯へのさらなる支援を目的として、国保税のうち18歳以下の子どもに係る均等割を実質0とするため、応援金を支給します」という形で、子育て応援金ということで給付されているわけです。

これは、一応均等割分は納めてもらうという形ですけれども、その応援金としてまた各自にバックされるというふうな仕組みなんです。これについては県も、もうそこまでは県としても何も言えませんみたいな感じのことを言われていますので、その辺をもうちょっと参考にしていただいて、このままであったら、例えば今回の454万円の費用も町としてもそんなに高額という感じではないと思うんですけれども、そこら辺で子育て応援という感じのそういうふうな支出でもって応援していただくことはできないのかというふうにちょっと思うわけです。その辺のことをお伺いしたいと思います。

**○議長（小西久次）** 臼井住民課長。

**○住民課長（臼井由美子）** 橘議員の再質問にお答えいたします。

議員仰せの米原市においては、先ほど申しましたように、国の基準を超えて市町独自に一律の保険税軽減を条例で定めることはできないことから、徴収した子どもの均等割保険税について、子育て世帯応援金として課税後に申請に基づき支給する、いわゆる子どもに係る均等割保険税を実質0とする施策を一般会計にて取っておられるところでございます。

実施する場合、これに係る財源については一般財源ということでございますが、国保世帯、被用者保険世帯にかかわらず、子ども世帯全体への支援策として、町全体としてどこに投入していくかということで考えてまいらなければならないと考えているところでございます。今のところ、国保税の子どもの均等割の保険としては、施策としては考えていない状況でございます。

以上、回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 西田町長。

**○町長（西田秀治）** 今ほどの議論につきまして御参考までに申し上げておきますが、実は昨年、滋賀県19市町の市長・町長の全体の会議があつて、この問題は議論、提案されました。米原市のほうからも、ぜひこの均等割を廃止したいというような要望があつて議論をして、その議論の結果、18市町は一体となって国に要望しましょうと、各市町で個別対応はしないという結論が出ております。

いずれにしてもこの問題は、国に、県それから市町で力を合わせて要望してい

きましょうというお話になっていますので、ちょっと御参考までに御報告しておきます。

以上です。

**○議長（小西久次）** 橘議員。

**○6番（橘せつ子）** 首長会議でもそのような議論がされたということを初めて伺いまして、ただ、各市町で独自に対応することはやめましょうというような申合せみたいなものは、ちょっとどうかなというふうな気持ちもします。

私は、国保税がすごく高いというのが一番の問題だと思っていますし、保険によって暮らしが大きく左右されているというふうな状況があると思いますので、その辺は十分理解いただいて、国にももちろんそれを要望していくのは私たちも一生懸命頑張りますのであれですけれども、やっぱり町としてもそういうところはこれからもきちんと見ていただきたいなという思いはあります。なので、これから国保税に関して、ほんまに軽くなったなというふうな思いが持てるのは一体いつなのかなというようなちょっと思ったりもするんですけど、今度統一化されますと、ますます上がっていくほうしか考えられないんですね。

だから、そこら辺が一番気になっているところで、はっきり言って国保というのは一番のセーフティーネットで、底辺を支える部分の保険だと思うんですけれども、その保険が他のどの保険よりも高いというのはやっぱり問題だと思うんです。そこら辺をやっぱり理解いただいて、町としてもできる支援はしていただきたいなというふうに思いますので、またその辺はいろんな知恵を出し合っていて、私たちもまた申しますけれども、考えていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

その辺で次の質問に移ってよろしいですか。

**○議長（小西久次）** 次の質問に移ってください。

**○6番（橘せつ子）** 滋賀県教育委員会の「滋賀・体験の日」の導入を受けて。

2025年2月13日に滋賀県教育委員会は、令和7年度から県立学校で「滋賀・体験の日」を導入すると発表されました。児童生徒が平日に大阪・関西万博や国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に行く場合、3日間まで「欠席」扱いしない仕組みで、校外での体験を通じて学びの充実を図ることが目的とされています。学習（ラーニング）と休暇（バケーション）を組み合わせた造語で、「ラーケーション」の一環と言われております。

竜王町教育委員会としては、このことをどのように受け止められているのでし

ようか。また、町として各学校に対して同様の対応をされるのかをお伺いいたします。

**○議長（小西久次）** 安食学校教育課長。

**○学校教育課長（安食 敬）** 橘せつ子議員の「滋賀県教育委員会の「滋賀・体験の日」の導入を受けて」の御質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、県教育委員会は令和7年2月13日付で、「滋賀・体験の日」の実施について県立学校への通知及びその保護者に向けての周知を行っております。

その趣旨については、「大阪・関西万博」及び「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」が滋賀の子どもたちにとって得難い貴重な学びの場になるとの考えから、子どもたちがより参加しやすくなるよう、平日に参加する場合は1日単位で最大3日まで欠席扱いしないものとしています。

この「滋賀・体験の日」の仕組みを、市町立の小中学校にも導入していくかについて、今年に入って19市町で情報交換と協議を行ってきたところ、「大阪・関西万博」や「国スポ・障スポ」が令和7年度のみで開催であり、今後体験する機会がないことを踏まえ、現時点では12市町が「導入」、7市町が「検討」となっております。

本町においては、児童生徒の多様な学びの機会の確保は意義のあることと捉え、導入する方向で検討しているところであり、今後、小中学校を交えて協議を進めてまいります。なお、令和8年度以降において「滋賀・体験の日」を継続する場合は、ラーケーションとして多様な学びや体験の機会を保障していくことになりますので、本町では令和7年度の取得実績や状況、他市町の動向を踏まえ、引き続き導入するかどうかについて検討してまいります。

その際には、個々の子どもの状況や様々な家庭状況により、県内外に出向いて学んだり体験したりすることができない家庭があるのではないかとということにも配慮する必要があります。今後、各学校と協議しながら、慎重な対応と丁寧な保護者へのお知らせに努めてまいりたいと考えております。

以上、橘議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 橘議員。

**○6番（橘せつ子）** 今回の体験の日の導入が、大阪万博への参加を促すために出されてきたということが一番大きい問題なのではないかと私は思っているわけです。前回の一般質問でも申しましたが、ちょうど大阪夢洲の万博会場がガ

ス爆発の事故を起こしてからもう1年ほどになるんですけれども、あの場所はやっぱり産業廃棄物の処分場だったということから、今もメタンガスが発生し続けている危険な場所だと思うんです。現在も83本のガス抜き管が埋められているんですけれども、それが毎日約1.5～2トンまでも排出されているということを見ますと、本当にそこは安全性というのはどうなんだろうなというふうに思うんです。私個人的には、安全は十分確保できていないというふうに思うわけなんです。

今回、体験の日を導入する方向になったということを回答されたんですけれども、このことは、今申しましたそういう安全性の確保とかいう面を十分認識した上で判断されたと思うんですけれども、導入する経緯を知らせていただきたいなというふうに思います。

**○議長（小西久次）** 安食学校教育課長。

**○学校教育課長（安食 敬）** 橘議員の再質問にお答えいたします。

前回の一般質問でもお答えさせていただきましたけれども、会場においてそのような事案があったというようなことについては承知しておりますけれども、実際、学校でそちらのほうに集団で校外学習として利用するという事はないことから、個人の判断で参加されるという形で後押しをするものでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、後押しと申しましても様々な家庭状況があるということで、あくまでも今年度しかないイベントということで、万博、国スポ・障スポにつきましては得難い機会を子どもたちに提供すると、その一助にするというものでございまして、例えば毎年参加できるといったようなことについては、今年度についてはその内容ではございません。3つの内容についてということで、あくまでも保護者あるいは子どもたちの機会を保障するというところで保護者の判断、子どもたちの判断で参加していただくというところで、こちらのほうでその制度を導入しようと考えておるところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 甲津教育長。

**○教育委員会教育長（甲津和寿）** 橘議員の再質問に、私のほうからも少しお答えをしておきたいと思っております。

以前にも質問いただいておりました大阪関西万博に関わりましては、学校単位で行く校外学習というのは難しいであろうと。これはなぜかということ、事前の下見をしっかりと子どもたちの安全な活動ということを、ちょっと下見を十分するような余裕もない中では難しいだろうということで、県内様々な学校がなか

なか難しいという状況になっているのかなと。

ただ、来月からいよいよ始まる大阪関西万博というのは、あらゆる安全対策とあらゆる方法を取って世界の方々が来られて、日本も近畿を、関西を盛り上げようということで、とりわけ安全安心を第一にしながらの開催をされているというのは、もう絶対条件であろうというふうに私たちは思っております。ただ、どういうトラブルや事故が起こるかというのはそれはもう保証はできないとは思いますが、それでも、それだけ配慮もされながら、以前に遭ったような事案を生かして今取り組まれているというふうには認識しております。

そういったことから言うと、こういうような体験というのは非常に得難い、そしてまた国スポが今回滋賀県で開催されますし、竜王町もその会場にはなるので、子どもたちの体験の場にも積極的に行ってもらえるような町としての対応もするつもりですが、もっと違った形で自分の興味・関心に応じて県内各地で開催される国民スポーツ大会に行ってくれるのも大変貴重な得難い機会かなと、次にどのような形でこの国スポが都道府県に回ってくるかという保証もなかなか難しい今の現状ですので、この得難い機会、あるいはまた世界とつながる機会、そういうところを興味・関心を持って行かれるということであれば、それは県の方針、そしてまた12市町もそういう形で方向づけられていることから言えば、竜王町もそのように考えていこう、またそれ以外の他市町も同じような歩調ということも少し聞いておりますので進めていければと。

ただ、今課長が申しましたように、私たちの大事にしていきたいのは、やっぱりこういうことを積極的に広げていくことは大事なことです、例えば体調的なことであったり、あるいは家庭的な事情からなかなか自分の家族として行けないというお子さんもあるということをしかり我々は踏まえておかないと、機会があるから行けや行けやというわけではない、行こうと思われるのならそれは行かれることは良いことですけれども、やっぱりそういう家庭事情であったり、個人的事情があるお子さんもあるので、そういったお子さんが肩身の狭い思いをするようなことのないような中でしっかりと進めていきたい、こういうふうに思っているところでございます。そこを大事に考えた対応をしたいというふうには思っております。

以上、私のほうからの回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 橘議員。

**○6番（橘せつ子）** 危険な場所でもあるということも皆さんにもちゃんと説明を

していただいた上で、あとは個人の判断だというふうなことも言われていますし、その辺は私もちょっと心得てますのであれですけれども、やっぱり家庭の状況によっては、経済的な問題もあってなかなか参加できないお子さんもいるというふうなことも、ここにも回答も得ているんですけれども、そういった子どもたちのことにも配慮するなら、果たして導入がいいのかというのは私も判断がつかないなというふうな部分もあるんですけれども、そういうことも十分考えていただいて今回こういう判断を下されたんだと思いますし、そのことについては保護者の方にも十分説明していただいて、この導入についての理解とあれを得ていただきたいなというふうに思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

**○議長（小西久次）** 次に、9番、内山英作議員の発言を許します。

9番、内山英作議員。

**○9番（内山英作）** 令和7年第1回定例会一般質問。9番、内山英作。

町立図書館の機能強化と他施設との連携は。

近年の各市町の図書館は、学習目的、各種団体への貸出し、研修会の開催、子育て支援への利用、防災減災対策における避難所など読書人口の拡大、読書の日常化へ向けて機能が多目的になっているようです。また、今日までの本町での各種施設の設置については、単独設置がほとんどで、多目的で総合的な機能を持った施設が設置されてこなかった経緯があります。例えば、保健センター、福祉ステーション、女性の家、勤労福祉会館などであります。

そこで、町公民館、今後のコミュニティセンター建設や新竜王小学校、防災減災機能を持ったセンター、多くの市町で設置されているボランティアセンターなどとの総合的な連携、効率的な運営、町民の利用しやすい町立図書館の多目的機能強化に向けた次の3点について、考えを伺います。

1、町立図書館に隣接してコミュニティセンターを設置し、このセンターにボランティアセンター機能や防災減災機能、公民館機能などが連携して町民が気軽に利用しやすい多目的で総合的な施設運営の考えはあるのか。

2、近隣にある現在の町公民館と町立図書館との連携による運営は、社会教育のワンストップ化であると考えますが、どのようにお考えでしょうか。

3、町立図書館に各種研修室、喫茶室、パソコンのその場での貸出利用ができる部屋など、読書を含めた様々な機能を整備した多くの町民が気軽に利用できる図書館になればと願っておりますが、町の考えはどうか、お伺いします。

○議長（小西久次） 山中生涯学習課長。

○生涯学習課長（山中知樹） 内山英作議員の「町立図書館の機能強化と他施設との連携は」の御質問に、生涯学習課からは1点目についてお答えいたします。

コミュニティセンターの設置につきましては、これまでからお示しさせていただいておりますとおり、中心核整備の「交流・文教ゾーン」内において、新竜王小学校に隣接した場所としております。

同施設につきましては、町民の使いやすさなども考慮し、本来のコミュニティセンター機能はもとより、公民館機能や防災減災機能、新竜王小学校、公園との連携も想定した多目的な利用ができる施設となるよう、具体的に検討を進めていきたいと考えております。

以上、内山議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 西川図書館長。

○図書館長（西川久美子） 内山英作議員の「町立図書館の機能強化と他施設との連携は」の御質問に、図書館からは2点目、3点目についてお答えいたします。

2点目の御質問につきましては、図書館は個人での利用が主となりますが、公民館はグループや集団での利用が主であるという施設の特徴があることから、その違いを生かし、両施設が違う部分を補い合う形でより機能強化を図れるように努めているところです。

具体的に申しますと、公民館事業での作品を図書館で展示し、教室やグループの紹介とともに図書館所蔵の関連資料の展示を行い、グループや集団の輪を広げる活動を行っております。また、図書館での個人での学びでは解決できないことが、公民館でのグループでの学びでは解決できる、またその逆の場合もあり得ることから、町公民館と町立図書館の距離が近いという利点を生かし、学びの相乗効果を生み出すよう努めております。

なお、ワンストップ化につきましては、建物が別であることから、一本化することは難しいですが、例えば、公民館教室で参考となる資料をあらかじめ図書館から公民館へ貸し出し、その場で利用いただけるようにする、より深く学びたい方へは図書館への案内をするなど、よりよい連携のあり方について今後も模索してまいります。

次に、3点目の御質問につきましては、現在、図書館では会議室を、飲み物やパソコンを持ち込んでの学習も可能なフリースペースとして開放しております。また、視聴覚室は、来館時託児サービスをはじめとした各種図書館事業で利用す

るほか、関係課やNPO法と連携し、子どもの居場所事業などを実施しております。

そのほか、閉館後の開架室を利用してのライブラリーコンサート、展示コーナーでは、町内の方やグループを中心に作品の展示を行うなど、読書を含めた、また読書の枠を超えて、現状の図書館でできることの実施に努めているところです。

パソコンにつきましては、貸出用のノートパソコンはございませんが、館内にはインターネットに接続しているパソコンを1台用意しているほか、開架室だけでなく会議室でもフリーWi-Fiが利用いただけるよう整備をしておりますので、パソコンを持ち込んでのインターネットの利用も可能となっております。

近年、図書館を含め社会教育施設に求められる役割や機能は多様化しております。今後も、会議室や視聴覚室の利用のあり方を研究していくとともに、静かに本を楽しみたい利用者にも配慮するため、整備などの必要性も考慮しながら、図書館の機能である「全ての人が書籍をはじめとした情報を自由に利用できるようにする」ことの実現に努め、より気軽に利用いただける施設となるよう一層努めてまいりたいと思います。

以上、内山議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 内山議員。

**○9番（内山英作）** 最近、私も議員になってから調べものが多くなりまして、専門書とかがやっぱり必要な場合があります、今まではわざわざ京都とか大阪のほうへ買いに行ったりしたんですけど、非常に物価高ということもありまして、最近、専門書につきましても本町の図書館のほうで借りております。専門書ですのでなかなかない場合には、県立図書館とか他府県の図書館にすぐ連絡を取っていただきまして貸していただけるように、これは他府県、他市町との図書館同士の連携ではありますけれども、そういった形で連携していただいております、非常にありがたく思っております。

そこで連携についてですけれども、公民館活動との連携は今まで以上にもっと必要になってくると思いますけれども、近年の巨大地震、全国あちこちで起こっております。また、予想されております南海トラフ地震等がございましたら、場所によっては竜王町全域がそういった避難所が必要な場合が出てくると思うんです。そういったことで私としては、できるだけ町内に多くの避難できるような場所があるように願っているわけでございます。

そしてもう一つ、先ほども中村議員のほうからボランティアのことで質問があ

りましたけれども、最近町内におきまして、NPO法人とかボランティア団体等が非常に活発にボランティア活動をやっておられますけれども、こういったボランティアとか地域福祉機能を含めた施設も今後より一層連携が必要になってくると思いますけれども、公民館活動以外に、今申し上げた地震防災機能を持った施設、それからボランティア、地域福祉機能を持った施設との連携について、今後どのように拡大というか連携を図っていこうと思っておられますか、具体的に考えがあったらお聞かせいただきたいです。

**○議長（小西久次）** 富田生活安全課長。

**○生活安全課長（富田尚弘）** 内山議員のいわゆる図書館機能における防災というものがどうかという御質問にも聞こえたんですけども、それに関しましてお答えいたします。

基本的には図書館という機能につきましては、図書館長が答弁したとおり、図書館法の第2条に基づきまして、まずは図書、またそれに係る資料をまずは収集し、保存し、そして管理して、それを住民さんへ還元する、例えば住民さんが、先ほど内山議員もおっしゃっていましたが、いわゆる調査研究、自分が調べたいものに対しての図書に対する機能、そういったものについて提供する、またそれに係って提供されたものをさらに発表の場として図書館には視聴覚室があります、そういったところを利用する中において、住民の社会教育の発展につながっているのかなというふうに思います。

そうした中で、図書館において防災機能的なものはどうやというところもあるんですけども、基本的には図書館は図書館法に基づく中において最大限それに係る機能を発揮する場ではないのかなというふうに思います。

また、今現在図書館が置かれている場におきましては、確かに中心核整備におきまして、新しい竜王小学校、コミュニティセンターなどなど多くの施設が集中する形になっております。その中において防災機能をどのように植え付けていくかというところについては、確かに議論はさせていただいておりますけれども、そこに図書館における機能というところにおいては今、考えていない段階でございます。

そういった中におきまして、例えば避難所という例もありましたけれども、本町におきましては指定避難所ということで竜王小学校、西小学校、竜王中学校、アグリパーク竜王という形で指定避難所を定義させていただいておりますので、そういったところを最大限、また防災機能ということであるならば、一番の拠点

はやっぱり防災センターであるということも認識しておりますので、それを核にしながら今後も進めをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 山中生涯学習課長。

**○生涯学習課長（山中知樹）** 内山議員の再質問のうち、2点目のボランティア、またNPO法人等の活動拠点の考え方、また、地域福祉拠点の充実といったところの再質問についてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、前の議会等でも回答いたしているところと重複しますが、今回コミュニティセンターを設置するということで、その点の機能につきましては公民館機能、またコミュニティセンター機能ということで、それぞれ担当課で現在検討、協議を進めているところです。

その中でいろいろな御意見を聞く中で、一体どういった施設が必要なのかといったところも踏まえて協議して、設置のほうを図っていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、再質問の回答といたします。

**○議長（小西久次）** 内山議員。

**○9番（内山英作）** ボランティアと地域福祉関係のそういった機能は、今現在も図書館のほうで各種団体のほうで利用していただいたりとかということで、実際そういった機能も私自身は発揮しておられると思っております。

もう一つ、防災減災のそういった避難所が最悪、先ほども申し上げましたように、大きな地震やと避難できる方が対応できない場合に、空いている部屋とかを連携した中で避難所として使えるようにお願いしたいなということで質問させていただきましたので、また御検討のほうをよろしくお願いいたします。

**○議長（小西久次）** 次の質問に移ってください。

**○9番（内山英作）** 令和7年第1回定例会一般質問。9番、内山英作。

町内自転車道の整備は大丈夫か。

自転車は、町内での外出のための貴重な移動手段の1つであります。

そこで、町内自転車道の整備に関して、次の4点をお伺いします。

- 1、町内の整備されている自転車道は何キロメートルありますか。
- 2、自転車道のふだんの点検及び修繕状況はどうですか。
- 3、町公民館から橋本地先への惣四郎川沿いの自転車道の数か所に道が盛り上

がっていて危険であります。また、この川沿いは、両側の道を中学生が通っていて、自動車と対向するときは危険であると感じました。どのような指導をされていますか。

4、コンパクトシティ化構想において、中心核がある程度整備されてくると、多くの中学生や小学生、自家用車を持たない町民の方々が自転車を利用して中心核へ来られると思われますが、自転車道ルートの整備予定はどうでしょうか。伺います。

○議長（小西久次） 中西建設計画課長。

○建設計画課長（中西政也） 内山英作議員の「町内自転車道の整備は大丈夫か」の御質問に、建設計画課からは1点目、2点目及び4点目についてお答えいたします。

まず、1点目の御質問についてお答えします。

本町の自転車道路については、バイコロジー事業を活用し、昭和55年度に基本計画を立て、完了年度である昭和59年度末においての総延長は約35.6キロメートルであります。

次に、2点目の御質問についてお答えします。

自転車道路は、町道等の道路法に基づく道路、農道等の法定外道路及び河川管理用道路に整備されており、これらのうち、本町が管理する町道等につきましては、町職員2名体制で適時道路パトロールを行っており、補修が必要な場合は、その都度対応している状況です。

また、その他の道路については、各管理者において対応していただいているところです。

最後に、4点目の御質問についてお答えします。

中心核までの自転車道については、現時点では新たな道路整備の予定はなく、既存道路の通行を想定しておりますが、脱炭素社会、健康づくり等のニーズが高まる中において、安心して通行できる整備が必要とも認識しております。

このことから今後、中心核までのルートについては、自転車の利用者の安全等を十分に考慮し、対策が必要な箇所については、ハード・ソフトの両面で対応できるよう検討させていただきます。

以上、内山議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 安食学校教育課長。

○学校教育課長（安食 敬） 内山英作議員の「町内自転車道の整備は大丈夫か」

の御質問に、学校教育課からは3点目についてお答えいたします。

竜王中学校では、惣四郎川沿いの左岸の自転車・歩行者優先道路について一部区間を通学路としておりますが、議員御指摘のとおり、右岸の車道側を通行する生徒もあり、自動車等の追越しや対向の際には接触や転倒等も懸念されるところです。

このため、惣四郎川沿いの通学路について、改めて中学校に周知と遵守についての確認を行ったところですが、中学校においては日常的にあらゆる機会を捉えて交通安全啓発と命を守る意識の徹底、交通ルールや交通マナーについて指導しております。

併せて、中学校では生徒の通学について、個々のケースで外部から御指摘を受けた際には、速やかに生徒への事実確認と指導を行い、交通安全の徹底に努めているところです。

いずれにしましても、生徒が通学上の事故や交通トラブルに巻き込まれないよう、日頃からの安全啓発と交通ルールの遵守、交通マナーのさらなる向上を目指し、学校と教育委員会が連携して取り組んでまいります。

以上、内山議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 内山議員。

**○9番（内山英作）** 先ほども申し上げましたけれども、惣四郎川の橋本地先の左岸、最近私も自転車で利用させていただいているんですけども、木の根っこが盛り上がってしまって、10か所前後が非常に盛り上がって危険な状況のところがあるんです。特に夜間なんかは道自体が狭いので、早急にそういった対応をしてもらえないか、まずこの1点をお伺いします。

それから、惣四郎川の今度は右岸側です。左岸も右岸も竜王中学校の生徒が通っておられるというふうに聞いておりますし、私も特に午前中なんかはよく見ておりますけれども、やっぱり一番怖いのは右岸ですね。自動車が対向したときに、もし自転車が右側を走っていると田んぼのほうですけども、左側通行ですけども、左側を走っていてもしふらふらとして惣四郎川に落ちてしまったら命に関わる大問題ですので、今日までそういったトラブルはなかったかどうかということをお伺いしたいと思います。

そういったことで、皆さん御存じのように「ビワイチ」ですよ。私もちょうど平成19年、18年前に自転車で琵琶湖一周をさせていただきました。朝6時に出発して夕方6時ぐらいに着いたわけですけど、1周すると約200キロメートル

ルでございますけれども、ちょっとその時間がなかったので南のほうは瀬田の唐橋まで行かなくて、琵琶湖大橋経由で帰ってきました。そうすると約160キロメートルになります。当時はその車道の左側に青い二重の点線が引いてなかったんですけれども、今現在はもうほとんど引いてあるというふうに聞いております。町内においても青色の点線を引いてるところがありますけれども、なかなか惣四郎川の右岸のところは道が狭いので、この青色の二重線を引けないと思うんですけれども、その辺は何か対応とかいうことで考えておられることがありましたら、お伺いしたいと思います。

以上です。

**○議長（小西久次）** 中西建設計画課長。

**○建設計画課長（中西政也）** ただいまの内山議員の再質問についてお答えいたします。

まず1点目の、木の根っこにより盛り上がっていて危険であるという点につきましては、申し訳ございません、先ほどもパトロールをしておるということで申し上げておりますけれども、なかなか細部のところまで対応ができていなかったということだったと思いますので、これについてはまた早急に対応させていただきたいと思います。

また、特に自転車道につきましては、パトロール自体は実は公用車で行いますので、いわゆる車道をするのが多うございますので、こういった特に歩道であるとか自転車道についても、細部まで目を届けて事故のないよう対応していきたいというふうに思っております。

そういった意味では、また地元の皆様からそういうような情報もいただきましたら、また役場のほうへ一報くださいますと助かりますので、またよろしくお願いしたいと思います。

2点目の、そういった狭隘な道路においてトラブル等はなかったかというところでございますが、データを持っておりませんのでちょっと今は正しいことは申し上げられませんが、知る限りにおいては、河川のほうに転落されたとか、そういったことはなかったのかなと。ただ、一般的な交通事故のようなものはあった可能性もありますので、こういったところについてはまた3点目のところにもなってまいりますけれども、1つずつ解消していきたいと思っております。

3点目の琵琶湖の湖周道路でされているような部分ですけれども、実は青い矢吹きのようなしるしでございますが、実は町内のほうでも通学路の合同点検とい

うのを教育委員会さんなり、警察あるいは県の東近江土木、いわゆる関係機関と年に一、二回しておりまして、その中の一つの対処として実は町内でも実施している箇所がございますので、なかなかちょっとまだ数が少のうございますので、あまり皆さんに御認識はないかもしれませんが、それも一つの対応の方法として取り入れてはおりますので、今後も引き続きやっていきたいと思っております。

いずれにしてもこの自転車の活用については、自転車活用推進法であるとか、自転車道の整備等に関する法律なども、法律のほうでもやっぱりこの自転車を重視して活用していくということが言われておりますので、我々建設計画課の道路整備を担当する部門としては、安全に通行いただけるよう、一層のハード整備に努めてまいりたいと思っております。

以上、再質問への回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 安食学校教育課長。

**○学校教育課長（安食 敬）** 内山議員の再々質問の、2点目についてお答えいたします。

先ほど、右岸のトラブル等についてということで建設計画課長のほうからもお答えさせていただきましたが、学校教育課としても今現在として、その右岸でのトラブルについては今のところ承知はしておりません。ただ、やっぱり一般論として、擦れ違いとかいったようなところでトラブルになったりとか、地域の方からそうした御指摘があった場合もございますので、そうした点については個々に対応しているというところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 次の質問に移ってください。

**○9番（内山英作）** 令和7年第1回定例会一般質問。9番、内山英作。

空き家を活用した移住促進は。

近年の人口減少、地域の荒廃が進む中、空き家は、地域資源として移住や定住促進に向けて活用が期待されています。

先日、総務産業建設常任委員会で尾道市の「NPO法人尾道空き家再生プロジェクト」を訪問し研修しました。そこでは、空き家と建築・環境・コミュニティー・観光・アートの5つの柱を軸にして活動を展開され、再生活動を通してまちづくりや移住促進に頑張っておられる取組を聞きました。

そこで、次の点についてお伺いします。

- 1、現時点での本町の空き家の数は。
  - 2、空き家バンクでの「売りたい・貸したい」及び「買いたい・借りたい」のそれぞれの登録状況は。
  - 3、空き家を活用しての本町への移住促進の考えは。
- お伺いします。

○議長（小西久次） 中西建設計画課長。

○建設計画課長（中西政也） 内山英作議員の「空き家を活用した移住促進は」の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の御質問についてお答えいたします。

先日の総務産業建設常任委員会における所管事務調査でも報告したとおり、空き家の件数については毎年、自治会を通じて実態調査を実施しており、その調査結果では、令和6年度は159件となっております。また、近年の空き家件数を申しますと、令和5年度は156件、令和4年度は155件であり、横ばいの推移となっております。

次に、2点目の御質問についてお答えいたします。

本町では、令和3年11月に竜王町空き家・空き地情報バンクを開設しており、現時点での登録件数は、物件登録が0件、利用者登録が5件となっております。

最後に、3点目の御質問についてお答えいたします。

若者の定住移住施策の代表的な取組として、竜王町若者定住の住まい補助金があります。この補助金は、若者が住宅を新築及びリフォームに要した費用、並びに賃貸住宅の家賃の費用の一部を助成することで、本町への移住定住を促進するものであります。

令和7年度は、この補助金のリニューアルを考えており、具体的な内容を申しますと、補助項目の金額を見直す予定であり、町内事業者利用の補助金額を精査し、その分の比重をその他の項目へ分散させることを考えております。その中でも特に空き家を利用いただいた場合は、これまで以上のインセンティブを付与することにより、空き家の利活用を促し、本町への移住定住を図ってまいりたいと考えております。

空き家対策は、移住施策と親和性が高く、特に空き家の利活用を促進することは、結果として移住につながるものと考えております。空き家利活用の最大のポイントは、空き家そのものを地域資源として捉え、リフォーム等によりその資源を磨くことにより、農村環境での暮らしの実現及び魅力を発信することであると

考えております。

以上、内山議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 内山議員。

**○9番（内山英作）** 空き家の現在の数が159件、それから空き家バンクができてまだ3年余りやと思うんですけれども、登録件数が現在0件、利用者登録が5件ということでございますけれども、非常に登録件数がまだ0件ですので、その辺の原因とか理由についてどのようにお考えか、まず1点お伺いします。

それから、一番最後のところに回答がありましたけれども、空き家利用最大のポイントは、空き家そのものを地域資源として捉え、リフォーム等によりその資源を磨くことにより、農村環境での暮らしの実現及び魅力を発信することであると考えておりますということでございました。竜王町は農業の町でございます。それからまた、空き家もこのようにたくさんある中で、この農業の魅力を利活用できるような空き家対策を中心に、私も思っておりますけれども、特に去年から地域おこし協力隊に来ていただいております。農業のほうを中心にやっておられるんですけれども、聞き忘れたんですが、今現在空き家を活用しておられるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

今後、今申し上げましたように竜王町の農業を全国に知ってもらって、本当に農業の魅力というものをもっと発信していただいて、地域おこし協力隊ほか、若者が竜王町のほうで農業をしたくなるような、こういった発信をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、具体的にどういった発信をしようと考えておられるのか、その点についてもお伺いします。

**○議長（小西久次）** 中西建設計画課長。

**○建設計画課長（中西政也）** 内山議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の物件登録が0件というところのお話でございますけれども、これについては2つ考え方があるのかなと思っております。まず1つは、実態として空き家というのはもちろんあるかと思っております。ただ、このバンクへの登録は0件ということでございまして、実際その差、あるいは溝というのは何なのかというところでございますが、一般的には不動産の市場に流通することで解消されるもの、つまり、これはバンクに登録することなく市場流通に乗っていくと。

もう一つは、いわゆる農村地帯でございますので、親類の関係の方など、あるいは区の自治会でのお世話も含め、あるかと思っております。そういったところで、

いわゆるバンクに乗る前段階で次の住まわれる方をマッチングされるということも、実際今のところ機能している部分がございますので、そういった意味では0件というところが直ちに悪い数字ではないというふうな認識も持っております。

2点目の御質問でございますけれども、私も先ほどの回答で、地域資源として捉えること、それが当然空き家そのものの建物が資源というふうなもちろん視点もございますし、それを取り巻く農村をはじめとした環境を資源として捉えて磨いていくというところでございます。

そういったところで、実際この制度などを活用してではございませんけれども、私の知る限りにおいて、とある集落に田んぼをしたいので入っていきたいと。それはほ場整備田ではなくて未整備田なんですけれども、そういったところに魅力を感じて住まいをされた方もおられますし、ちょっと後になりましたが、地域おこし協力隊の方についても、空き家を住まいにされ現在活動されておられるということもございますので、そういった方々が一つの突破口といいますか、発信者となっていて、また一層この魅力を磨いていく、あるいは発信していくというところにつなげていければなというふうに思っております。

以上、再質問への回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 中島農業振興課長。

**○農業振興課長（中島孝之）** 内山英作議員の再質問について、私のほうからも少し答弁させていただきたいと思えます。

まず地域おこし協力隊の方、今の建設計画課長の答弁のほうにもございましたけれども、今年度着任いただきました地域おこし協力隊員につきましては、実際に町内の空き家を活用し定住いただいて、活動いただいているところでございます。活動の内容に関しましては、農業を中心ということで、特にバイオマス関係の事業も関連深く関わっていただいております、いわゆるもみ殻のくん炭であるとか、木の剪定枝などを炭化して農地に散布したりとかいうふうな活動もいただいておりますし、そういったものを踏まえて野菜作りに取り組んでいただいております、これから作物ができてきましたら収穫をして、場所的には鏡の地先のほうのほ場を借りて作業をしておられますので、そちらのほうでかがみの里の直売所やらで活性化の一助になるような形で、例えば野菜を使ったサラダを提供したりとかしながら住民の方、また町民の方ともコミュニケーションを取っていきながら活動に向けて取り組みたいというふうな御意向も伺っているところでございます。

今の農業の魅力を踏まえた空き家対策ということで、かなり難易度の高い御質問をいただいたというふうに思っておりますけれども、お隣の日野町さんのほうでは、農地付空き家といった制度もございますし、あと農地取得の下限面積というのが農地法の改正で一定緩和というのか、一応以前から5反要件というのがございましたけれども、そういったものが撤廃されましたので、そういった意味では比較的新たな方に取り組んでいただきやすい環境が整っているかなというふうに考えておりますし、また、町内でも農業の担い手というふうな形で、やはり高齢化も含めて不足している状況がございますので、そういった新たな視点で竜王町の農業に魅力を感じて空き家を活用してというふうになると、農村環境の保全という部分にも資するのかなというふうに思いますので、そういった意味では農業振興課といたしましても、空き家対策の部分について関係課と連携をしながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上、御回答とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

**○議長（小西久次）** 内山議員。

**○9番（内山英作）** 空き家を放っておくと、だんだん古くなって後が大変になってきますので、今も中島課長の最後の答弁にありましたように、各課連携した中でやっていけないといけないと思うんです。今、所管のほう为建设計画課ですと、空き家についての関係の課ですと、今のように農業振興課とか、また福祉課とか未来創造課とか、みんなこれ関連していくと思いますので、そういった今後の対応の仕方、各課連携した取組になるようによろしくお願いして、この質問を終わらせていただきます。

**○議長（小西久次）** 次の質問に移ってください。

**○9番（内山英作）** 令和7年第1回定例会一般質問。内山英作。

竜王町北東部の拠点整備は。

本町の北東部地域は、日野川沿いに幾つかの集落が点在し、弓削地先には医療福祉施設や酒蔵、JA、幾つかの企業があります。本町の土地利用構想での将来都市構造図において、本町北東部地域は「日野川改修と連携した流域まちづくり」となっていますが、拠点整備をどのように考えているのか。同時に、中心核とのネットワークの中で、この地域の拠点整備として具体的に何か計画はあるのか、お伺いします。

**○議長（小西久次）** 岩田未来創造課長。

**○未来創造課長（岩田宏之）** 内山英作議員の「竜王町北東部の拠点整備は」の御

質問にお答えいたします。

第六次竜王町総合計画の将来都市構造図では、北東部のエリアを「日野川改修と連携した流域まちづくり」と定めております。同時に、既存の32自治会も生活拠点として位置づけております。また、主要地方道県道近江八幡竜王線をバイパス化して、通過交通と生活交通を分離し、利便性を高めつつ安全を確保することとしております。

具体的な構想としては、竜王町都市計画マスタープランの中で、「日野川改修および沿川一帯のまちづくり」を掲げております。東部を流れる日野川は、流域面積に比べて川幅が狭く、天井川であり、なおかつ蛇行している河川です。このため国・県と協働し、下流側から順次河川改修工事が進めていただく中で、本町域の一部区間が整備実施区間となっており、その延長も整備時期検討区間に位置づけされております。この改修で行われる予定である蛇行の改良により生じる河川の跡地を、このエリアの地域振興に資する土地利用として、県と連携して推進してまいりたいと考えております。

併せて、県道近江八幡竜王線のバイパス整備後は、道路沿道において地域活性化を図るため、適切に開発を誘導したいと考えております。

中心核とのネットワークの中で、この地域の拠点整備としての具体的な計画としましては、生活拠点である自治会を維持するため、ハード・ソフトの両面から支援を継続していきたいと考えております。また、ネットワークとして、チョイソコリゅうおうの運行も利便性を向上させながら継続してまいりたいと考えております。

以上、内山議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 内山議員。

**○9番（内山英作）** 答えをいただきましたけれども、何点かお伺いします。

今、日野川改修を上流のほうに向かって進めておられますけれども、最終的に竜王町に入った場合に、ここに書いてありますけれども、蛇行の改良、できるだけ緩やかにして河川の跡地をこのエリアの地域振興に資する土地利用として県と連携して推進してまいりますと書かれておりますけれども、今現在、もし具体的な構想があればお聞きしたいと思います。例えば、祖父川沿いに設置されました総合運動公園みたいなものを予定されているのかどうか、もし具体的に決まっておればお伺いします。

それから2点目、県道近江八幡竜王線のバイパスの整備です。大体いつ頃にな

るか、もしその辺の予定があればお聞かせいただきたいと思います。

それから３点目、これは先ほどから申し上げております連携、ネットワークの問題ですけれども、今申し上げました日野川の改修後の跡地、それから県道近江八幡竜王線のバイパスができた後、特に弓削地先においては医療・福祉施設、酒蔵、ＪＡとか幾つかの企業がありますので、その辺の３者のネットワークということで、そういった拠点整備をしていくのが私としては良いなと思っているんですけれども、もし具体的な考えがあれば教えていただきたいと思います。

以上です。

**○議長（小西久次）** 井口産業建設主監。

**○産業建設主監（井口清幸）** 内山議員の再質問に、私のほうから回答させていただきます。

まず１点目の日野川改修、令和５年３月に整備計画の変更ということで区間延長をしていただきました。そういう中では地元さんのいろんな意見とかをお聞きする中で、最終的には蛇行緩和という形で整備を進めてもらおうということで今、下流から順次、最終的には５０年に一度の雨に耐えられる、５０分の１ですけれども、上流へ少しでも早く進みたいということで、暫定的に２０年に一度の確率２０分の１で進めていただいております。

そういう中で、やっぱりこの東部地区を活性化するには、やはり地域周辺の安心と安全というものが一番大事かなということで、日野川の改修は早く進めていただいて、そこへ先ほどおっしゃっていただいた八幡竜王線のバイパス、これについても昨年２０２５年の県の道路アクションプログラムのほうに位置づけをいただいたということでございますので、具体的に、まず今の日野川の蛇行緩和から若干活用できるような土地が捻出できるということで、そこについては具体的にはこの辺にそういう地域ができるということは今、図面上は分かりますが、その面積とか具体的な土地利用についてはまだこれからということで、また御認識賜りたいなと思います。

あと、県道八幡竜王線のバイパスの時期ということですが、今申し上げたように、昨年の中でようやく地元の要望もいただく中で県のほうでアクションに載せていただきましたので、これから具体的にルートを検討する上での調査とか、そういうものが始まっていくということでございますので、工事までにはいましばらくかかるだろうと、ただし、地域の住民の皆さん方の御理解がないと進まないということでございますので、またお願い申し上げたいなというように思います。

あと、幾つか医療とかいろんなことを拠点整備ということでおっしゃっていただきましたが、私はやっぱり東部でぜひともどこか、今、都市計画の見直しをしていますけど、一角をこじ開けたいなと、そのことによって住居もある程度周辺エリアで可能になってきますので、そういう分では今回の都市計画の見直しでは、ちょっと東部のほうは市街化区域に編入というところまでは行きませんが、今後いろんな道路の計画とか、また日野川の改修、そうした全体の計画の中で何とかそういう開発が進むエリアを、都市計画の編入も含めて検討していければいいかなというふうに思っております。

ちょっと荒い回答でございますけれども、内山議員への回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 内山議員。

**○9番（内山英作）** 今、コンパクトシティ化構想を推進中でございますけれども、このコンパクトシティ化構想については竜王町全域が範囲でございますので、こういうコンパクト構想の中での北東部の開発との関係についてはどのように考えておられるか、お聞かせください。

**○議長（小西久次）** 西田町長。

**○町長（西田秀治）** コンパクトシティ化構想等周辺ということは、当然南北のバランスですけれども、基本的には前から何回もお話し申し上げており、まず中心核整備によって利便性を高めようと、それからインターチェンジ周辺、また今のダイハツ工業周辺、これが今順次開発がある意味進んでいますから、その辺りの活性化を図っていこうと、併せて今、北西の鏡地域については道の駅を中心に図っていこうと、そういう意味では、一つの課題として残っているのは、今おっしゃった日野川流域なんですね。これについては、今からいろんな案件が出てくるでしょうけれども、それに従って進めていきたいなと。

ただ、一つの大きなファクターとしては、日野川の改修というものをうまく使いながらというのが、今の大きな絵としてはそういうことなので、もちろんおっしゃるようにできるだけ早く今の弓削地域、また庄、林、この地域の発展も併せて図っていききたいというのが基本的な部分ですので、今、じゃあ具体的にどこまでというのが、そういう意味では今から考えなきゃいけないという課題ではありますけれども、知恵を出していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

**○議長（小西久次）** この際、申し上げます。ここで午後4時25分まで暫時休憩

いたします。

休憩 午後４時１４分

再開 午後４時２５分

**○議長（小西久次）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、３番、若井政彦議員の発言を許します。

３番、若井政彦議員。

**○３番（若井政彦）** 令和７年第１回定例会一般質問。３番、若井政彦。

今回、２問の質問をさせていただきます。

まず１問目であります。

平和行政について。

今年は、不戦を誓ってから８０年になります。いまだ原爆の放射能の後遺症に苦しむ人たちも少なくありません。米軍基地が存在することで発生する事件・事象に翻弄され、そこにはまだ戦後はないと言われています。ロシアのウクライナ侵攻をはじめ、世界各地で今なお戦争や紛争が後を絶ちません。

戦争は最大の人権侵害とも言われます。あの惨禍を二度と繰り返さないためにも、戦争の歴史と向かい合うことが必要であります。また、次代、後世に引き継ぎ、語り継ぐことが大事であります。しかし、戦争体験者も減少していく憂慮すべき現状もあります。

本町は、１９８８年（昭和６３年）に非核三原則を堅持し、核兵器廃絶を目指し、恒久平和都市とすることを宣言いたしました。人権とともに行政運営や執行の根幹をなすものであることから、次の点について町長の考えをお伺いいたします。

- １、本町の宣言の認識と核兵器廃絶の今日的意義について。
- ２、日本非核宣言自治体協議会及び平和首長会議への取り組み方について。
- ３、本町の総合計画との関係性について。
- ４、予算措置について。
- ５、宣言を具現化する取組と平和施策の拡充について。

以上、よろしくお願いいたします。

**○議長（小西久次）** 町田総務課長。

**○総務課長（町田啓司）** 若井政彦議員の「平和行政について」の御質問にお答えいたします。

我が国は、平和を希求し、不戦を誓う平和憲法の下、戦後８０年を歩んでまい

りました。先の大戦では、町内でも393人の尊い命が奪われました。今日の繁栄は、先人の犠牲と平和を希求するたゆまぬ努力の上にあることを、私たちは忘れてはなりません。

まず、1点目、2点目の御質問についてお答えいたします。

本町では、戦争の惨禍を二度と繰り返さないために、昭和63年9月26日に「竜王町平和都市宣言」を決議し、これまで宣言に込められた誓いの実現を目指し、平和に関する事業を行ってまいりました。日本非核宣言自治体協議会には平成14年度に、平和首長会議には平成21年度にそれぞれ加盟し、平和行政の推進をしています。

具体的には、日本非核宣言自治体協議会が所有するパネルや図書を借用し、平和祈念式典の開催に合わせて展示し、平和の尊さと核兵器使用の悲惨さを訴えています。引き続き、加盟自治体とともに恒久平和の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の御質問につきましては、本町の総合計画に平和行政の推進について直接的な施策の記述はありませんが、4つの基本理念を実現するには、平和なくしてできるものではございません。核兵器廃絶、恒久平和の実現に向けて、本町の町民だけではなく、世界の全ての人々とともに、豊かな暮らしと安心で安全な日常を守るために、現状の課題に向き合い、恒久平和のための努力をすることが重要であると考えています。

次に4点目、5点目の御質問についてお答えいたします。

本町では、恒久平和を実現するための具体的な取組として、平成23年度から、次世代を担う若い世代を含め、町民一人一人が平和について考えていただけるよう工夫をしながら平和祈念式典を挙行しています。

例えば、小中学生による平和学習の成果の発表、中学校生徒会による平和のメッセージ動画の作成など、これらを通じて若い世代にも平和について考え、平和の尊さを改めて考えていただけるように工夫しています。

また、式典当日に参加される方のみではなく、多くの町民の皆様にも平和について考えていただけるよう平和祈念式典の日を軸として、平和に関するパネル展、平和の書道展、子どもたちが平和の願いを込めて作成したうちわの展示、平和を題材とした冠句の展示など行っており、毎年、これらの事業を行うための予算を措置しています。

一人一人が平和について関心を持ち、戦争の悲惨さを学び、二度と戦争を起こ

してはいけないという教訓を次世代に引き継ぐための努力をし続けることが我々の使命であると考えており、これを実現できるよう今後も平和行政の推進に努めてまいります。

以上、若井議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 若井議員。

○3番（若井政彦） なかなか平和行政についてという質問は、これまでもあまりなかったかなというふうに思っています。

本当に核の問題については憂慮するものがありますが、1点目、2点目、3点目について再質問をさせていただきます。

日本が核兵器禁止条約を批准していないことや、またその会議にすら参加をしていない、こういったことの世界で唯一の被爆国としての対応については、本当に憤りと悔しさ、情けなさを感じるところでございますが、国のこういったことについて今日議論するにはあまりにも時間がございませんので、その議論は今日はやりませんが、ただ、核の問題は国と国との問題ではないというふうに、そこだけではとどまらない問題ではないかなというふうに思っています。

といいますのは、地方自治を守る問題でもあろうというふうに考えます。住民の命や暮らし、安全や権利、そして健康や福祉、こういったものを守り保持するという、そこに責任を持つ自治体として、核やその存在というものは相入れないものであろうというふうに思いますし、非人道的なもの、核と人類は共存できないものであろうというふうに思うわけですが、このことについて町長は同感いただけますか、というのがまず1点でございます。

本町は宣言をしてから、日本非核宣言自治体協議会や首長会議に加盟いたしております。そこへの積極的な参加がこれまではなかったのかなというふうに思うわけなんです、回答からはなかったのかなと思うんですが、そこにやっぱり積極的に参加をいただく。そして、各加盟の首長さんなんかといろんな全国の取組の情報共有をいただきながら報告して、それを活動、取組に生かしていただく、そういったことをお願いできないかなというのが2点目であります。

3点目については総合計画の関係でありますけれども、80年たった今、世界を見れば、御案内のとおりいまだに戦争や紛争が絶えることのないというこの状態の中で、その犠牲者は小さな子どもであったり、その母親であったり、そしてまた未来ある青年であったりと、こんな状況であります。

平和とは何もせず続くものではないと、待ってるだけではいけないというふ

うに思いますし、次の世代に平和の心をつないでいくための具体的な行動として  
どういうものができるのか、そのことを宣言した竜王町として、今後どのように  
平和のメッセージを発信し続けて、平和の行政や平和の教育に取り組んでいくの  
かなと、そのことをやっぱり総合計画、基本理念の中に反映させていただくべき  
じゃないかなというふうに思いますが、その点、どう宣言を生かしていただける  
のかなというところについてお聞かせいただきたいと思います。

**○議長（小西久次）** 西田町長。

**○町長（西田秀治）** 若井議員の平和行政についてということにつきまして御質問  
を3ついただきましたので、私の考え方についてお話をしたいと思います。

竜王町が平和都市宣言、また日本非核宣言を行い取り組んできた歴史ということ  
については、私は敬意を表しているところでございます。やはり必要なことだ  
ろうと思うし、そういう宣言を行った上で平和を希求するいろんな取組を進めて  
きたということについては、私は竜王町を高く評価しながら、また今後ともしっ  
かりと進めていく必要があるだろうと。

昨今、いろんな世界の情勢を見ていますと、ある意味少し心配にもなっていま  
すけれども、やはり平和を求める取組というのが我々行政の大きな責務だろうと  
思いますし、もちろんその中で核兵器の廃絶というのは私は必要だろうと思って  
います。ただ、そこで昨今のいろんな情勢を見る中で、国際関係の中でも少し核  
の問題というのは少し心配になってきているなというのが状況でございます。

それから、平和への取組の中で、昨今出てきた忠魂碑を平和記念碑に代えて、  
今年度70周年を記念して、それを平和の一つのシンボルとしてもう一度再確認  
をしようという取組についても、これもしっかりと進めていきたいなというふう  
に思っています。

それ以外の毎年夏に行っている平和の祈念の祭典というか取組についても、や  
はりしっかりと進めていかなきゃいけないだろうというふうに思っておりまして、  
そういう取組は、今後ともぜひ竜王町の中で継続して進められるように道筋をつ  
けられたらありがたいかなと思っております。

この日本非核宣言自治体協議会及び平和首長会議への参画につきましては、お  
っしゃるとおり私もあまり今までそのことについて関わってはいませんので、一  
度研究させていただきたいというふうに思います。それから、本町の総合計画と  
の関連性についても、庁内で議論をもう一度してみたいなと思っております。です  
ので、2と3については少し改めて時間をいただき、またいずれかの機会にその

方向性についてはお答えしたいなというふうに思っています。

本当に戦後80年ということで、またノーベル平和賞についても受賞、ある意味一つの大きな契機かなと思います。大変難しい課題ではありますが、御質問いただいたので、改めて取組について整理をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございます。

**○議長（小西久次）** 若井議員。

**○3番（若井政彦）** そういった研究もいただけるということで、心強く思っているところであります。

やっぱりこういった取組については、持続する取組が必要だというふうに思いますし、人権も同じなんです、やっぱり一人一人の意識が課題だというふうに思っていますので、そういった取組をいただきたいなというふうに思います。

これまで、回答にもございました、多くの取組をやっていただいています。以前に、平和を願う映画の集いといったものも取り組んだことがありました。これについては行政も積極的に関わっていただいていたというふうなことも思いますし、反核平和の日リレーということで、青年が広島で災禍した日をもって、県内の各自治体を訪問して平和の訴えをするという取組をお願いするという、こういったことにも竜王町行政も取組をいただいたということもございますし、学校では、先ほどもありましたように、修学旅行で沖縄、広島、長崎とかそういったところへ行って、現地で体験しながらということで取り組んでいただいたと。学校の先生におきましては、教え子を二度と再び戦場へ送らないといった思いで取り組んでいただいていますし、その流れがずっと続いているんだというふうに思います。

そこで、持続する取組をしていただきたいというのと、やっぱり戦争の記憶を風化させてはならんということで、今後取り組んでいただくのに検討いただきたいなということを幾つかお願いしたいと思いますが、この辺の見解をまたお聞かせいただきたいと思います。

まず、先ほど町長ほうから平和記念碑のことがございました。宣言文も刻銘いただくということで以前に聞かせていただきました。ただ、場所がまだ決まってありませんので、やっぱり町民の目に留まる場所といいですか、そういったところに設置いただきたいなという思いがあります。

そして、町の広報に、例えば8月といった節目のときに、宣言文を広報に載せ

て町民の目に触れる、そういったこともやったらいいのじゃないかなというふうに思います。

そして、これは大変なことなのですが、町民の派遣事業、沖縄、広島、長崎とか、そういったことが計画できればなおいいかなというふうなことも考えております。いずれも予算の要る話ですしあれなんです、検討いただく素材として与えたいと思います。

そして、今年は人権教育推進協議会が50周年です。前進の同和教育推進協議会から通算して50周年、人権の宣言が30年、竜王町の人間宣言、そして、うちが宣言してからは37年ということなのですが、周年の年で、今年はたまたまいろんな80年、70年という周年がありますが、この平和宣言をしてから37年ですが、向こう40年に向けて今から何か取組をできないかなと、こんなことも一つ提案をさせていただいて取り組んでいただければなというふうなことも思います。

人権教育推進協議会のほうも今年は人権啓発セミナーの中に一度平和の映画をやったりとか、そういったことも考えようということで今検討もされていますので、そこへもぜひとも主体的に取組をいただけたらなというふうに思っていますが、今後の具体的な取組として、その辺りについてのお考えがあればお聞かせをいただきたいし、できれば積極的に取り組んでいただきたいなというふうに思います、いかがですか。

**○議長（小西久次）** 杼木副町長。

**○副町長（杼木栄司）** 若井議員の再々質問というか、これからの平和行政への提案ということについてお答えをさせていただきたいと思います。

今年、町制70周年を迎えるのに、やっぱり戦後80年ということ意識をしながら節目の年やということで、町全体の事業も含めて節目の年になるように、きっかけづくりになるようにということで我々としては今考えているところでございます。

個々細かな点については、行政側としては本当に平和祈念式をいろいろ工夫しながら取り組んできたところですが、学校の現場とかいろんな現場はもっと平和政策なり人権政策について取り組まれておるかなと思います。

そういったことも含めまして、せっかくの節目の年でございますので、そういったことを意識しながらいろんな取組について、個々いろいろ何点か提案がありましたが、そういったことについてもできることを、今後検討していくことも含

めて進めてまいりたいと思います。

また、町制70周年という中では、町制70年を祝うというか感謝をするということで、自主事業的ないろんな事業の展開も町民の皆さんに求めているところでございますので、そういった意識の中でも戦後80年、町制70周年をしっかりと先人に感謝をしながら、それぞれの皆さん、それぞれの個人もいろんな事業を展開していただければありがたいかなと思っておりますし、そういったことも含めて積極的にしかけてまいりたいと思いますので、若井議員もはじめ、また皆さんの議員さん、またいろんな方々の中で、まず第一歩をチャレンジしてみようかなというようなことがございましたら御提案なり、また事業に提案もいただいて一緒にやっていければありがたいかなと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げておきたいと思います。

以上、要望、提案事項についての回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 次の質問に移ってください。

**○3番（若井政彦）** 2問目に移らせていただきます。

子育て支援施策の拡充について。

本町の全ての子どもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて現在、「こども計画」が策定されようとしています。

国もこども家庭庁を立ち上げようやく腰を上げたところであります。その柱は、①子育て世帯の家計を応援、②全ての子どもと子育てを応援、③共働き・共育を応援の三本柱であります。

「子どもは宝」、「地域の子どもは地域が育てる」など様々言われているところでもございます。自治体の果たす役割は重要であり期待が大きいというふうに思います。

今日の社会経済情勢からは、特に子育ての負担軽減は喫緊の課題であり、保護者、関係者からの期待が集まっています。これまでの施策に加え、さらに次代を担う子どもへの先行投資、負担軽減に係る次の施策の拡充について伺います。

1、満1歳までの子どもへの（仮称）おむつ宅配事業（無償）による、訪問・見守りで不安に寄り添う伴走型支援の充実は。

2、小中学生の制服・標準服の必要性の検討と無償化は。

3、2歳児までの保育料の無償化は。

以上、よろしくお願いします。

○議長（小西久次） 野村健康推進課長。

○健康推進課長（野村博嗣） 若井政彦議員の「子育て支援施策の拡充について」の御質問のうち、健康推進課からは1点目についてお答えいたします。

本町では、議員御提案の「おむつ宅配事業」の代わりとして、産後ママのケア訪問事業を行っております。これは、町内に住民登録のある4か月の乳児がおられる世帯に対して、御出産祝いにおむつを持って訪問することを機会とし、産後のお母さんや乳児の体調、日頃の様子を伺ったり、悩み事や育児不安などの相談を受けたりしております。

また、令和5年度から就学前児童誕生日祝金事業を実施しており、出生から就学前までの子どもを対象に誕生日ごとに商品券をお渡しし、親子での面談を行うなど、伴走型支援の充実に努めております。

訪問や面談時にお聞きした不安や悩みなどについて、お母さんの体の変化や子どもの発達に関することについては母子保健担当、育児に関することについては子育て支援担当につないでおり、必要があれば関係課や関係機関への仲介を行い、個々に応じた伴走型支援を行っておりますので、満1歳以降の子育てに対しても充実した支援を行っておるところでございます。

以上、若井議員への回答といたします。

○議長（小西久次） この際、申し上げます。ここで会議時間の延長を行いたいと思いますので、御了承願います。

森岡教育次長兼教育総務課長。

○教育次長兼教育総務課長（森岡道友） 続きまして、若井政彦議員の「子育て支援施策の拡充について」の御質問のうち、2点目及び3点目にお答えいたします。

2点目の御質問につきましては、中学生の制服については、着用することにより、1つ目として学校としての統一感、2つ目として華美にならない服装、3つ目として機能性、耐久性に優れた服装といった観点から、教育委員会としても必要であると考えており、令和4年度からブレザータイプの新たな制服が導入され、定着が進んでいるところです。

一方、小学生の標準服については、中学生と同様、統一感等の観点から、今日まで保護者等と各校とが協議を行い標準服として定めておりますが、入学式や儀式的行事等での着用が主であり、日常の着用率は低い状況となっておりますので、教育委員会として今後、保護者等の意見を踏まえた中で各校において検討することを働きかけていきます。

制服・標準服の無償化については、現時点では考えておりませんが、経済的理由によって就学困難と認められる新入学予定者の保護者に対し、就学援助費として制服や標準服の費用を含め援助を行っているところです。

3点目の御質問につきましては、保育料は、現在では国の制度として幼児教育・保育の無償化が令和元年度から始まっており、3歳児から5歳児の保育料は無償化、ゼロ歳児から2歳児についても、非課税の世帯等は無償となっております。また、多子世帯への保育料負担軽減についても、国及び県の制度に基づいて実施しております。

2歳児までの保育料の無償化拡充については、議員仰せのとおり子育て支援策の1つであると認識しておりますが、無償化拡充を行うには、持続可能で安定的な制度とするため、恒久的な財源を確保する必要がありますので、現時点では無償化拡充の予定はございませんが、国や県さらには県内各市町の無償化拡充の動向を注視してまいります。

以上、若井議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 若井議員。

**○3番（若井政彦）** 申し上げているのが政策的なことでございますので、できれば町長にお尋ねしたいなというふうに思っております。

令和7年度の予算を見ましても、本当に子育て支援施策等に拡充をし、非常に取り組んでいただいているということで、教育費を除いても総予算額のおおむね1割近くということで、すごい予算付けをいただいているということで、これについて本当に感謝と敬意を申し上げたいというふうに思います。

現在、核家族化が進んで地域とのつながりも希薄になる中で、孤独感を抱く妊婦の方とか子育て世帯、家族、そういった人たちが少なくない状態であります。孤立しやすいというか、そんな状況で、これについては予算委員会でもいろいろ新たな事業で説明を受けたところではありますが、私が申し上げるのも同じことなんです、本当に心身にストレスがかかる状態が続くと虐待につながるんじゃないかということも言われています。そういう意味では、早期の改善が必要だということで、産まれてから1歳までの間、毎月1回見守りをしながら、訪問をしていろんな状況を意見交換もしながら関係機関につないでいく、そのときにおむつを宅配する、こういったことで寄り添う伴走型支援ができないかなという、こういった質問の趣旨であります。

新年度の一般会計予算において、子育て世帯訪問支援事業が新規事業として予

算提案されています。これと基本的に目的等は何ら変わるものではないですが、やっぱり小さい子どもさんが産まれてからということで、そのおむつ宅配を、名称は別として、そういったことを追加できないだろうかというふうに思っています。場合によったら、おむつじゃなくても育児用品とか、そういったことも必要かも分かりませんが、要は、訪問とそういう支援が必要じゃないかなというふうに思っているところであります。このことについて何とかやっていただきたいんですが、お考えをいただきたいなと。

御案内のとおり、この宅配事業は、2016年（平成28年）に滋賀県東近江市で始まって全国に広がっていったということでもございますが、県内でも幾つかの自治体がもう既に取組をされているということもございますので、一つこの辺の考え方をお聞かせいただきたいなというふうに思っています。

そして、制服や標準服の関係なんですけど、私、実は制服、標準服ということを知りませんでした。中学生も小学生も着ているのは制服という認識があったわけなんですけど、制服と標準服という区別といいますか、そういうようなことがされています。

制服といいますと、やっぱり強制力が働くのかなという気がしますし、標準服の場合はそうでもなさそうかなというふうに感じているところなんですけど、いずれにしてもそれぞれ着用することによるメリット・デメリット、着用しないことによるメリット・デメリット、それぞれあるということは理解しているんですが、例えば中学校の制服であれば、高価だというふうなことが言われているのも事実であります。それは機能的で素材がいいということもあるようなんですが、本当に高いです。スラックスとか夏・冬用とかいろいろそろえていくと、さらにまたそこに中学校で自転車に伴いますと、本当に10万円を超える、場合によたらいろんなものをそろえるのは20万円近くなるという、現在の家庭の家計状況では大変な状況になるだろうというふうに思います。

そういう意味での経費負担ができないかなと、軽減ができないかなということと同時に、制服として統一してそろえるということであれば、義務教育は無償の原則から言えば支給することが適切じゃないかなというふうに思います。

一方でこども新生活応援事業、こういったものが新たな事業でございますが、転入者の18歳以下の子どもたちについては制服やかばんや自転車、そういったものの助成をしましょうというふうな事業があるわけです。ところが、ずっとここにおられる中学校へ行かれる方はその助成が適用にならんわけなんですけど、そ

れもちよっとどうかな、ちょっと不条理じゃないかなというふうな気もします。そんなことも含めながら中学校の制服についての見解もお聞かせを改めていただきたいと思います。

小学校の場合、標準服は着用するのが望ましいぐらいの見解かなと思うんですが、現実のところ、1年生に入学したときにその標準服を買われます。しかし、やっぱり成長します、子どもは。そうすると、6年の間に途中で大きいものを買われます。ところが、実際にその標準服を着ているときというのはほとんどない状態です。これでいいのかなというふうに思いますし、その標準服とて安価なものではないということでもあります。

竜王小学校と西小学校と何か若干統一しているようですが、そうでもなさそうだというふうな感じがしてます。ほとんど着ていない状態で、先ほどありましたが例えば入学式、卒業式、そういったときだけ着る。それすら西小学校と竜王小学校は若干違うということで、それぞれの学校の考え方と言ってしまうとそれまでなんですが、それでいいのかなという気がします。本当に必要なものであれば、購入案内するときに、標準服はこういうものですよということを明らかにして保護者に伝える必要もあるんじゃないかなと。保護者は、やっぱり標準服であっても制服と認識しているんじゃないかなというふうに思ってますので、その辺の必要性の検討はきちっとやっていただく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

回答では「検討することを働きかけていきます」となってますので、少なくとも「検討します」というふうな回答もいただきたいなという気はするわけなんです、見解を伺いたいと思います。

それと保育料の関係なんですが、現在、高校の授業料無償化の議論もあるわけなんですが、高校の授業料無償化やったら保育料って無償化で当たり前やろうぐらいにやっぱり思うわけなんですね。そういった意味では、家計において保育料の存在感ちゅうのは決して小さくないものだというふうに聞いてます。そういう意味では何とか対応ができないかなと。住民税の非課税世帯については無償ですと。確かに所得制限がいろんなところにかかる場合がありますけれども、0歳から2歳までの子が同じ保育や教育といいますか、そういうものを受けるのに負担が違うって、それでいいのかなという思いがしてなりません。ぜひとも無償化を考えていただくようなことができないかなということ、一つ改めてお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（小西久次） 甲津教育長。

○教育委員会教育長（甲津和寿） 若井議員の再質問の、制服、標準服のあたりのところを少しお話をさせていただけたらと思います。

たまたまですけれども、今日の朝のテレビで、関東、東京の辺りだったと思いますが、小学生の卒業式でも羽織袴とか、あるいは着物を着ている子どもがいて、そういうふうなのが少しトレンドになっているというか、というような話があって、実はその子どもたちのインタビューを聞いていると、朝4時ぐらいから起きて着つけがあったことで、あえて言いませんけど、〇〇さんの話のときは眠かったとか、おなかを締めつけられて着物を着てたので思うように歌が歌えなかったとか、呼びかけで声が出せなかったとか、そんなコメントをしているお子さんがおられました。これをどう捉えるのかなというふうに思って朝のニュースで見えておりました。

私たちはやっぱり子どもたちの卒業式ってのは大事な学校の行事であると、授業であるというふうに認識をしておりますので、そこで6年間の集大成の場が卒業式だということは、一人一人の子が服装とか、周りから見てじゃなくて、その子が輝く取組を学校として続けていくことが大事だろうというふうに思っている中で申しますと、少し町内でも一時、そういう着物を着たりとか、紋付袴を着たりというような子もありましたが、ここ1年はやっぱり卒業式にふさわしい服装を、何がふさわしいという議論もあるかもしれませんが、大事にしていこうということで、服装よりもという表現はよくないかもしれませんが、やっぱり気持ちのこもった卒業式に臨んでいこうということで指導をしている中で、西小学校の卒業式と竜王小学校の卒業式、それぞれ行われたかと思っております。

特に竜王小学校の子どもたちなんかは、ほぼ全員が標準服の、あるいは中学校の制服を着てますので、それが統一感があるかなと。西小学校においても、個人それぞれではありますけど、中学校の制服を着ている子もおりますし、標準服を着ている子もおるし、私服の子もいる、それぞれあるわけですがけれども、その辺りを考え合わせると、やっぱり子どもたちの学校生活で何を大事にするのかっていうことは改めて考えていく必要があるのかなというふうに思うところです。

先ほど課長が学校へ働きかけていくっていう話を申し上げましたが、標準服というのは基本的にやっぱり学校と保護者さん、PTAとで議論されてきた長年の経過があるかと思えます。先ほどの話の中でいうと、制服っていうのはやっぱり学校が指定しているものだというふうに考えてもらってもいいかと思うので、や

っぱりそれは学校としての規律・規則性と会規則あるいは生徒の学校としてのルールということで決めていると、その効果がどうかという問題はちょっと別にしまして。小学校の標準服の場合は、標準的にそろえていきたいと思いますということで、学校と保護者が協議をしてきて今日まで積み上がってきているというところです。

私も以前、竜王小学校にもおりましたし、一度、保護者さんに働きかけもさせてもらいました。ところが、なかなか二分する話になりまして、というのは、やっぱり子どもたちの清楚というか、学校の学びに合う服装を残してほしいという声がやっぱりありまして、それだけで、じゃあもう自由化されているからというふうにはどうしても竜王町の町内の保護者さんの中では統一感がなかなか持てなかったというのが今までの経過だと思います。西も同じようにアンケートを取った中でそういうことがありました。ただ、議員がおっしゃってるように、なかなか着ない機会が多くなっている、これも事実だと思います。

私は一つ思ってますのは、あの今の紺の標準服は、男子用・女子用をボタンの付け替えだけで着直しもできます。これはとてもいいものだ。ところが、その下のほうですね、半ズボンのほうがもう膝上ぐらいの半ズボンになっちゃうんですね、中学年ぐらいになってくると。そこに男の子ってやっぱりなかなか抵抗感があったり、女子もやっぱりスカートというのが基本になってますけど、これは必ずしもそれがいいかどうかという問題もあると。ひょっとすると、標準服の上着のところは一緒に考え直して必要なときに着ていこう、それで下は、今で言うショートパンツ的な半ズボンもあるでしょうし、長ズボンもあるでしょうし、そういうところで少し考えていくっていうのもあるのかなと。そういうことを提案しながら保護者さんと学校が議論してもらうことが大事で、あくまで相談に乗って一緒に協力もさせてもらいますけれども、標準服的な考え方というのでは、そういう意味ではアドバイスしたり、一緒になって考えるのが本来であろうと、我々の姿勢としてはそういうことだろうというふうには思っております。

そういったことから、今回御提案もいただいておりますように、かねてから気にもなっております。ですから、ぜひ今回のことの提案を基にしながら、両小学校標準服については話をしていきたいかなと。

ちょっと小学校でも聞きますと、3年生ぐらいまで着てた上着を一旦学校へ提供して、新1年生に入らる人にプレゼントする場合もあるし、卒業式が終わった翌日から1週間の間に、必要でなくなった標準服を学校に提供してもらえませんかという形で学校へ届けてもらっているのもあるというふうに聞いています。

これも今現在の話として。そういうことでリサイクルしていく、工夫をしていくっていうこともあるのかなということと、やっぱり着ないものを無駄にということもあるでしょうし、こどもの自由度ということもありますので、ちょっとその辺りいろいろ意見を集約しながら、学校も多面的に考えながら、これからの方向性をちょっと定めてくれたらなというふうに思っています。

いずれにしても、先ほど冒頭に申し上げたような、ちょっと卒業式の本来の姿というのは何なんだろう、あるいはそういう服装をする子と対峙する、全然そういうことのできないお子さんにとってはどうなんだろうと、そういうこともやっぱり考えていく必要があるんじゃないのかなということを思いますと、一概に自由でお互いに好きなようにっていうだけではどうなのかなというのを私自身としては感じるところです。

一方で中学生の制服につきましては、やっぱり学校としての統一感、ただ、価格の問題とか、補助の問題というのはちょっと別問題としてまた考えさせていただくということにしたいと思いますけれども、やっぱり機能性であり、耐久性であり、学校の統一感という意味では、全国的にも中学校の制服ってのは基本であるのかなというふうには思っているところです。

以上、ちょっと全体的な考え方ということになるかと思いますが、御意見、御提言いただいたことを基にしながら、学校と十分連携も取りながら、保護者さんの思いも聞かせていただいて、また今後進めていければと、良い方向に考えていければというふうに思いますので、一旦この形で回答とさせていただきます。

以上です。

**○議長（小西久次）** 西田町長。

**○町長（西田秀治）** 若井議員から3つの提案をいただいています。

そのうち、学校の制服の問題、標準服の問題を今、教育長から答弁いただきましたので、私からは1番と3番についてちょっと整理をしてお話をしたいと思います。

我々も、いろんな意味で子育て支援ということについては力を入れてきたつもりでございます。医療費についても今はもう高校生まで無償化というのができておりますし、また竜王町として給食費についても、今は小・中というところで無償化をしております。

そういう意味で、残っているところというのが、今おっしゃった保育のゼロ・

1・2歳ですかね、そのところが残っているということで、我々もこれを議論して、次のステップで必要であればこれは考えなければいけないねという議論をしているんですけども、今は県下で唯一このゼロ・2歳児の無償化をしているのは高島市だけなんですね。そんな状況の中で、これについても今年度というよりは、もう少し時間を置きながら検討していければというふうに思っています。

それから、今議員がおっしゃったおむつの宅配事業。我々はこれを今、先ほども説明しましたが、4か月乳児のおられる世帯に対して出産祝いにおむつを持って訪問することで、お母さん方の悩みを聞いていこうと、加えて令和5年度からは、就学前児童誕生日祝金事業を通じて毎年、就学するまで一定来てもらって悩みを聞いて、そういう意味の伴走を今させてもらっているということでございます。

おむつ宅配事業、これは東近江の先発でいろいろ取り組んでおられる事業で、私もたまたま同期の市長がいるので時々話もするんですが、うちはだからこれ4か月すると、この祝い金の毎年の1回で私はどうかなと思ってたんですよ。もしこれ、やはりそうじゃないんだと、逆立ちしてもこれはやるべきだという強い御意見であれば、ちょっと研究はさせてもらおうと、どういうミックスでやったらいいのか。ただ、健康推進課の意見もこのことについてはまだ確認できていませんので、そことも相談しながら研究していこうというふうに思っています。

それから2歳児までの保育については、もう少し時間をいただきたいなというふうに思っております。ただ、竜王町は本当に若い子どもたちの数が減り、若い人たちの出産数が減ってきてますので、これ何とかリカバリーしたい施策の1つとして考えておりますので、どうぞまたいろんな意味で要望いただいたら、できることはさせてもらいたいと思います。

以上でございます。

**○議長（小西久次）** 若井議員。

**○3番（若井政彦）** 町長、教育長のほうからいろいろ研究をすると、こういったこともお答えいただきましてありがとうございます。

新年度の予算総額が122億2,000万円。人口1万1,000人としても1人当たり110万円、やっぱりこれだけの行政のお一人お一人に役割を果たしていかならんということもございますので、一つ積極的な取組をいただきたいというふうに思います。

私、大事に持ってますけれども、町長がこども教育には惜しまず投資をすると、

きめ細やかな施策を実行すると、安心してくださいと、皆さんへの新たな負担はありませんと、これを大事に持っておりますけれども、こういったこともありまして勇断をいただけたらという思いで質問をさせていただきました。

一つ御提言させていただきたいのは、先ほど町長が言われました医療費、そして給食費、これは無償化いただきました。あと制服、保育料、そしておむつ、この5つの無償化策をできればアピールするような、こんなことで竜王町の子育て支援をさらに進めていただければなというふうなことを思っているところであります。

本当に大先輩にこんなことを言うのは申し訳ないんですが、努力はやっぱり無限です。しかし、時間は限りがあります。ただ、後悔は永遠になりますので、こういったことでできれば勇断をいただきますようお願いをして、質問を終わります。ありがとうございます。

**○議長（小西久次）** 次に、2番、三宅政仁議員の発言を許します。

2番、三宅政仁議員。

**○2番（三宅政仁）** 令和7年第1回定例会一般質問。2番、三宅政仁。

漏水事故の再発防止は。

令和6年12月19日に岡屋地先（町道岡屋山之上線）で起こった滋賀県企業庁の送水管からの漏水事故の影響で、町内全域で一時的な断水と工事による濁り水が発生しました。この間、6か所の給水場所で飲料水や生活用水として給水ポリタンクを活用した給水活動が行われ、近隣市町や職員の皆さんにも支援をいただいたことについて、町民は感謝をしています。

しかし、漏水の発生原因が経年劣化によるものなのか、人為的な操作ミスによるものなのか不透明であり、同じことが起きないか危惧をしています。また、当町のみならず、他県で発生した陥没事故のニュースもあり、町民の不安は増すばかりであります。

そこで、次の点について伺います。

1、管路更新計画に対して更新計画は遅れているのか、いないのか。

2、もし人為的な操作ミスならば、なぜ起こったのか。また、操作手順書や要領書はあったのか。

3、再発防止策は。

以上、お願いします。

**○議長（小西久次）** 越智上下水道課長。

**○上下水道課長（越智裕彰）** 三宅政仁議員の「漏水事故の再発防止は」の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の御質問についてお答えいたします。

管路更新については現在、大口径を中心に更新を進めているところでありますが、令和元年度に策定している管路更新計画と比べると遅れている状況でございます。

この要因といたしましては、計画策定時には想定できなかった物価高騰による工事費増大に伴う調整や、滋賀県企業庁と竜王ライン区間の施工調整に時間を要していることなどによるものです。

しかしながら、1年間で水道管を更新した延長の割合を示す管路更新率は、直近3か年の平均で0.51%となっており、本町と給水人口規模が同程度の類似団体の平均0.45%を、若干ではありますが上回っている状況であります。

次に、2点目の御質問についてお答えします。

町発注の山中配水池防水工事に伴い、本町職員が配水池内のバルブ操作を行った際に発生したものであり、本来、水道のバルブ操作は、操作手順書に基づき慎重かつ確実に行うのが鉄則となっております。

しかしながら、今回の操作時においては、経験に頼った操作を行ったことにより、想定以上に圧力の異常変動が発生し水道管が破損したものです。

最後に、3点目の御質問についてお答えいたします。

再発防止策として、あらかじめ滋賀県企業庁と連携等を密にし、手順書等を作成の上で、経験だけに頼らない作業を行うということが非常に重要であったと改めて感じたところです。参考までにその後の作業等については、連携等を行い、作業は無事に完了しております。

また、滋賀県企業庁と関係市町等が一堂に会する情報交換会や研修会などの機会を設けるなど、取組を進めてまいります。

以上、三宅議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 三宅議員。

**○2番（三宅政仁）** まず1点目の回答に対する再質問ですけれども、物価高と県との調整が要因になって計画がちょっと遅れているというような答弁だったかと思えます。

そうであれば、計画の見直しっていうのが必要かなというふうに思います。もし見直し等をされているのであれば、進捗があれば教えていただきたいと、これ

が1つです。

次に2点目と3点目の回答に対する再質問なのですが、部門長である井口主監にちょっとお答えしていただきたいんですけれども、手順書に基づいて行うのが鉄則であると回答にあったんですけれども、水道バルブの操作でも手順書って言うのがなかったというふうに今の答弁で理解をしたんですけれども、やっぱり優先順位を上げて早急にこの過去の事例というか、今回の漏水事故も含めて早急に要領書を整備していただきたいなと思っておりますので、ぜひ過去の事例も含めて再発防止のために教育をしていただきたいと思います。

真因についてのことなんですけれども、今回は県の企業庁のほうの送水管から漏水をしたということだったんですけれども、やはり管の劣化、操作で圧力がかかったという話もあったんですけれども、でもやっぱり管のほうにも劣化があるんだろうと、相当進んでいるんだろうというふうにも考えられますし、自然にこの漏水が今度は町のほうの管で起こるんじゃないかなというふうな不安が町民にはあるというふうに思います。町民の安心安全というところを担保するというのは、やっぱり一丁目一番地の取組だと私は思っていますので、そういった取組に対して今後の見解を伺いたいと思っています。よろしくお願いいたします。

**○議長（小西久次）** 越智上下水道課長。

**○上下水道課長（越智裕彰）** それでは、私のほうから、三宅議員の再質問の1点目につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、本町の管路更新計画につきましては、令和元年度（平成31年度）に策定をさせていただいておりまして、令和元年度から令和11年度までの10年の計画となっております。

適宜全体の計画につきまして、一部見直し等を実施しながら工事等の実施をしておりますが、大きな改定につきましては今日までまだ実施をさせていただいておりません。今年度、来年度にかけまして、管路更新計画ではないんですが、竜王町の水道事業ビジョン、並びに経営戦略の改定業務を今進めさせていただいておりますので、そちらのほうの改定を踏まえてまた新たに今後の計画の改定をしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、回答といたします。

**○議長（小西久次）** 井口産業建設主監。

**○産業建設主監（井口清幸）** 三宅議員の再質問の2点目と3点目について、私のほうから回答申し上げたいと思います。

先ほども上下水道課長の方から申し上げたとおりなんですが、2点目のバルブの操作というところです。これにつきましては、口径によって何分ぐらいをかけて回せとかいろいろ細かいところは、特に町としてマニュアルを持ってるものではないんですが、基本的にはやはり水道協会とか、いろんな協会がございまして、そこからマニュアルが出ております。したがって、3点目とも連動するわけですが、やはり基本に立ち返ってそのマニュアルをしっかりと、それに基づいて操作をするということがやっぱり一番基本であろうなというふうに思いますので、当時バルブを触った職員も、やはり何年か上下水道の中でそうした経験を踏んだ職員ですので、我々もやっぱり安心をしてたところもあったと思いますし、以前申し上げましたけれども、何よりもやっぱり今回は県の企業庁の管とやっぱり影響を及ぼすような箇所でありましたので、これもやはり何度も申し上げておりましたけど、やっぱり県のほうと事前に連絡調整を図る中で、県の指導もいただく中で操作を行うべきであったんやろなというふうに反省をしております。

この手順書については、もう一度県との連携、3点目にも関係しますけども、町の施設もそうですし、県が関連する箇所もございまして、もう一度そこら辺はきっちりと、町は町として、また県と関係するところについては県としっかりとそこらの手順書を改めて作成をして、しっかりとそれに基づいて行っていくというふうに思います。

あと3点目に絡みますけれども、やはり竜王町も技術職員が不足もしてますし、特に水道あたりについては経験が物を言うとか、物が言うというか、大変大事なところかなと思いますので、そういうところについてはなかなか県のほうもそうした技術屋さんが不足してて、町のほうに派遣ということにはなかなかならんか分かりませんが、そういうところもやはり今後町の課題として県と、人事交流も含めて、できたらそういう指導をいただくようなことをまた県のほうにもお願いをしていきたいなと、かように思っております。

何よりも今回については、非常に町民の皆さん方に御迷惑をおかけしましたので、今後竜王ラインについては非常に大きな管でもございまして、県のほうと並行して今後工事をせなあきませんので、その点につきましては今後また工事についても連携をしながら進めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 三宅議員。

**○2番（三宅政仁）** 起こったことに対しては特に言うことはないんですけども、

やはり起こったことからしっかり学んで、次起こっても最小限に抑えるといいですか、被害を抑えるというところが、起こさないのは大前提ですけども、できたら抑えていきたいなというところで今日質問させていただいてます。

例えばですけども、人がやっぱり経験でやってると忘れたりしますし、人ってミスもしますので、やっぱりしっかり県に、先ほど事前連絡を入れるって言われてたんですけども、それもすごく大事だと思います。

あと今回起こったことですよね、これをミスしたら、こんなミスしたらこんなこと起こりますよとか、この過去の事例とかその辺もしっかり含めて落とし込んだ手順書っていうのがあれば、実際に作業する方も真剣にじゃないですけど、ミス防止にもつながるのかなと思っておりますので、ぜひともそういった要領書を作成していただきたいなと思いますし、教育をしていただくことをお願いいたします、私の再々質問を終わらせていただきます。

**○議長（小西久次）** これをもって、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後5時31分